

328.1  
SE 24



\* 0017601000 \*

0017601-000

328. 1-S e 24ウ

経済犯罪の事実摘示例の研究

関之・著

松華堂

昭和17

ACI



490



328.1  
SE-29



司法事務官 關

之 著

經濟犯罪の事實摘示例の研究

東京 松華堂發行





## 序

本書は經濟事件の處理に當る實務家の便益の爲め、其の犯罪事實の摘示方に付研究を爲し、之を取纏めたものである。

犯罪の捜査及裁判の核心が事實の確定に在ることは固よりであるが、此の確定せる事實を文章に表現することは又重要な事柄である。夫れは刑事手續法上、犯罪事實は文章の一定の要式に依つて明確化されることを求められてゐるからである。而して此の法律的要請の外に、文章としての體裁の完備することも亦刑事手續書類の威嚴を保持する上に於て必要なることである。此の爲め實務家は事實の文章化に彫骨鑿心の苦心を重ねるのである。

此の理は經濟事件に於ても固より異なるものでない。經濟事件は寧ろ他の事件に比し著しく多様性、犯罪事實の技術的特性に富むを以て、斯かる困難は



愈々倍加する次第であつて、此の點に關する研究は實務家の便益に資するところが尠くないと思はれる。

本書は、斯かる實務家の要請に應ふるのであつて、先づ經濟事件に付其の犯罪事實の一般的法律的且綜合的研究をなし、更に多くの事例を蒐集し、之を分類的に研究し取纏めたのである。幾分にも實務家の便益に資するものがあらば幸である。

昭和十七年十一月

著者識

### 經濟犯罪の事實摘示例の研究

#### 目次

緒論	.....	一
第一編 經濟事件犯罪事實摘示例の綜合的研究	.....	七
第一章 經濟事件の意義及其の範圍	.....	七
第二章 犯罪事實の記載と刑事訴訟書類	.....	二四
第三章 犯罪事實の意義	.....	三三
第四章 經濟事件の犯罪事實の特質	.....	四七
第五章 經濟事件の犯罪事實の定型	.....	五〇
第六章 經濟事件犯罪事實摘示上の注意	.....	五三
第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究	.....	五五
第一章 緒論	.....	五五



第二章

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反事件

關係犯罪事實摘示例

第一項 物價統制違反事件關係

(一) 物品販賣價格取締規則關係

- 記載例一(第一條、釘指定日價格違反)..... 六八
- 記載例二(第一條、銑鐵屑公定價格違反)..... 六九
- 記載例三(第一條、屑鐵公定價格違反)..... 六九
- 記載例四(第一條、屑アルミ公定價格違反)..... 六一
- 記載例五(第一條、綿帆布公定價格違反)..... 六一
- 記載例六(第一條、綿織物公定價格違反)..... 六一
- 記載例七(第一條、布靴公定價格違反)..... 六一
- 記載例八(第一條、自動車タイヤ公定價格違反)..... 六五
- 記載例九(第一條、アルカリクレーム公定價格違反)..... 六五
- 記載例一〇(第一條、調帶公定價格違反)..... 六六
- 記載例一一(第一條、砂糖公定價格違反)..... 六九
- 記載例一二(第一條、黒檀板指定日價格違反)..... 七〇
- 記載例一三(第一條、酒類公定、指定日價格違反)..... 七一

第二項

鐵鋼統制違反事件關係

- (一) 鐵鋼工作物築造許可規則關係
  - 記載例(第一條)..... 七七
- (二) 機械設備制限規則關係
  - 記載例(第二條)..... 七八
- (三) 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件關係
  - 記載例一..... 七九
  - 記載例二..... 七九
  - 記載例三..... 八〇
- (四) 鉄鐵鑄物製造制限ニ關スル件關係
  - 記載例一..... 八二
  - 記載例二..... 八二



(五) 鐵鋼配給統制規則關係……………八三  
 記載例一(第二條)……………八三  
 記載例二(第二條)……………八三  
 記載例三(第二條)……………八三  
 記載例四(刑法犯を含む複雑なる事例)……………八六  
 記載例五(割當證明書の詐欺及背任を含む複雑なる事例)……………九三  
 鐵鋼配給統制規則關係……………九七  
 記載例一(第七條)……………九七  
 記載例二(第十二條)……………九七  
 鐵屑配給統制規則關係……………九九  
 記載例一(第二條)……………九九  
 記載例二(第二條)……………九九  
 記載例三(第三條)……………一〇〇  
**第三項 非鐵金屬統制違反事件關係……………一〇一**  
 (一) 銅使用制限規則關係……………一〇一  
 記載例一(第四條)……………一〇一  
 記載例二(第四條)……………一〇一  
 記載例三(第四條)……………一〇一

(二) 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則關係……………一〇三  
 記載例一(第三條)……………一〇三  
 記載例二(第三條)……………一〇三  
 (三) 銅、鉛、錫等配給統制規則關係……………一〇四  
 記載例一(第四條、第四條ノ二)……………一〇五  
 記載例二(第四條ノ二)……………一〇五  
 記載例三(第四條)……………一〇六  
 記載例四(第四條、古物商取締法違反)……………一〇六  
 記載例五(第四條、第四條ノ二)……………一〇七  
 (四) アルミニウム屑配給統制規則關係……………一〇九  
 記載例(第四條)……………一〇九  
**第四項 燃料統制違反事件關係……………一〇九**  
 (一) 揮發油重油販賣取締規則關係……………一〇九  
 記載例一(第二條)……………一〇九  
 記載例二(第二條)……………一一〇  
 記載例三(第二條)……………一一一  
 記載例四(第二條ノ二)……………一一四



記載例五(第五條ノ四) ..... 一三四

記載例六(第五條ノ四) ..... 一三五

記載例七(第二條、第八條、第九條) ..... 一三五

記載例八(重油購買券不正發行と濫職罪の事例) ..... 一三六

(二) 石炭販賣取締規則關係 ..... 一三一

記載例(第九條) ..... 一三一

第五項 纖維統制違反事件關係

(一) 纖維工業設備ニ關スル件關係 ..... 一三三

記載例 ..... 一三三

(二) 毛製品ステープルファイバー等混用規則關係 ..... 一三三

記載例 ..... 一三三

(三) 綿絲配給統制規則及綿製品ステープルファイバー等混用規則關係 ..... 一三四

記載例一(綿絲配給統制規則第三條、綿スフ混用規則第二條第三條) ..... 一三四

記載例二(第三條) ..... 一三〇

記載例三(第三條) ..... 一三三

記載例四(第四條、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件) ..... 一三三

記載例五(第四條、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件) ..... 一三五

(四)

記載例六(綿絲割賞票關取の事例) ..... 一三五

綿絲配給統制規則關係 ..... 一三七

記載例一(第一條、第二條) ..... 一三七

記載例二(第三條、第四條) ..... 一三八

記載例三(第三條、第四條) ..... 一三九

記載例四(刑法犯を含む複雑な事例) ..... 一四一

(五) 綿製品ノ製造制限ニ關スル件關係 ..... 一四三

記載例一 ..... 一四三

記載例二 ..... 一四四

(六) 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件關係 ..... 一四六

記載例一 ..... 一四六

記載例二 ..... 一四六

記載例三(刑法犯を含む複雑なる事例) ..... 一四九

記載例四(公記號不正使用を伴ふ複雑なる事例) ..... 一五〇

記載例五ノ一乃至三(輸出綿絲布購入票詐欺濫職を伴ふ複雑なる事例) ..... 一五七

記載例六(補助罪) ..... 一七四

(七) 綿製品ノ加工制限ニ關スル件關係 ..... 一七四

記載例 ..... 一七四



(ウ) 輸出綿製品配給統制規則關係 ..... 一七五  
記載例(第九條第二項) ..... 一七五

第六項 皮革統制違反事件關係 ..... 一七六

(一) 皮革使用制限規則關係 ..... 一七六  
記載例一(第一條) ..... 一七六

記載例二(第一條) ..... 一七六  
記載例三(第一條) ..... 一七六

(二) 皮革配給統制規則關係 ..... 一七七  
記載例(第七條ノ二、第八條第一項、第九條) ..... 一七七

(三) 兎毛皮使用制限規則關係 ..... 一七七  
記載例 ..... 一七七

(四) 家兎屠殺制限規則關係 ..... 一七九  
記載例(第二條) ..... 一八〇

第七項 ゴム統制違反事件關係 ..... 一八〇

(一) ゴムノ使用制限ニ關スル件關係 ..... 一八〇  
記載例 ..... 一八〇

(二) ゴム配給統制規則關係 ..... 一八一

記載例一(第七條) ..... 一八一  
記載例二(第五條、第七條) ..... 一八二  
記載例三(第五條) ..... 一八三

第八項 奢侈品等製造販賣制限規則違反事件關係 ..... 一八四

(一) 屑ゴム粉末ゴム配給統制規則關係 ..... 一八四  
記載例一(第四條、第五條、第七條) ..... 一八四

記載例二(第一條、第七條) ..... 一八五  
記載例三(第一條) ..... 一八五

第九項 食料品統制違反事件關係 ..... 一八六

(一) 臨時米穀配給統制規則關係 ..... 一八六  
記載例(第四條、第十一條) ..... 一八六

(二) 米穀管理規則及臨時米穀配給統制規則關係 ..... 一八九



記載例(管第三條、臨第三條).....	一九〇
(目) 砂糖配給統制規則關係.....	一九一
記載例一(第五條).....	一九一
記載例二(第七條).....	一九二
記載例三(第十六條).....	一九三
記載例四(第二十條).....	一九三
(四) 鶏卵配給統制規則關係.....	一九三
記載例一(第一條).....	一九四
記載例二(第三條).....	一九四
第十項 臨時措置法第九條關係.....	一九四
記載例(統制團體役員の瀆職罪の事例).....	一九五
第十一項 其他の違反事件關係.....	一九七
セメント配給統制規則關係.....	一九七
記載例(第十二條).....	一九七
<b>第三章 國家總動員法違反事件關係犯罪事實摘示例</b> .....	一九八
第一項 價格等統制違反事件關係.....	一九八

(一) 價格等統制令關係.....	一九八
(1) はしがき.....	一九八
(2) 實績類違反.....	二〇〇
記載例一(第二條、板硝子).....	二〇〇
記載例二(第二條、自轉車用ランプ).....	二〇一
記載例三(第二條、電線の絹巻加工費).....	二〇一
記載例四(第二條、菓子).....	二〇一
(3) 契約を爲したるべき類違反.....	二〇四
記載例一(第二條、腕時計).....	二〇四
記載例二(第二條、銀地金).....	二〇五
(4) 開令額(市場價格)違反.....	二〇六
記載例一(第二條、電線).....	二〇六
記載例二(第二條、銀地金).....	二〇七
記載例三(第二條、木材).....	二〇八
記載例四(第二條、コバルト其他).....	二〇八
(5) 協定認可類違反.....	二一一
記載例一(第二條、古新聞).....	二一一
記載例二(第二條、第三條、ショップ).....	二一一



記載例三(第二條、第三條、雜穀)……………三二二

記載例四(第二條、第三條、珙瑯パケツ)……………三二三

記載例五(第二條、第三條、荏胡麻)……………三二四

記載例六(第二條、第三條、皮革)……………三二五

記載例七(第二條、第三條、金網)……………三二六

記載例八(第二條、第三條、植物油)……………三二六

(6) 物品販賣價格取締規則による指定日の販賣價格違反……………三二八

記載例一(第二條、第二十條、地下足袋)……………三二八

記載例二(第二條、第二十條、萬年筆用中袋)……………三二八

記載例三(第二條、第二十條、鑄造)……………三二九

記載例四(第二條、第二十條、ネクタイ)……………三三〇

記載例五(第二條、第二十條、公正證書原本不實記載を伴ふ複雑なる事例、紙類)……………三三一

(7) 公定價格違反……………三三四

記載例一(第七條、木炭)……………三三五

記載例二(第七條、蕎麥粉)……………三三五

記載例三(第七條、木炭)……………三三七

記載例四(第七條、澱粉)……………三三九

記載例五(第七條、豚肉)……………三三九

記載例六(第七條、木炭)……………三三〇

記載例七(第七條、豚肉)……………三三〇

記載例八(第七條、乾餛飩)……………三三一

記載例九(第七條、酒)……………三三一

記載例一〇(第七條、酒)……………三三三

記載例一一(第七條、精米)……………三三三

記載例一二(第七條、豚肉)……………三三四

記載例一三(第七條、スフ、モスリン)……………三三五

記載例一四(第七條、酒)……………三三六

記載例一五(第七條、梅焼)……………三三六

記載例一六(第七條、Bランチ)……………三三七

記載例一七(第七條、砂糖)……………三三八

記載例一八(第七條、米飯)……………三四〇

(8) 物品販賣價格取締規則に依り定められし公定價格違反……………三四〇

記載例一(第七條、第二十一條、ダイヤ)……………三四〇

記載例二(第七條、第二十一條、屑紙)……………三四一

記載例三(第七條、第二十一條、紙)……………三四三

記載例四(第七條、第二十一條、紡毛毛織絲)……………三四三



記載例五(第七條、第二十一條、ゴム調帯) ..... 二四四

記載例六(第七條、第二十一條、丸釘) ..... 二四五

(9) 法令額違反 ..... 二四六

記載例一(第六條、臨時肥料配給統制法) ..... 二四六

記載例二(第六條、米穀配給統制法) ..... 二四七

記載例三(第六條、自動車交通事業法) ..... 二四九

記載例四(第六條、飼料配給統制法) ..... 二五〇

記載例五(第六條、米穀配給統制法) ..... 二五一

(10) 第八條違反 ..... 二五三

記載例(第七條、第八條、第二十一條、カーバイト) ..... 二五三

(11) 第九條違反(脱法行為) ..... 二五三

記載例(第九條、縮緬) ..... 二五三

(12) 地代家賃統制令關係 ..... 二五四

記載例一(第三條、第十三條) ..... 二五四

記載例二(第三條、第八條、第十二條) ..... 二五五

記載例三(第三條、第十二條、第十三條) ..... 二五六

記載例四(第三條、第十二條、第十三條) ..... 二五六

記載例五(第三條、第八條、第十二條) ..... 二五八

記載例六(第三條、第十三條) ..... 二五九

記載例七(第三條、第八條、第十二條、第十三條) ..... 二六〇

(13) 宅地建物等價格統制令關係 ..... 二六一

記載例(第二條) ..... 二六一

(14) 臨時農地價格統制令關係 ..... 二六二

記載例一(第三條) ..... 二六二

記載例二(第三條) ..... 二六二

記載例三(第三條) ..... 二六三

**第二項 物資統制違反事件關係** ..... 二六四

(1) 米穀搗精等制限令關係 ..... 二六四

記載例(第二條) ..... 二六四

(2) 金屬回收令關係 ..... 二六四

記載例(第三條) ..... 二六四

(3) 物資統制令關係 ..... 二六五

(1) 食肉配給統制規則關係 ..... 二六五

記載例一(第五條、第八條、屠場法) ..... 二六五

記載例二(第八條、屠場法) ..... 二六六



記載例三(第十一條、第十四條).....二六七

(2) 纖維製品配給消費統制規則關係.....二六八

記載例一(附則第二項、不實申告).....二六八

記載例二(第八條).....二六八

記載例三(第九條).....二六九

記載例四(第十一條).....二六九

(3) 青果物配給統制規則關係.....二七〇

記載例一(第十條).....二七〇

記載例二(第十條、價格等統制令第七條).....二七一

記載例三(第十三條).....二七二

(4) 諸類配給統制規則關係.....二七三

記載例(第十一條、價格等統制令第七條).....二七三

(5) 鮮魚介配給統制規則關係.....二七四

記載例一(第九條、價格等統制令第七條).....二七四

記載例二(第十條).....二七五

記載例三(第十條、價格等統制令第七條).....二七五

(6) 麥類配給統制規則關係.....二七六

記載例(第四條、臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則).....二七六

第三項 物資及價格統制違反競合事件關係

記載例一(揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ五、價格等統制令第七條).....二七九

記載例二(鐵屑配給統制規則第二條、價格等統制令第七條).....二七九

記載例三(鐵鋼需給統制規則第九條、價格等統制令第二條).....二八〇

記載例四(屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則第四條第五條第七條、ゴム配給統制規則第四條ノ二、價格等統制令第七條).....二八一

記載例五(セメント配給統制規則第九條、鐵鋼需給統制規則第九條、價格等統制令第二條第七條).....二八三

記載例六(纖維製品製造制限規則第二條、絲配給統制規則第三條第六條、價格等統制令第七條).....二八四

記載例七(カーバイト配給統制規則第五條、價格等統制令第七條).....二八五

第四項 勞務統制違反事件關係.....二八七

(一) 從業者雇入制限令關係.....二八七

記載例一(第二條).....二八七

記載例二(第二條).....二八八

記載例三(第二條).....二八九

(二) 賃金臨時措置令關係.....二九〇

記載例一(第二條、第四條).....二九〇



記載例二(第四條) ..... 二九一

記載例三(第四條) ..... 二九一

記載例四(第五條) ..... 二九三

記載例五(第九條) ..... 二九三

記載例六(第十二條) ..... 二九四

記載例七(第十二條) ..... 二九四

(二) 貨金統制令關係 ..... 二九五

記載例一(第五條) ..... 二九五

記載例二(第五條) ..... 二九五

記載例三(第十四條) ..... 二九六

記載例四(第十一條、第二十一條) ..... 二九七

(四) 國民徵用令關係 ..... 二九八

記載例一(第三條、第七條) ..... 二九八

記載例二(第三條、第十七條) ..... 二九八

記載例三(第三條、第四條) ..... 二九八

(五) 勞務調整令關係 ..... 二九九

記載例一(第四條、第五條) ..... 二九九

記載例二(從業者移動防止令、勞務調整令) ..... 三〇〇

第五項 企業統制違反事件關係 ..... 三〇一

——臨時農地等管理令關係——

記載例一(第三條) ..... 三〇一

記載例二(第五條) ..... 三〇一

記載例三(第十條) ..... 三〇一

第四章 其他統制經濟法令違反事件犯罪事實摘示例 ..... 三〇四

第一項 米穀配給統制法違反事件關係 ..... 三〇四

記載例一 ..... 三〇四

記載例二 ..... 三〇五

第二項 工業組合法違反事件關係 ..... 三〇六

記載例一 ..... 三〇六

記載例二 ..... 三〇六

記載例三 ..... 三〇七

第三項 外國爲替管理法違反事件關係 ..... 三〇七

記載例一(法第一條第一號、規則第十五條) ..... 三〇七

記載例二(法第一條第二號、規則第十七條、第十八條) ..... 三〇七



記載例三(法第一條第二號、規則第十八條).....三七四

記載例四(前同上).....三七五

記載例五(法第一條第一號、規則第十一條第一號、第十三條).....三七六

記載例六(法第一條第四號、規則第十一條第二號).....三七七

記載例七(法第一條第二號、規則第三十一條).....三七八

記載例八(法第一條第十七號、規則第六十三條、關稅法第三十七條、第七十六條).....三七八

記載例九(法第一條第十七號、規則第六十三條).....三七九

記載例一〇(法第一條第十七號、規則第六十九號、關稅法第七十五條).....三七九

記載例一一.....三八〇

記載例一二.....三八〇

記載例一三.....三八四

記載例一四.....三八五

記載例一五.....三八六

記載例一六.....三八七

記載例一七.....三八八

記載例一八.....三八八

記載例一九(外國人關係取引取締規則).....三九〇

記載例二〇(前同上).....三九一

第四項 暴利行為等取締規則違反事件關係

記載例一(第一條第一項).....三九二

記載例二(第一條第三項).....三九四

記載例三(第一條第三項).....三九八

記載例四(第一條第二項).....三九九

記載例五(第一條第二項).....三九九

記載例六(第一條第四項).....四〇〇

第五項 產金法違反事件關係

(一) 產金法關係.....四〇一

記載例(第一條).....四〇一

(二) 金買上規則關係.....四〇一

記載例(第七條).....四〇一

(三) 金使用規則關係.....四〇二

記載例一(第一條、第五條).....四〇二

記載例二(第五條).....四〇三

(四) 金保有狀況調查規則關係.....四〇三

記載例.....四〇三



第六項 飼料配給統制法違反事件關係…………… 四〇四  
 記載例…………… 四〇四  
 第七項 臨時肥料配給統制法違反事件關係…………… 四〇四  
 記載例…………… 四〇五  
 第八項 其他參考事件…………… 四〇五  
 記載例一(所謂開取引利用のケツマクリと稱する詐欺等事件)…………… 四〇五  
 記載例二(臨時農地等管理令)…………… 四〇一  
 記載例三(纖維製品配給消費統制規則)…………… 四一五  
 記載例四(同上)…………… 四二七  
 記載例五(同上)…………… 四二八  
 記載例六(企業許可令)…………… 四一九  
 記載例七(暴利行爲等取締規則)…………… 四二〇  
 第三編 犯罪事實摘示訴訟書類集録…………… 四三三  
 捜査報告書…………… 四三三  
 意見書…………… 四三四  
 不起訴處分書…………… 四三六

略式命令請求書…………… 四三七  
 略式命令書…………… 四三八  
 公判請求書…………… 四三一  
 第一審區裁判所判決書…………… 四三三  
 第一審區裁判所判決調書…………… 四三七  
 戰時刑事特別法第二十六條ニ依ル第一審判決書…………… 四四一  
 戰時刑事特別法第二十六條ノ規定ニ依ル證據説明及擬律ノ起案例…………… 四四四  
 豫審請求書…………… 四四六  
 豫審終結決定書…………… 四四八  
 第一審地方裁判所判決書…………… 四七七  
 第二審控訴院判決書…………… 四八八  
 大審院判決書…………… 五〇五  
 上告棄却…………… 五〇五  
 破毀自判…………… 五二八  
 破毀差戻…………… 五三四



## 經濟犯罪の事實摘示例の研究

### 緒論

今日經濟事犯の處理に當る實務家、即ち司法警察官吏、檢事及判事は固より、一般に經濟事件とは如何なるものであるかを知らうと欲する者にとつて、犯罪事實の具體的實例を示し之に基いて検討することは、參考となるものが尠くないであらう。特に經濟事件は、現在一つの纏まつた大きな新らしい犯罪群として戰時下の我が國に生起し、事犯處理の實務の上に於ては法律上、捜査上又更に現下我が國の統制經濟の上に於ては其の實施遂行上幾多の重要問題を提出してゐるのであつて、此の現實の事案に鑑み、此の種研究の差迫つた必要性を感じるのである。

一 是れ其の必要性を生ずる具體的理由は、凡そ次の如きものである。

第一は統制經濟法令、從つて之が違反の種類が極めて多いことである。昭和十二年七月支那事變勃發と共に、我が國の經濟は茲に之に即應する統制を受くるに至り、其の後事變の進展擴大に比例して其の統制の程度は廣く且深く各般の面に及んで今日に至つたのである。而して此の間に制定公布せられた統制經濟法令は、右の統制の強化擴大に比例して、實に夥しき數に上るのである。

今次の統制經濟法令の一つの大なる特色として、基本法に依る委任命令の型式を採つてゐることを



指摘することが出来る。基本法に依る委任命令の型式とは、先づ一定の基本法を制定するのである。此の基本法は一定の統制の枠を定め、其の範圍にて統制上必要なる命令を制定實施する權能を、行政官廳に委任するのである。行政官廳は此の委任に基き、必要に應じ命令を定めて公布實施して、統制を遂行するのである。此の立法方法は、我が國のみならず、今次大戰に於ては正に世界的傾向であると云ふことが出来る。事態の變轉の急に對處するには、自ら斯る方法を採らざるを得ないのである。而して今次統制經濟に於て、我が國が制定實施した此の種基本法は、既に之のみにて相當多數である。今參考迄に、其の中の主要なるもののみだけでも採録すると、左の通りである。

國家總動員法 昭和十三年四月一日法律第五十五號

昭和十四年四月五日法律第六十八號改正

昭和十六年三月三日法律第十九號改正

輸出入品等二關スル臨時措置法(略稱臨時措置法)

昭和十二年九月十日法律第九十二號

昭和十三年五月二十四日法律第八十五號改正

昭和十六年三月三日法律第二十號改正

臨時資金調整法 昭和十二年九月十日法律第八十六號

昭和十四年四月ヨリ昭和十七年四月迄ニ五回改正

金 法 昭和十二年八月十一日法律第五十九號

昭和十四年四月十日法律第八十號改正

石炭統制法 昭和十五年四月八日法律第四百四號

米穀ノ國家統制ニ關スル法律

昭和十二年九月十日法律第九十號

昭和十五年三月昭和十六年三月ノ二回改正

米穀配給統制法 昭和十四年四月十二日法律第八十一號

飼料配給統制法 昭和十三年三月三十日法律第三十九號

木材統制法 昭和十六年三月十三日法律第六十六號

鹽統制法 昭和十六年三月十三日法律第六十七號

貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律

昭和十二年八月十三日法律第七十三號

輸出品及輸出品製造資金融通損失補償法

昭和十五年四月一日法律第八十六號

外國爲替管理法 昭和八年三月二十九日法律第三十八號

昭和十二年八月ヨリ昭和十六年四月迄ノ間ニ五回改正

電力管理法 昭和十三年四月六日法律第七十六號

臨時船舶管理法 昭和十二年九月十日法律第九十三號

食糧管理法 昭和十六年三月六日法律第三十五號改正

昭和十七年二月二十一日法律第四十號

以上を其の主なるものとして、此の他各種事業及關稅等の經濟關係法令は、實に夥しい數に上るのである。



規以上に採録した法律は、孰れも前述の如く統制の一定の枠を決め、其の範圍にて具體的統制命令の規定を制定する機能を行政官廳に委任してゐるのである。従つて是等の法律は、概ね法自體の公布施行を見ても、具體的には經濟の統制は未だ行はれないのである。唯統制し得る可能の状態を、生み出すに止まるのである。是等根據法の公布實施に引續き、行政官廳の委任命令の公布實施があつて、初めて法律は具體的に發動するのである。而して是等基本法に基く命令の形式は、勅令、閣令、省令又は府縣令であつて、是等命令相互間にも委任關係の自ら成立し得ることは云ふまでもないところである。基本法が既に前述の如く多數なるに、之に基く各種の委任命令に至つては、實に驚くべき數に上つてゐるのである。勿論右に掲げた基本法中、最も其の中樞をなすは、國家總動員法と輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律であり、従つて是等兩法律に基く委任命令が最も多いのである。前者の委任命令の形式は勅令、閣令及省令等であり、後者の夫れは農林省商工省等の省令である。

今昭和十七年四月末現在に於て、右兩基本法に基く委任命令を調査するに、國家總動員法に基く勅令は約六十餘、輸出入品等に關スル臨時措置ニ關スル法律に基く省令は、約百三十餘の多きに上つてゐるのである。而して是等勅令又は省令中には、固より簡單なる規定もあるが、多くは夫れ自身相當浩瀚なる法令である。中でも、國家總動員法に基く價格等統制令及同令に基く價格告示に至つては、實に驚く可き質及分量の法令體系である。

斯くの如く、統制經濟法令は實に夥しき種類と數に上り、従つて其の違反の型態も極めて多くの種類に富むのである。茲に此の種の研究を必要とする第一の理由がある。

第二の理由は、經濟事件の犯罪構成要件は、極めて技術的であり、複雑であるからである。元來統

制經濟法令は、技術的法令であり、又内容極めて複雑なる法令であるが、之は統制經濟法令の内容的特質と云ふことが出来る。此の特質も、要するところ其の規定する對象たる經濟現象が、技術的であり、複雑であるに因るものである。此の點に關する具體的説明は、餘りに自明の事柄であるに於て之を止める。經濟事件の犯罪構成要件が技術的であり、複雑であるのも、結局斯かる統制經濟法令の端の現れである。一つの物の配給統制規則を採つて見ても、一應の筋道文を理解するにも、其の背景をなす經濟事情の認識の後、漸く之をなすことが出来るのである。而して、更に之に加へ多數の除外事由を知るは、洵に困難な事である。犯罪事實の摘示例では、此の多數の除外事由を、多く簡單に「法定ノ除外事由ナキニ拘ラス」の一定型文言に依り表示してゐるが、内容自體は相當複雑である。斯く經濟事件の犯罪構成要件は極めて技術的であり、且複雑であるから、此の種違反の事實記載例の擧示及之に基く検討が必要となるのである。

第三の理由は、經濟事件の犯罪事實記載例には、或る定型的なものを見出し得るからである。前述の通り、經濟事件は極めて多種類に上り、其の内容は技術的であり、複雑である。が然し、其の間彼此比較検討を爲せば、自ら或る定型的なるものが存在するのである。之は、統制の技術が定型をなすに依る現象である。多種類の複雑且技術的なる犯罪事實を、出来る丈簡單な定型に於て理解することが出来れば、非常に實用價値があると云ふことが出来る。

第四の理由は、以上三つの理由とは稍異なるが、經濟事件とは何たるやを、最も端的に理解し得るかである。經濟事件を知る方法は固より多い。統計的に、内容的に、又他の普通及思想犯罪との比較に於て等々、之を理解する方法は多々ある。が然し、其の中に於て、犯罪事實の記載例を示し、之に



甚き検討することは、一つの效果的なる方法として疑ひ無いところである。法律學の研究に實例に依る方法が有效なるものとして採用されてゐることを思ひ合はすれば、此の様な試みも無意義でもあるまい。

以上の如き諸點に其の必要性を認め、斯の検討を爲すものであるが、次に本書の構成に付き若干の説明を加ふることとする。

先づ第一編に於ては、經濟事件犯罪事實摘示例の、綜合的一般的検討をなすこととした。茲にては經濟事件の種類、犯罪事實の意義、其の記載上の原則及注意事項等を中心にして、之に關連する一般的事項の検討をなすのである。

第二編に於ては、經濟事件の犯罪事實摘示例を、出来るだけ多數蒐集し之を分類して舉示し、更に必要の限度に於て、個々の實例に付き若干の検討と説明を加へたのである。

第三編に於ては、刑事訴訟上犯罪事實の記載を必要とする書類の實例を蒐集採録することとした。

## 第一編 經濟事件犯罪事實摘示例の綜合的研究

### 第一章 經濟事件の意義及其の範圍

經濟事件又は經濟犯罪とは、如何なる事件又は犯罪を意味し、其の範圍は怎うであらうか。

今日經濟事件又は經濟犯罪と云ふ語は、社會一般に於て既に全く慣用語として、成熟せる言葉として、使用されてゐる様に思はれる。即ち事件處理に當る警察、検事局及裁判所に於ては固より、其他の一般社會に於ても、此の語を通用し、其の内容は自明の如くに考へてゐるのである。が克く考へて見ると、此の概念は必ずしも明瞭でない。

我々は、先づ經濟事件の意義を明にしなければならぬが、第一に此の概念は、或る犯罪の實體に關係する呼稱であつて、刑法總則上の併合罪其他の犯罪の分類とは、全く無關係であることを指摘しなければならぬ。寧ろ經濟事件の階級付けをするならば、夫れは刑法第二編罪の各章と、同列に配さるべきものである。が然し、刑法第二編罪の各章の犯罪は、既に十分研究が盡され、其の概念も極めて明瞭であるが、此の經濟犯罪なる概念は、夫れ自體として未だ講學上其の本質が充分研究されて居ないのである。其の深き研究は、恐らく將來の問題であらう。

講學上は右の様な次第であるが、實務上此の概念は、凡そ次の様な事情により、漸次形成され今日に至つたものである。



第一は、經濟犯罪の我が國犯罪史への、發生上の理由である。

今日司法警察、檢察及裁判の實務上に於ては、全犯罪を、三つの大きな群に分類して、取扱つて居るのである。其の三分類とは、一は普通犯罪、二は思想犯罪、三は經濟犯罪が即ち之である。此の犯罪の三分類も、先に經濟犯罪に關して説明した様に、刑事法の講學上明にされたものではない。夫れは全く實務上の分類である。が然し、刑事政策を考慮するに付ては、此の三分類が、洵に重要な観點であることを指摘せざるを得ない。今日實務上に於ては、大體此の三分類の下に、其の犯罪對策が夫々考慮せられてゐる實情である。之は思ふに、其の然る可き理由が根本的に存在するが故である。私の茲に於ける研究も、若干其の點に關する説明として役立つものがあらう。従つて刑事政策の講學上は、此の實務上の三分類が相當重要視されて然るべきものと思はれる。

假經濟犯罪の、我が國犯罪史上への發生の事情を説明すれば、左の通りである。茲で私は稍々古きに溯り實務上此の三つの大きな犯罪群の、歴史的發生的經過に關し若干説明を加へるであらう。省みるに、實務上、普通、思想及經濟と云ふ大きな三つの犯罪群が、分化發生したのも左程古いことではない。其の概觀を試みるに、大正九年頃迄は、所謂普通犯罪のみが存在し、未だ思想犯罪の明確なる存在は意識されなかつたのである。所が翌大正十年八月近藤榮藏、高津正道等による曉民共產黨の結成があり、茲に我が國の思想犯罪は先づ共產主義運動の形式を以つて、其の怖る可き萌芽を現はして來たのである。其の後大正十五年十二月五日所謂日本共產黨の五色温泉大會迄が、我が國共產主義運動の胎動期であつて、此の間に實務上に於ても、思想犯罪なる概念が漸次明確にされて來たのである。此の思想犯罪なる新なる犯罪群が、斯くして從來の普通犯罪より先づ分化發生したのであつた。此の

客觀情勢に即應し司法警察、檢察及裁判の分野に於ても、漸次思想犯罪のみを對象とする組織が、確立されて來たのである。共產主義運動は、其の後昭和七年十月三十日の熱海事件迄が最盛期であり、以後幾回かの起伏を経て現在の段階に至つて居るのである。思想犯罪には此の左翼共產主義運動の外、昭和五年十一月十四日佐郷屋留雄の濱口首相狙撃事件を端緒として、所謂右翼運動事件が登場し、昭和七年二月血盟團事件、昭和八年七月神兵隊事件等を経て、此の種犯罪が我々の最近知る如き發展を遂げたのである。更に此の左翼右翼の思想事件に加へ、民族主義運動、大本教等の類似宗教事件等の發生があり、其の後所謂外謀事件の發生があり、今日の所謂思想事件の相貌を觀るに至つたのである。之が普通犯罪より思想犯罪が分化獨立せる大體の經過である。

尙此處で若干の説明を加へ度きは、大正九年以前は、我が國には全然思想事件らしきものはなかつたか怎うかの點である。之は固よりそうでは無い。既に明治三十七年十一月には、幸徳傳次郎、西川光次郎及堺利彦等に對する、マルクス共產黨宣言に關する新聞紙條例違反事件があり、更に明治四十一年六月には、所謂赤旗事件あり、更に又明治四十三年には、彼の幸徳傳次郎一派の大逆事件が發生したのである。之なども明瞭なる思想事件であるが、當時は、未だ今日の如く明確なる觀念を以て、意識されて居なかつた丈である。

次に、經濟犯罪の發生を顧みるであらう。

昭和十二年七月七日、蘆溝橋一發の銃聲により、今次支那事變は勃發したのであつた。其の後事變の進展に即應して、我が國は其の經濟の統制を開始するに至つたのである。近代戦が、好むと好まざるとを問はず、所謂國家總力戦の型態を採らざるを得ないにより、國家經濟の全面的統制も、亦必至



●事態となつて來たのである。此の統制の開始、其の強化進展に隨伴して、茲に經濟犯罪なる新なる犯罪群が登場して來たのである。之に對應し司法警察、檢察及裁判の分野に於ても、其の處理の爲、新なる組織機構が確立されて來たのである。經濟犯罪も、昭和十二年十月頃より翌昭和十三年六月迄は、殆んど實務上に於ては、未だ明確なる問題として採り上げられなかつたのである。然るに昭和十三年六月二十九日、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件外二件の、所謂綿非常管理令の公布實施と共に、全く一夜にして經濟犯罪は、時局下の最重要問題として、我が國犯罪史上に登場して來たのである。固より昭和十二年十月より昭和十三年六月二十八日迄の間も、經濟犯罪は生起して居たのであつたが、實務上の取扱に於ては、未だ明確な認識の下に處理されて居らず、全く犯罪は生起する儘、若干の行政的指導の下に放任されて居たのである。斯かる次第により經濟犯罪が發生し來り、其の後昭和十四年十月二十日、價格等統制令の公布實施と共に、經濟犯罪は愈々全面化し、我々が今日眼前に觀るが如き様相を採るに至つたのである。之が經濟犯罪の發生經過である。實務上、犯罪の處理が普通、思想及經濟の三つの群に分類されて行はれてゐる理由の第一は、右の如き發生的、歴史的理由に基くのである。

第二の理由は、犯罪處理機關の分化獨立である。前述の如く思想犯罪の發生を見、其の觀念が明確にさるゝや、司法警察の分野に於ては、之が處理の特別組織として特別高等警察が設置され、檢事局亦思想係檢察の事件をなしたのである。固より此の思想係檢察專任制度は、全國一齊に實施せられたのではなく、事件の多少に即應し漸次實現せられつゝあるのである。而して、此の思想事件以外の從來の普通事件は、司法警察に於ては刑事警察が、檢察の分野に於ては普通係檢察が之を處理してゐるのである。斯くして此の二種の犯罪は、其の捜査機關を別個となすに至つたのである。

裁判所に於ては、右の捜査機關明確なる分化の形を採らないが、夫れでも東京、大阪其の他主要犯罪地に於ては、何等かの意味に於ての専門化は、必至の事態であるのである。而して、次に經濟犯罪の發生を見るや、此の時も思想犯罪發生の時と同様、之が處理機關の分化獨立を見たのである。即ち司法警察の分野に於ては、經濟保安警察が設置せられ、大部分の經濟事犯を茲に於て處理し、檢察の分野に於ては經濟係檢察、裁判に於ては經濟係判事が夫々專任を見たのであつて、其の間の事情は思想犯罪に付て述べたと同様である。

斯くの如き處理機關の分化獨立も、夫れが因となり又果となり、實務上犯罪を普通、思想及經濟の三つの群に分類して取扱ふ第二の理由を爲すのである。

第三の理由は、之等第一及第二の理由の背後にある本質的な理由である。各犯罪の内に包藏せらるる性質に基く理由である。

先づ思想犯罪であるが、今日實務に於て、思想犯罪又は思想事件として取扱つて居るものは、洵に種々であるが、其の主要なるものは、治安維持法、國防保安法、軍機保護法、出版法及新聞紙法、陸軍刑法第九十九條及海軍刑法第百條等の各違反事件を中心として、思想關係各種の法令違反の罪に及んでゐるのである。又其の内容を見れば、左翼右翼の思想事件、労働、農民及水平運動に關する事件、類似宗教事件、民族主義に關する事件、言論出版結社に關する事件、外謀に關する事件及軍事に關する事件等であつて、之等に通ずる特色は、或る思想を中心とする犯罪と云ふことである。固より右の思想には、體系的なるもの、非體系的なるもの等様々ものがあるが、兎に角何等かの意味で思想を中心とする犯罪である。従つて其の取締の對象も、之等思想に關する團體、又は一群若は個々の人々に限定されるのである。茲に思想犯罪の特色がある。



次に經濟犯罪又は經濟事件であるが、今日實務に於て取扱ふ經濟犯罪とは、今次戰爭に伴ふ統制經濟法令即ち國家總動員法、臨時措置法等の諸法令に違反した罪であるが、然し此の統制經濟法令なる觀念は、未だ明確にされて居ないので、自ら經濟犯罪の概念も明確を缺く嫌がある。茲に於ては、統制經濟法令とは現下統制經濟を規正する爲制定せられたる法令なりと、一應定義付けて置くこととする。即ち右の如き法令に違反する罪が、經濟犯罪であるが、實務上に於ては單に之のみではなく、之と密接不可分の關係に於て發生する其の他の事犯も、經濟事件として處理して居るのである。夫れで先づ統制經濟法令に違反する罪は、純粹の意味に於て經濟事件であるが、次に統制經濟法令の運用に際し、之と密接不可分の因果關係を以て生起する其の他の犯罪も、第二次的意味に於て經濟事件である。之を假に準經濟事件と呼ぶこととする。

斯る意味に於ける經濟事件も、其の内容に立ち到つて検討すれば、思想事件同様、或る本質的なる同一の性格を有することを知るのである。夫れは、結局統制經濟法令の性格の同一性に歸着する問題であるが、端的に之を指摘すれば、孰れも何等かの意味に於て、經濟取引に關係して居ると云ふことである。従つて其の取締の主要對象は、社會の利益を追求する一般經濟人であつて、此の點に經濟犯罪の根本的なる特質があるのである。

次に普通事件であるが、結局以上の思想事件、經濟事件に非ざるものが普通事件となるが、此の犯罪群は、右の思想及經濟犯罪の如く一つの纏まつた存在をなして居ない。極めて種々雑多の事件を包含するが、夫れでも其處には、竊盜、詐欺、横領、賭博等の刑法犯罪事件を中心として、思想的、經濟的に非ざる或る性格を見出すことが出来るのである。

以上が、今日實務上に於て犯罪を普通、思想及經濟の三つに分類處理してゐる理由である。扱て然らば、實務上に於て、經濟事件として取扱ふ犯罪は、具體的には如何なる事犯であるか。今此の點に關し、司法省統計に基き調査して見ることにする。此の統計に依ると、經濟事件發生以來今日迄左の如き法令の違反事件が、經濟事件として全國檢事局に受理されてゐるのである。

(一) 臨時措置法關係

(1) 物價統制關係

- 物品販賣價格取締規則
- 綿絲販賣價格取締規則
- 毛絲販賣價格取締規則
- ステープルファイバー絲販賣價格取締規則
- 輸出入造絹絲販賣價格取締規則
- 人造絹絲販賣價格取締規則
- 織維製品販賣價格取締規則
- 絹紡絲販賣價格取締規則
- 皮革配給統制規則
- 皮革製品販賣價格取締規則
- 鐵鋼統制關係
- 鐵鋼工作物築造許可規則



經濟政策の事實指示例の研究

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

高速度鋼パイプノ供給制限ニ關スル件

鉄鐵物ノ製造制限ニ關スル件

鉄鐵物製造設備制限規則

鐵鋼配給統制規則

鐵屑配給統制規則

鐵鋼配給統制規則

鐵鋼需給統制規則

故五ガロン鐵配給統制規則

農機具配給統制規則

工作機械供給制限規則

機械設備制限規則

自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則

(3) 非鐵金屬統制關係

銅使用制限規則

白金等配給統制規則

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

銅、鉛、錫等配給統制規則

アルミニウム屑配給統制規則

(4)

ニッケル使用制限規則

白金使用制限規則

燃料統制關係

石炭販賣取締規則

石炭品位取締規則

揮發油及重油販賣取締規則

石油配給統制規則

木炭配給統制規則

煉炭配給統制規則

石炭配給統制規則

石炭配給調整規則

(5) 鐵統制關係

鐵製工業設備制限ニ關スル件

鐵製製品製造制限規則

鐵製製品配給統制規則

鐵製屑配給統制規則

鐵製品ノ製造制限ニ關スル件

鐵製品ノ加工制限ニ關スル件

鐵製品ノ販賣制限ニ關スル件

第一編 經濟事件犯罪事實指示例の綜合的研究



經濟犯罪の事實摘示例の研究

- 綿製品ノ販賣又ハ加工制限ノ緩和ニ關スル件
- 輸出綿製品配給統制規則
- 綿配給統制規則
- 生絲配給統制規則
- 毛織物製造制限ニ關スル件
- 毛製品ステールフアイバー等混用規則
- 綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染、晒、裁斷其ノ他加工ヲナサントスルトキ許可ヲ受クヘキノ件
- 國產羊毛ノ購買制限ニ關スル件
- 苧麻、大麻ノ購買制限ニ關スル件
- 苧麻、大麻等ノ統制規則
- 漁網配給統制規則
- 黃麻、マニラ麻配給統制規則
- 黃麻、大麻等購買統制規則
- ガラ紡絲ノ引渡制限ニ關スル件
- 麻袋回收ニ關スル件
- 剛齒絲配給統制規則
- 綿製品ステールフアイバー等混用規則
- 纖維製品配給消費統制規則

(6)

- 皮革統制關係
- 皮革使用制限規則
- 皮革配給統制規則
- 皮革原料タル水産動物ノ販賣制限ニ關スル件
- 野獸原皮ノ販賣制限ニ關スル件
- 家兎屠殺制限規則
- 兎毛皮使用制限規則

(7)

- ゴム統制關係
- ゴム使用制限ニ關スル件
- ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件
- ゴム配給統制規則
- 自動車タイヤ、チューブ配給統制規則
- 屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則
- 奢侈品等製造販賣制限規則關係

(8) (9)

- 食料品統制關係
- 砂糖ノ購入制限ニ關スル件
- 臨時米穀物等ノ移出統制ニ關スル件
- 臨時米穀配給統制規則
- 青果物配給統制規則

第一編 經濟事件犯罪事實摘示例の綜合的研究



- 麥類配給統制規則
- 小麥配給統制規則
- 小麥粉等配給統制規則
- 砂糖配給統制規則
- 澱粉類配給統制規則
- 米穀管理規則
- 雜穀配給統制規則
- 大豆及大豆油配給統制規則
- 鰯卵配給統制規則
- 牛乳及乳製品配給統制規則
- 雙殖獸皮販賣統制規則
- 農産罐詰販賣制限ニ關スル件
- 黑糖寬荷統制規則
- 漁油配給統制規則
- 紙、木材關係
- (10) 米松販賣取締規則
- 用材生産統制規則
- 木造建物建築統制規則
- 三標、楮配給統制規則

- (11) 屠業配給統制規則
- 化學工業品統制關係
- カーバイト配給統制規則
- セメント配給統制規則
- ソーダ工業藥品配給統制規則
- 雜品統制關係
- マツチ配給統制規則
- 硝子屑配給統制規則
- 原料甘藷配給統制規則
- 業工品配給統制規則
- 一般關係
- (13) 臨時輸出入許可規則
- 關滿支輸出調整ニ關スル件
- 重要物資在庫數量調査規則
- 臨時措置法第九條、第十條關係
- (14) 國家總動員法關係
- (1) 價格統制關係
- 價格統制命令
- 地代家賃統制令



經濟犯罪の事實摘示例の研究

- 小作料統制令
- 宅地建物等價格統制令
- 臨時農地價格統制令
- (2) 物資統制關係
  - 米穀搗精等制限令
  - 生活必需物資統制令
  - 鮮魚介配給統制規則
  - 醫藥品及衛生材料生產配給統制規則
  - 青果物配給統制規則
  - 麥類配給統制規則
  - 小麥粉等製造配給統制規則
  - 諸類配給統制規則
  - 雜穀配給統制規則
  - 食肉配給統制規則
  - 金屬回收令
- (3) 勞務統制關係
  - 賃金統制令
  - 賃金臨時措置令
  - 國民徵用令

- 從業者移動防止令
- 從業者雇入制限令
- 青少年雇入制限令
- 工場就業時間制限令
- 船員給與統制令
- 工場事業場技能者養成令
- (4) 企業統制關係
  - 陸運統制令
  - 貿易統制令
  - 臨時農地等管理令
  - 會社經理統制令
  - 能力申告關係
- (5) 國民職業能力申告令
  - 國民職業能力申告令
  - 醫療關係者職業能力申告令
  - 獸醫師職業能力申告令
- (6) 國家總動員法第四十六條、第四十七條關係
  - 其の他の統制經濟法令關係
  - 外國爲替管理法
  - 產金法

第一編 經濟事件犯罪事實摘示例の綜合的研究



- 金使用規則
- 金買上規則
- 金保有狀況調査規則
- 臨時肥料配給統制法
- 飼料配給統制法
- 米穀配給統制法
- 石炭配給統制法
- 暴利行為等取締規則

以上の法令違反は、第一次的の意味に於ての經濟犯罪であるが、更に前述の所謂準經濟犯罪としては、左の如き種類の犯罪を擧ぐることが出来る。

- (一) 工業組合法違反  
統制經濟に關する同法第四十三條の證券又は検査證の偽造、變造若は不正使用等の罪及同法第四十四條の贈收賄罪の如きが之である。
- (二) 商業組合法違反  
商業組合法第四十三條、第四十四條に關する右同様の犯罪が之である。
- (三) 濫職罪  
統制事務に従事する公務員に關する贈收賄罪が之である。
- (四) 公私文書又は公記號の偽造、變造、不正使用等の罪

之等の犯罪は統制に關する諸切符手續書類に關連して惹起せられるのである。

- (五) 業務上横領罪  
統制團體の役員及使用人の切符の横領の如きが之である。
- (六) 背任罪  
右の人々の統制事務遂行上の背任の罪である。
- (七) 詐欺  
不實申告により配給又は割當切符を騙取する如きが之である。

要するに、以上に掲げた法令に違反する罪及犯罪が、今日迄實務上取扱はれて來た經濟犯罪である。

固より、統制經濟法令は以上の外多數公布實施されては居るが、其の中で今日迄現實に檢事局に違反罪として受理されてゐるのは、右の諸法令に止まるのである。

本書に於ては、以上説明せる如き經濟事件に關し、其の犯罪事實の記載に付綜合的に又分類的に研究せんとするものである。尙去る二月二十一日公布實施せられた食糧管理法違反事件も、經濟事件として將來計上さるべきものなることは、申す迄も無いことを附言する。



## 第二章 犯罪事實の記載と刑事訴訟書類

本章に於ては、刑事訴訟手續上、犯罪事實は如何なる書類に如何様に記載を必要とされてゐるか、云ふ點を、一般的に検討するにある。

云ふ迄も無く、刑事手續の根幹は、犯罪事實の存否及其の範圍内容の確定と、之に對する刑の量定にある。手續は此の中心に沿ふて展開するのである。従つて、刑事訴訟手續上は如何なる訴訟關係書類も、何等かの意味に於て、悉く犯罪事實の記載と無關係ではあり得ないのは當然である。關係人の出す始末書、陳述人の供述を録取する聴取書、訊問調書、檢證調書等々に於ても、悉く犯罪事實と直接間接關係ある記載のあることは云ふ迄もない。然し、本章に於て検討の對象に採り上げんとするのは、此の種の書類ではない。夫れは捜査官たる司法警察官吏若は檢事、裁判官たる判事が手續進行の一定段階に於て、其の權限と責任とに於て認定せる事實を記載する書類である。今此の種の書類を、手續進行の順序に従ひ摘録すれば左の通りである。

- 一、捜査報告書
- 二、意見書
- 三、不記處分書
- 四、公訴狀
- 略式命令請求書

公判請求書  
豫審請求書

五、略式命令書

六、豫審終結決定書

七、判決書

第一審判決書

判決書

判決調書

第二審判決書

上告審判決書

以下右の書類に關し、順次法令上の根據、作成者、記載内容等に關し検討を遂ぐることにする。

一 捜査報告書

捜査報告書は、司法警察職務規程第二十七條に基き、司法警察吏又は其の職務を行ふ者が犯罪ありと思料するとき、司法警察官又は其の職務を行ふ者に報告するに際し、作成する書類である。同規程第二十七條は、報告の形式は限定して居ない。従つて書面、口頭、何れにても可なる譯であるが、普通一般には事件を立件し檢事局に送致する場合に於ては、書面に依つて爲すのであるが、之が即ち捜査報告書である。

捜査報告書の刑事手續上に於ける地位及特質は、犯罪捜査の端緒に際り、司法警察吏又は其の職務を行ふ者の聞知認定せる事實を記載せる點にある。長き刑事手續の發端たるにある。勿論記載形



式に付ても、同規範は何等規定する處が無い。が然し、捜査官たる司法警察吏又は其の職務を行ふ者が、上司たる司法警察官又は其の職務を行ふ者に對し、犯罪の捜査上報告の爲作成する書類であるにより、右規範第二十七條の解釋上、當然司法警察官が如何なる犯罪なりやを了知し得る程度に、犯罪事實を記載することが要請せられて居るのは當然である。實務上に於ては、後記第三編犯罪事實摘示訴訟書類中の、捜査報告書の如き形式を採るのが一般の例である。

二 意見書

意見書は司法警察職務規範第百十一條に依り、司法警察官又は其の職務を行ふ者が、被疑事件に付捜査を了へ之を檢事に送致する時に作成するものであつて、其の形式は各地共司法警察執務細則に依つて定められてゐる。東京刑事地方裁判所檢事正訓令の同細則に依ると、其の第六十條様式第二十七號に其の形式は左の如く定められてゐる。

(様式第二十七號)

意見書

住居 職業

氏

年 名 齡

第一、犯罪發覺ノ原因

第二、前科ノ有無(起訴檢獲、數罪處分モ之ニ準ス)

第三、位階ノ有無

第四、犯罪事實(數罪アルトキハ項ヲ分テ記載スヘシ)

第五、證據

第六、法律ノ適用

第七、犯罪ノ情狀(量刑ノ資料ト爲ルヘキ犯罪ヲ記載スヘシ)

印

年 月 日

於 某 署

司法警察官  
(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ)

官 氏 名 印

意見書は、右の如く司法警察職務規範及司法警察執務細則に依り、其の作成及形式が規定せられてゐるのである。而して右の様式第二十七號に示す如く、其の第四項に犯罪事實の記載を要件としてゐるのである。

意見書の刑事訴訟手續發展の過程に占むる地位は、夫れが司法警察官の捜査の結果の終局的意見であると云ふことである。司法警察官が、捜査せる犯罪事實を如何に認定し、其の處置を如何に考ふるかの最後の斷案である。此の作成事件送致により、一件記録は司法警察官の手より檢事の手に移るのである。

尙第三編犯罪事實摘示訴訟書類中の意見書を参照せられ度い。

三 不起訴處分書

不起訴處分書は、檢事が刑事訴訟法第二百七十九條其他の理由により、事件に付公訴を提起せ



ざる時作成するものである。其の作成すべきこと及其の形式は、大正十三年一月八日司刑第一五七號刑事局長通牒刑事訴訟用紙書式改正ノ件別冊刑訴六に依つて示されて居るのであつて、第三編犯罪事實摘示訴訟書類の中不起訴處分書が之であるが、之によると事實を記載することになつてゐる。尙不起訴處分書に關しては其の後次の如き二つの通牒が出てゐる。

○不起訴處分書ノ紙質變更ノ件

〔昭四年一月九日司刑第一一一〕  
〔二〇號刑事局長通牒檢事正宛〕

大正十三年一月八日附刑事第一五七號ヲ以テ通牒致置候刑事訴訟用紙書式中「刑訴六號不起訴處分書」ニ付テハ昭和四年五月開催ノ司法官會同ノ節全檢事正ヨリ該用紙ハ洋紙ヲ用ヒペン書ニ適スル紙質ニ改メラレ度キ趣旨ノ希望モ有之考慮中ノ處來年度配給ノ用紙ヨリ洋紙ニ改ムルコトニ決定候此段及通牒候也

○不起訴處分書記載方省略ノ件

〔昭一五年六月六日司刑第一〇七〕  
〔〇七號刑事局長通牒檢事正宛〕

刑事事件ニ關スル不起訴處分書ニハ從來事實及理由ヲ記載スルコトニ相成リ居候處當分ノ間左記事件ヲ除キ不起訴處分ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ處分ニハ事實及理由ノ記載ヲ省略スルモ差支無之候條依命此段及通牒候

記

- 一 報告ヲ要スヘキ事件（檢事總長又ハ檢事長ニ報告スヘキモノヲ含ム）
- 二 抗告アリタル事件
- 三 檢事正又ハ區裁判所上席檢事ニ於テ特ニ事實及理由ノ記載ヲ命シタル事件

追テ右ハ支那事變中事務ノ簡捷ヲ圖リ其ノ餘力ヲ經濟統制法令違反事件其ノ他直接事變處理ニ關係アル事件ノ處理ニ傾注シ之ヲ迅速適正ニ處理セシメントスル趣旨ニ外ナラサルヲ以テ之カ爲一般ニ事件ノ捜査ニ粗漏ヲ來スカ如キコト無之様留意スルト同時ニ部下職員ニ對シテモ右趣旨ノ徹底ヲ圖ラレ度尙用紙ハ追テ送附ノ豫定ナルモ夫レ迄ハ従前ノモノヲ御使用相成度候

右通牒中報告を要すべき事件の範圍は、從來の事件報告通牒の解釋上相當疑があるが、大體單なる一般的統計的報告の場合を意味するものではないこと及事件の内容に付報告を求めて居る場合の含まれてゐることは明瞭であるが、其の中間地帯として、事件の内容に關しては報告を求めないが、特に月別の統計的報告を求めてゐる場合が之に含まれてゐるか否うかが問題である。例へば經濟事件、出征歸還者の犯罪等は之であるが、從來の通牒の解釋上は、矢張之も報告を要すべき事件と解すべきものと思はれる。従つて、今日に於ても經濟事件は其の不起訴處分書に、事實及理由の記載を依然必要とするものと云はざるを得ない。

司法省よりの事件報告に關する訓令通牒は多數であつて、其一々を此處に掲ぐるのは止むるが、司法行政の實際の運用を知るには、此の研究が相當必要なことを指摘して置く。

次に此の檢事の不起訴處分の理由であるが、之は大正十四年五月四日刑事第二五三一號訓令刑事統計年表記載規定に左の如く分類されてゐる。

- 罪トナラス
- 刑事未成年
- 心神喪失



犯罪ノ嫌疑ナシ

報告罪告訴取消、無效、誤如

時效

確定判決、大赦、刑ノ廢止及免除

微罪處分、起訴猶豫

其ノ他

實務上凡ての事件の不起訴處分の裁定は、各地共之に依つて居るのであり、従つて經濟事件も之に依つて裁定が爲されてゐるのである。

#### ■ 公訴狀

檢事が公訴を提起するには、刑事訴訟法第二百九十條第一項により、書面を以て之を爲すことが必要とされてゐる。之が即ち公訴狀又は起訴狀である。此の第一項の原則に對しては、同條第二項及第三項に、場合に依つては口頭又は電報に依つて爲すことが認められてゐる。公訴狀には同法第二百九十一條により被告人を指定し、犯罪事實及罪名を示すことが必要とされてゐる。而して被告人の指定は同條第二項に依り氏名を以て之をなし、氏名知れざるときは、容貌、體格其の他の徵表を以てすることが認められてゐるのである。

公訴提起の形式は同法第二百八十八條、第五百二十四條に依り、(イ)略式命令請求、(ロ)公判請求、(ハ)豫審請求の三種類があるにより、公訴狀の形式も自ら右の三種類となるのである。其の三種の書式は前記不起訴處分書の書式に關する大正十三年一月八日司刑第一五七號刑事局長通牒別冊

刑訴二(公判請求書)、同三(豫審請求書)、同四(略式命令請求書)に定められてゐる。第三編集録中の實例を参照せら度い。

右の公訴提起の三形式に於て、經濟事件は今日のところ其の九十五%が實に略式命令の請求であつて、残りの五%の大部分は公判請求であり、豫審請求は僅に年平均百數十件に過ぎないの實情である。

#### ■ 略式命令書

區裁判所は、刑事訴訟法第五百二十三條に依り、檢事の略式命令請求を伴ふ公訴の提起に依り、其の管轄に屬する事件に付公判前略式命令を以て罰金又は科料を科することが出来る。此の裁判書には同法第五百二十六條に依り、罪となるべき事實、適用したる法令、科すべき刑及附隨の處分並謄本の送達ありたる日より七日内に正式裁判の請求を爲すことを得べき旨を、示すことが必要とされてゐる。其の書式は、前掲刑事訴訟用紙書式改正ノ件なる通牒別冊刑訴四一ノ一、二に示されてゐる。第三編集録中略式命令實例を参照せられ度い。

前述の如く今日經濟事件の起訴形式の九十五%が略式命令請求なる當然の結果として、其の裁判も亦右の比率に於て略式命令に依り爲されてゐるのである。經濟事件と略式手續とは實に深き關連があるのである。

#### ■ 豫審終結決定書

檢事より豫審請求に依り公訴の提起があつた場合、豫審判事取調の結果當該事件が公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑あるときは、豫審判事は刑事訴訟法第三百十二條に依り決定を以て被告事件を公判に附する言渡を爲すを要するが、此の決定には罪となるべき事實及法令の適用を示すことが



必要とされてゐるのである。其の書式は特に示されてゐないが、第三編集録中の豫審終結決定の如き形式が一般に採用されてゐる。

前述の如く、經濟事件にして此の豫審終結決定を経るものは極めて少いのである。

### 七 判決書

判決は裁判所の事件に對する終結的判斷であり、之を記載せるものが判決書である。判決書は、刑事訴訟法第六十七條に依り判事が之を作成するのである。訴訟が第一審、第二審、上告審へと發展して終結する手續であるのに隨ひ、第一審、第二審及上告審の判決が存在することは云ふまでもない。而して此等各判決書に於て、犯罪の事實の記載を必要とするのは、事實審理を爲す場合であつて、夫れは云ふ迄も無く第一審、第二審の判決と上告審に於て刑事訴訟法第四百四十四條に依り事實の審理を爲す場合の判決である。即ち此等の各事實審理を爲して行ふ判決に於て、有罪の言渡を爲すには、刑事訴訟法第三百六十條、第四百五條、第四百七條、及第四百五十五條の規定に依り、罪と爲るべき事實及證據に依り之を認めたる理由を説明し、法令の適用を示すことが必要とされてゐるのである。而して此の場合、刑事訴訟法第六十六條により判決書の作成が必要であり、犯罪事實は結局判決書に記載せられなければならないのである。

之が原則であるが、刑事訴訟法第三百六十一條に依り區裁判所に於ては、所謂判決調書が認められてゐる。

判決書式は特に示されてゐないが、判決調書の夫れは前記刑事訴訟用式書式刑訴四〇に示されてゐるのである。孰れも第三編犯罪事實摘示訴訟書類中に集録してあるに依り参照せられ度い。

以上は、昭和十七年三月二十日より施行せられた裁判所構成法戰時特別法及戰時刑事特別法實施以前の一般的状態であつたが、同特別法の實施に依り、之は大きな變更を受けたのである。即ち同法第四條掲記の罪に付言渡したる第一審判決に對しては、控訴をなすことが出来なくなつたのである。而して此の罪の中に國家總動員法、臨時措置法、食糧管理法及外國爲替管理法違反事件が擧げられて居るのであつて、今日の處之等の事件が經濟事件の殆んど大部分を占むるのであるから、右特別法の實施に依り經濟事件は殆んど凡て控訴審が省略せられ、二審級事件となつたと云ふことが出来るのである。従つて將來の經濟事件の判決書を考ふるに當つては、此の事實の下に理解しなければならぬのである。

又戰時刑事特別法は其の第二十六條に、有罪の言渡を爲すに當つては、證據に依つて罪となるべき事實を認めたる理由を説明し、法令の適用を示すには、證據の標目及法令を掲ぐるを以て足るものと規定し、判決書の證據説明と法令の適用との記載の簡素化が圖られたのである。従つて本法實施後起訴せらるゝ經濟事件は本手續に依るものである。其の實例は第三編中に収録して置いたに依り参照せられ度い。

以上により本章の説明を終ることとする。



### 第三章 犯罪事實の意義

本章に於ては、一般的に犯罪事實なる概念は、如何なる意義内容を有するものであるかを、検討することとする。夫れに先立ちて、先づ説明を要する三個の問題がある。其の第一は、實體規定と手続規定とに於ける、犯罪事實の意義の異同如何の問題である。第二は、刑事手続發展の各段階に於て、認定せらるる犯罪事實相互間の關係如何と云ふ問題である。第三は、刑事訴訟法上犯罪事實なる立言と、罪となるべき事實なる立言との異同如何と云ふ問題である。

先づ第一の問題より検討することとする。結論より之を云へば、實體規定上の犯罪事實なる概念は一般的抽象的なるに反し、手続規定上の夫れは、個々の具體的なるものであると云ふことである。其の間には一般的と個々の、抽象的と具體的との差が存在するのである。

實體規定の講學上犯罪事實とは、或は刑罰法規に列擧せられたる有責違法の行爲と説かれ（牧野博士）又或は刑罰法規に依り規定せられたる構成要件に該當する違法の所爲なりと説かれ（小野博士）てゐる。之等の犯罪事實なる概念構成は、極めて抽象的一般的であるが、之も要するに、各實體規定が一般的抽象的に規定する當然の結論である。例へば刑法第二百三十五條は、他人の財物を竊取したる者は竊盜の罪となし、十年以下の懲役に處すと規定してゐるが、其の他人と云ひ、財物と云ひ、又竊取と云ひ悉く抽象化の或る極點に到達せる概念である。又統制經濟法令に於ても、例へば綿絲配給統制規則第三條は、工業者は割當票と引換ふるに非ざれば其の使用する綿絲（輸出品又は輸出品の原料若

は材料の製造又は加工の爲使用するものを除く）を買受けることを得ずと、規定してゐるが、本條に於ても、其の工業者と云ひ割當票と引換へと云ひ、又綿絲と云ひ、孰れも抽象化せる一般的概念である。之等は、孰れも個々の具體的なる行爲より抽象し得るものを抽象し、危険なる行爲を出來る丈一般化し抽象化したものである。立法が斯る形式を採ることは固より當然である。

然るに、手続規定上に於て取扱ふ犯罪事實とは、或る特定人が、或る特定の日時場所に於て爲したる個々の具體的の行爲である。手続上は、常に犯罪事實の把握が個々の、具體的に行はれるのである。生きた現實の社會の、生きた人間の個々の行爲を對象とするのである。其處には抽象化一般化と言ふ言は、凡そ縁無きものである。常に、より個々の、より具體的に、生きた人間の行爲を把握せんとするのである。之は、實體的眞實を發見せんとする刑事訴訟法の本來の使命上當然である。此の實體規定と手続規定との對象把握の根本的相違は、當然に同じ犯罪事實なる用語でも、兩規定の間に或る相違を認めなければならぬのではないか。特に第三章掲記の各書類に記載せらるる犯罪事實は手続規定中にも、最も個々の具體的なるものである。之等の書類、特に公訴狀、判決書、豫審終結決定書等に於ては、個々の具體性の或る範圍を逸脱すれば、本來の法律的效果さへ失はれるのである。従つて、問題を抽象的に把握する場合と、具體的、個々の把握する場合とに於て、表現の原則に相違があるのは、寧ろ當然ではあるまいか。固より兩規定の對象把握の方法が、一般と個々、抽象と具體との關係に在るに依り、同質類似のものがあることは當然であるが、又其處には、夫れ丈の差異の存在することを認めなければならぬ。従つて刑事訴訟法上の犯罪事實なる概念は、實體規定上の夫れの個別化具體化としての立場に於て、在りの儘に獨自に解釋されなければならないのである。



次に第二の問題を検討することとする。刑事手続は段階的發展を爲すものである。捜査の端緒より司法警察官の事件送致、検事の起訴、裁判所の判決、其の確定による終結と、生成し、發展し、終末を結ぶのである。此の間に於ける唯一終局の目標は、云ふ迄も無く眞實の發見と云ふことである。寧ろ此の目標實現の爲に、斯る手續が採用せられてゐると理解すべきものである。此の手續の過程に於て、第二章にて説明せるが如き、多くの犯罪事實記載の書類が、捜査官に依り、又裁判官に依り作成せらるるのである。而て右各種の書類中公訴狀、裁判書等は法律により記載事項が規定され、之が欠缺に對しては、或は公訴棄却の理由となり、或は控訴、上告の理由となり判決は破毀せらるゝのである。而て特に裁判書の要件は、嚴格に法律に依り規定されてゐるのである。此のことは、之等書類の刑事手續上占むる地位の重要性に鑑み、洵に當然なることである。然しながら、要件欠缺に對する右の如き結果が、法律に依り明規されてない意見書、又は捜査報告書に於ても、夫れ故に如何なる事實を記載するも自由であり、差支無きものとすることは出来ない。公訴狀、裁判書に、特に嚴格の要件を法律に依り明規するのも、要するに實體的眞實の發見を遂げ之を確保しやうとするからに外ならないのである。苟も捜査官たると裁判官たるとを問はず、刑事手續の生成發展終結に參與する者の根本目標は、眞實の發見である。常に此の觀點より一切の訴訟行爲は遂行せられ、書類も此の線に沿ひ作成せられなければならない。従つて第二章に於て説明せる各書類は、此の目標により連結せらるゝ一鎖輪である。固より、夫れが實體關係である限りに於て、右の各段階に於ける認定事實に、若干の相違ありとするも、之は當然の事柄である。特に起訴後に於ては、裁判所は公訴事實の同一性を失はない範圍に於て、全く獨自なる見地にて、獨自なる認定をなすことが其の使命である。然しながら、此のことも結局は實體的眞

實發見と云ふ刑事訴訟本來の目標に、歸一せらるるのである。此の目標あるが故に、裁判所の自由且獨自なる判斷が要請せらるるのであり、検事の地位身分の保證、檢察權の獨立が必要とされるのである。此の理は、司警察官吏に對しても、刑事手續に參與する限りに於て、原則的には全く同様である。捜査報告書も、亦意見書も、其の權限と責任に於て、此の目標達成の一連の手續の一鎖輪としての觀點に於て、作成されなければならない。捜査官や裁判官にとつては、其の作成した書類の不完に對する法律上の効果を考慮する前に、先づ此の刑事訴訟法の最高目標の自覺と、夫れへの忠實なる邁進とが、要請せられなければならない。そして又現實に於ても、各捜査官及裁判官の心を支配するのは、斯る目標であり考慮である。即ち眞實なる犯罪事實とは何か。此の概念の下如何なる事實を認定すべきであるか。之が實務家の腦裡を離れ得ざる根本命題である。固より手續が、法律により明規される限りに於て、之に従はなければならないことは云ふまでも無い。法律の規定する個々手續への十分な考慮を怠ることなく、法律本來の目標に邁進すること、茲に實務家の苦心が存するのである。問題を斯く理解すれば、判決書や公訴狀に對する嚴格なる法律上の規定を考慮しつつ、更に遡つて之等と捜査報告書や意見書迄に一貫せる基本的課題を考ふる事が出来る。此の一貫せる課題とは、即ち眞實の犯罪事實と云ふことである。本章に於ては、斯る觀點より検討を遂げんとするものである。次に第三の問題を説明することとする。

第二章に於て説明せる各書類に關する規定は、其の立言例が必ずしも同一ではない。本書検討の對象たる犯罪事實に關しても亦然りであり、特に刑事訴訟法第二百九十一條公訴狀に於ては犯罪事實と立言するに、同法第三百十二條有罪の豫審終結決定、同法第三百六十條有罪の判決書、同法第五百二十六條略式命令及戰時刑事特別法第二十六條の各場合には、罪となるべき事實と立言し、其の表現



形式が異なるのである。此の犯罪事實なる立言例と、罪となるべき事實なる立言例との異同如何。之を結論より云へば、私は右の二つの立言例は、全く同一であると解する。其の理由の一として、我が國の過去の刑事規定に於て、此の種立言例は如何に採用せられて來たかの經過を、簡単に説明することとする。明治時代に於ける歐羅巴、特に佛蘭西法を繼受してよりの最初の立法であつた治罪法には、左の如き立言例がある。

第九九條 檢察官ヲ求ムル時ハ證據及ヒ事實、參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所逮捕ス可キ人名及ヒ原被ノ證人ト爲ル可キ者ヲ指示ス可シ

第二百二十八條 豫審終結ノ言渡ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付スヘシ

第三百四條 裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且一切ノ證據ヲ明示スヘシ

免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ同シ

又治罪法と同時に立法であつた舊刑法には次の様な立言例があつた。

第七十七條第二項

罪ト爲ル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタ者ハ其ノ罪ヲ論セス

次に舊刑事訴訟法の立言例は左の通りである。

第六十六條 檢察官ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實、參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所、逮捕ス可キ人名及ヒ證人ト爲ル可キ者ヲ指示スヘシ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其ノ理由ヲ付スヘシ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナルヘキ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ

其理由ヲ付スヘシ

又現行刑事訴訟法中略式手續の前身たる大正二年法律第二十號刑事略式手續法には次の如き立言例がある。

第七條 略式命令ニハ罪ト爲ルヘキ事實、適用スヘキ法令ノ規定、科スヘキ刑及附隨ノ處分並正本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ明示スヘシ

而して現行刑事訴訟及戰時刑事特別法が、前述の如き立言を爲してゐることは既に説明せるところである。

尙改正刑法假案には、次の如き立言例がある。

第十條 罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ故意アリト爲スコトヲ得ス

扱右の摘示に依つても明なる如く、罪となるべき事實なる立言例は、先づ舊刑法第七十七條第二項に採用せられ、之れが舊刑事訴訟法第二百三條、刑事略式手續法第七條に採用せられ、更に現行刑事訴訟法第三百十二條、第三百六十條、第五百二十六條及戰時刑事特別法第二十六條に採り入れられてゐるのであり、更に又改正刑法假案第十條は、實體規定の中に再び舊刑法同様之を採用したのである。斯く此の罪と爲るべき事實なる立言は、實體規定たる刑法中に先づ用ひられ、次に手續法中の判決言渡及略式命令の場合に採用せられ、再び改正刑法假案により、實體規定たる刑法中に採用されんとしてゐる。以上此の罪となるべき事實なる立言の用ひられてゐる以外の場合には、概ね事實、犯罪事實又は罪等の立言が爲されてゐるのである。

私は、右の如く過去及現在の法律に於ける、此の種の立言例の推移變遷を見て、右の如き諸々の同



種立言例は、固より語の與ふる感じには若干の相違があり、又法律語としての成熟未成熟があり、又不完があるかも知れないが、要するところは同一の概念と思ふのである。

斯る推移變遷を一應不問に附するとするも、右の諸立言例の内容を分析的に吟味すれば要するに同一に歸着するのである。殊に我が現行刑事訴訟法第二百八十八條に依れば、公訴は検事の指定した被告人以外には其の效力を及ぼさず、又其の同一被告人に對しても、裁判所は検事の摘示にかゝる犯罪事實と同一性を有する限りに於て、又其の範圍内に於てのみ審判することが出來、検事の摘示無き犯罪事實に付きては、審判が出來ない法律上の原則より觀ても、刑事訴訟法第二百九十一條の犯罪事實なる概念と、同法第三百六十條の罪となる可き事實なる概念とが、異るとするのは極めて不合理である。一定の具體的事實に付ての把握の精粗の程度の差は、固より認められるところであらうが、其の本筋は同一であると斷ぜざるを得ないのである。

本書にて終始犯罪事實なる用語を用ふるのは、斯る見解に基くものである。以上により、冒頭に提示した三つの問題を説明したのであるから、次に此の犯罪事實なる概念の内容に付き検討することとする。

先づ注意すべきは、茲に於て検討せんとする犯罪事實なる概念は、飽く迄實體規定上の夫れでは無く純然たる手續上の概念であることである。之は冒頭第一の問題を説明せる時、強調せることである。以下此の概念の内容を分析して見ることにする。

### 一 犯罪構成の一般的要件

犯罪構成の一般的要件とは、行為の違法性、完全責任能力、既遂罪に於ける故意等の如きものであるが、之等が犯罪事實の中に含まれてゐるものであることは云ふまでも無い。是等に関しては問

題は唯事實中に表示する方法、程度如何である。學者の通説は、特に之等を明示する必要は無いと説いてゐるが(一)、理論上より之を觀るに、之等一般的要件が、犯罪事實中に於て肯定せられて居ることは、固より必要であるが、夫れは必ずしも明示たるを要しない。他の要件を明にすることにより、推理上當然之等の要件が明にされてゐるものと解し得らるれば十分である。

此の原則に對し、例外的に明示を必要とする一般要件もある。夫れは心神喪失、耗弱等の限定責任能力、不作爲犯に於ける義務違反、目的罪及未遂罪に於ける故意、從犯に於ける加擔意思並過失犯に於ける過失等は之である。

(11) 牧野、重訂刑事訴訟法 四〇五頁

小野、刑事訴訟法講義 四七一頁

宮本、刑事訴訟法大綱 三九五頁

### 二 各刑罰法規に規定する個々の犯罪構成要件

各刑罰法規に規定する個々の犯罪構成要件は、犯罪事實中に必ず具體的に明示することを要する。例へば竊盜罪の犯罪事實は、刑法第二百三十五條に該當する具體的事實を、縮製品販賣制限ニ關スル件違反事件の犯罪事實としては、同規則違反に該當する具體的事實を、明示する必要があるのである。問題は其の具體的表示の程度である。此の點に關する學者の通説は、其の認定された事實に因りて生ずべき法律効果を、定め得べき程度に具體的に表示すれば十分であつて、微細の點までも殊更に明にする必要は無いと云ふてゐる(二)。此の法律効果とは、例へば法律適用の當否即ち法の改廢制定實施の問題、裁判管轄、時効の成否、事件の同一性等の問題が之である。之等を明かにし得る具體性を持たなければならぬ、又犯罪行為に關しても因果關係を推知し得る程度の具體性が必



要である(三)。

- (二) 小野、刑事訴訟法講義 四七一頁  
牧野、刑法研究第三卷 四四二頁  
牧野、重訂刑事訴訟法 四〇七頁  
宮本、刑事訴訟法大綱 三九六頁  
具體的表示に關する參考大審院判例
- (三) 傷害ノ認定ニ當リ個々ノ創傷ニ付證據ト多少ノ相違アルモ必スシモ違法ニ非ス(大正一二、二、二九判)
- (1) 賭博ノ方法ハ精密詳細ニ判示スルヲ要セス(昭和二、三、二六判)
- (2) チーハー賭博ノ方法ハ公知ナルニヨリ判示スルヲ要セス(昭和三、七、二判)
- (3) 裁判上顯著ナル事實ハ判示並證據説明ヲ要セス(大正一三、七、二二判)
- (4) 恐喝罪ニ於テ權利實行ノ手段トシテ恐喝シタリヤ名ヲ權利ノ實行ニ藉リテ爲シタルヤ明ニ判示ヲ要ス(大正一三、三、五判)
- (5) 暴行ニヨル公務執行妨害罪ニ於テハ暴行ヲ具體的ニ判示スルヲ要シ單ニ暴行ヲ加ヘトアルノミニテハ不法トス(大正一四、二、二四判)
- (6) 收賄罪ノ成立ニ付テハ個々ノ職務ニ對スル謝禮タル事實ヲ判示スルヲ要セス(昭和四、一二、四判)
- (7) 贈賄罪ニ付請託ノ有無ハ判示ノ要ナシ(昭和一〇、六、一〇判)
- (8) 文書偽造罪ニ於テ偽造文書カ如何ナル内容ナルカハ之ヲ判示スルヲ要ス(昭和二三、九、八判)

- (10) 個々面接罪ニ付面接シタル選舉人ノ氏名ハ逐一判示スルノ要ナシ(昭和一二、六、二二判)
- (11) 某候補者ニ當選ヲ得シムル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲シタリトノ公訴事實ハ具體的事實ノ表示ナキ公訴ナリ(昭和一五、七、一〇判)
- (12) 統制法違反罪ニ付其ノ法定除外事由不存在ハ具體的ニ詳細明示スルヲ要セス(昭和一五、五、二七判)
- (13) 指定販賣價格ヲ超過シテ販賣シタル犯罪ノ判示トシテハ其ノ超過販賣價格ノ因テ來ルトコロヲ了解シ得ル様判示セサルヘカラス(昭和一五、九、二二判)
- (14) 府縣告示ノ指定販賣價格ヲ超過シテ買受契約ヲ爲シ其ノ代金ヲ支拂ヒタル犯罪事實ノ判示ニハ右告示ヲ判示スルコトヲ要スルモ其ノ指定販賣價格ノ如キハ必スシモ之ヲ明示スルノ要ナキモノトス(昭和一六、一〇、二二判)
- (15) 停止價格超過販賣事件ニ於テ犯人ノ販賣又ハ販賣スヘカリシ價格ヲ超過シテ販賣シタル旨擇一的ニ判示シ其ノ執レニ依ルヘキカラ判示セサルトキハ事實理由ニ不備アルヲ免レサルモノトス(昭和一六、一〇、三二判)

三 犯罪の日時及場所

犯罪の日時及場所が、犯罪事實中に含まるゝものなりや否やに關しては、判例は終始否定的態度を以て今日に至つたのである(四)。然し學者は、犯罪事實の具體的表示は、當然一定の日時及場所の表示を包含するものとして、之を犯罪事實中に含めしめてゐるのである(五)。然し判例も、日時及場所は犯罪事實では無いが、其の記載を全然除外したる判決は、刑の言渡を爲したる判決の犯罪事實の表示としては、理由不備の違法があると判示してゐるのであつて、執れにしても其の記載を必要としてゐる(六)。思ふに右の理由は、理由自體としても了解に苦しむところである。寧ろ刑事



訴訟法上の犯罪事實中には、犯罪の日時及場所は當然含まれてゐるとなすべきではないか。

(四) 大正五、三、二〇判

右同趣旨の判例は多い。

(五) 小野、刑事訴訟法 四七一頁

宮本、刑事訴訟法大綱 三九六頁

牧野、重訂刑事訴訟法 四〇五頁

同、刑法研究第二卷 三四八頁

判例は、犯罪の日時及場所の記載を、裁判の管轄、法律適用の標準、時効、法律改廢の場合の適用標準等の判定の上より必要としてゐるが、此の外にも事件を特定する上よりも必要であつて、到底判例の態度には賛成出来ない(七)。

(七) 時及場所に關する参考判例

(1) 日時ニ付大陰曆ニ依リ表示スルモ差支ナシ(大正一三、一二、一七判)

(2) 十月中ノ日時ヲ十一月頃ト表示スルモ必スシモ違法ニ非ス(昭和七、五、二三判)

(3) 犯罪ノ場所ハ判決時ノモノヲ表示スルヲ相當トメ(昭和一〇、六、一八判)

■ 處罰要件

處罰要件とは、犯罪其のものには無關係であるが、處罰の要件となるものであつて、破産犯罪に於ける破産宣告の如きが之であるが、勿論犯罪事實中に含まるゝものである。學者の通説(八)及判例(九)も同様に説いてゐる。

(八) 牧野、重訂刑事訴訟法 四〇八頁

宮本、刑事訴訟法大綱 三九六頁

平沼、增訂新刑事訴訟法要論 六六三頁

小野、刑事訴訟法要義 四七一頁

(九) 大正、六、四、一九判

五 累犯加重の原由たる前科及法律上の減免の原由

此の種の事由が犯罪事實中に含まるるか否かに關しては疑があるが、刑事訴訟上に於ては含まざるのが妥當ではないか(10)(11)。

(10) 宮本、刑事訴訟法大綱 三九六頁續編

平沼、增訂新刑事訴訟法 六六三頁消滅

牧野、重訂刑事訴訟法、四〇六頁續編

(11) 刑ノ加重條件又ハ減輕免除ノ理由トナルヘキ事實ハ罪トナルヘキ事實ニ非サルモ判示ヲ要ス

(昭和三、一、二八判)

六 連続犯等の犯罪事實

刑法第五十五條連續犯の犯罪事實の記載に關しては、判例は左の如く説いてゐる(12)。經濟事件には連続犯が多いので参考となるものがある。

(12) (1) 連續犯ノ認定ニ當リテハ共通ノ成立要素、行爲ノ始期終期ヲ判示スレハ足ル(大正一五、七、二八判)

(2) 連續犯ニ於テハ内一人ノ被害者氏名場所ヲ表示シ他ハ員數及場所ノ數ヲ示シ贓品ハ合計數ヲ表ハセ

ハ足ル(昭和一四、二、三判)

(3) 犯意繼續ノ一罪ヲ判示スルニハ全體ノ事實ヲ包括シテ記載スレハ足ル(昭和一五、五、一六判)

(4) 一所爲數法ノ關係ニ於テ數多ノ法益ヲ侵害シタルトキハ被害者全部ノ氏名ヲ判示スルノ要ナシ(昭和



二、一二、八判)

### 七 判示を要せざる事項

判例は、左の如き事項は判示を要せざるものとしてゐる。

- (1) 検事の附帯控訴の理由 (昭和六、一二、二二判)
- (2) 告訴 (昭和六、一二、一判)
- (3) 勞役場留置處分の言渡の理由 (昭和一一、五、二五判)
- (4) 犯罪の輕重を認定したる理由 (昭和八、二、一四判)
- (5) 犯罪の動機 (昭和九、一一、二〇判)
- (6) 共謀の日時場所及方法 (昭和九、二、二六判)

以上の説明に依り、刑事訴訟上の犯罪事實又は罪となるべき事實の概要を、明にし得たと思ふ。従つて其の記載上の原則も自ら明になつたのである。要するに、斯る諸點の考慮を拂ひ、犯罪事實の認定及記載に従はなければならぬ。

尙茲で注意すべきは、以上参照の判例は、必ずしも法律上求められてゐることの最高を示してはゐないことである。寧ろ場合に於ては、認め得る最後の限界を示したのものもある。捜査官は、其の眞實發見の本來の使命に自覺し、常に工夫を重ね一層完璧を期さなければならぬ。

以上の一般論は當然經濟事件にも當然適用されるのである。

## 第四章 經濟事件の犯罪事實の特質

經濟事件の犯罪事實も、右に説明の如き要件と内容を具有しなければならぬことは、云ふ迄もない。斯る要件の範圍内に於て、具體的現實の事案に接し種々なる工夫が凝らされて、犯罪事實の記載が作成されるのである。擬經濟事件の犯罪事實の特質は何處にあるか。他の思想及普通犯罪に比し、其の特質は何であるか。

第二編に採録する多數の經濟事件の犯罪事實を觀て、其の特質は凡そ左の如き諸點に在ると思はれるのである。

第一の特質は、犯罪の主體に付である。

經濟事件の犯罪の主體には、先づ營業者が壓倒的に多いのである。經濟行爲の主體が、即ち經濟犯罪の主體となるのが原則であるから、營業者が違反する場合の多いのは、固より容易に想像されることである。此の點は當然の事理であり、同時に夫れが經濟犯罪の特質であるとも云へやう。

次には違反の主體に法人が多いことである。法人の犯罪能力論は暫く措くも、兎に角法人違反の事例が非常に多い。或る検事局の或る期間内の統計であるが、起訴した者の中の二割が實に法人であつたのである。然かも、法人に關する經濟犯罪は、孰れも經濟犯罪中にての重大事件が多いのである。之は、今日經濟現象中に占むる法人の地位役割が、洵に想像に餘る大なるもの、ある事實を思へば、當然の事柄ではあるが、法人と經濟事件とは、今日新な研究課題を投じてゐると云ふことが出来る。



犯罪主體に關する次の特質としては、所謂轉嫁責任の事例が非常に多いのである。右の法人の場合も實は此の轉嫁責任の一例である。轉嫁責任とは、國家總動員法第四十八條及臨時措置法第七條に規定するが如き場合である。前者の規定を見るに

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條、第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外、其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

とあつて、要するに營業主の業務に關し從業者が違反をした場合は、其の行爲者の外、營業主にも罰金又は科料の刑を科せうとするのである。經濟事件には、此の轉嫁責任の事例が實に多いのである。之は營業の組織化より來る現象である。營業は大を爲す程組織化され、各部門に分化して營まれるのである。一人の從業者は、全組織の上より見れば其の一部を分擔するに過ぎない。固より其の分擔には、從業員の地位により廣狹の差はあるが、統括的地位以外の職務に在る者は、一部を分擔するに過ぎないのである。此の營業の組織化の現象に即應して、違反に對する刑罰を考ふれば、轉嫁責任の制度は洵に妥當なるものと云はなければならぬ。

以上が犯罪の主體に關する特質である。

經濟事件の第二の特質は、犯罪行爲に付てゝある。即ち經濟事件の犯罪行爲は、殆んど凡て經濟取引行爲に關して居て、此の點は他の犯罪と著しき對照を爲してゐるのである。之は統制經濟法令が、經濟取引を規定する當然の結果である。經濟取引行爲の中でも、賣買に關するものが壓倒的に多數である。そして、然も此の種取引行爲の連続的のものが多いのである。經濟事件には、一回限りの犯罪は比較

的少いのであつて、大部分は長期間に亘る連続的行爲として敢行されてゐるのである。事犯が營業に、經濟取引に關連して行はれることを思へば、固より當然のことである。

第三の特質は、行爲の客體に付てゝある。即ち行爲の客體は大部分が商品である。商品の轉輸流通に伴ふて犯罪が生起するのであつて、之は他の犯罪に對し著しき對照を爲すものである。商品なるにより、多數の商品名、數量、金額等が當然に書出され、訴訟書類は恰も經濟取引帳の如き感を呈するのである。

第四の特質は、多數の所謂法定の除外事由の存在である。

法定の除外事由とは、各統制經濟法令中に於て、一般的禁止制限の原則に對して、例外として禁止制限をなさない場合である。例へば、或る物品の一般的販賣を禁止し、例外として輸出する場合又は行政官の許可を得たる場合は此の限りに非ず、となすが如きが之である。統制經濟法令は、斯る例外の場合が、孰れの規定に於ても之を見ないものがない。否多き場合は十指に滿つる様な實情である。複雑なる經濟現象の、一律的規正は不可能であり、其處には此の種例外の場合が、認められなければならぬのであるが此の種の事由が多ければ多い程、犯罪の要件は複雑化せざるを得ないのである。

第五の特質は、犯罪の定型である。即ち經濟事件の犯罪事實は、色々の意味に於て定型に富むものである。今日統制經濟法令の種類は洵に多い。そして經濟事件の種類も、亦從つて多いのであつて、其の概要は冒頭に説明せる通りである。之等多種類の經濟事件を通じて、様々の點に或る定型を見出すのである。先づ本章にて右に説明せる諸特質に於ても、既に或る定型が見出されるのである。此の外、犯罪行爲自體にも定型が存在するのである。此の點も一つの特質であるが、章を改めて之を検討することとする。



### 第五章 經濟事件の犯罪事實の定型

經濟犯罪は、定型ある犯罪の一種と考へられる。普通犯罪に於て、定型ある犯罪の代表的の實例は、賭博であるが、經濟犯罪は全體として、又各部門に於て定型に富む犯罪である。然らば、其の定型は何處に見出されるのであらうか。

先づ前章に掲げた經濟犯罪の犯罪事實の特質第一乃至第四は、既に立派なる定型と見ることが出来る。

犯罪主體の判示方としては、

○被告人ハ……ノ業務ヲ營ムモノナルトコロ……

○被告會社ハ……ノ業務ヲ營ミ被告人甲ハ同會社ノ營業課長トシテ營業一切ヲ統括スルモノナルトコロ會社業務ニ關シ……

○被告人甲ハ……ノ業務ヲ營ミ被告人乙ハ被告人甲方ノ従業員ナルトコロ其ノ營業ニ關シ……

の三型態が基本的の定型である。其の他の複雑なる場合は、要するに此の基本型態より導き出し得るのである。

犯罪行為の判示方としては

……法定ノ除外事由無キニ拘ラス年月日頃ヨリ年月日頃迄ノ間某所外何ヶ所ニ於テ何回ニ亘リ……何々(商品)何箇(數量)何圓相當(金額)ヲ何某ニ對シ(又ハ何某カラ)販賣シ(又ハ買受ケ)……

の定型文言が、殆んど凡有經濟犯罪の犯罪事實の記載例中に見出されるのである。

犯罪の主體に關する定型、犯罪行為に關する定型等を犯罪事實の因子と觀て、犯罪事實を之等因子に分解せんとせば、殆んど總ての經濟犯罪が、或る一定因子に分解することが可能であらう。

一般的特質に基く定型は右の通りであるが、更に個々の統制經濟法令相互間にも、亦定型を見出すことが出来るのである。今日の經濟事件は、之を價格統制違反と、物資配給統制違反との二つに大別の上よりは、殆んど論ずるに足らないのである。此の價格及物資の兩統制に於て、夫々に或る定型を見出すことが出来るのである。即ち先づ價格統制には、第二編掲記の如く法令も種々あり、又價格等統制令のみにても、基準價格は數種存在するが、其の摘示方法は之も一定の基本型式に還元することが出来るのである。其の基本型式とは、凡そ左の如きものである。

- (1) 犯罪主體甲カ
- (2) 法定ノ除外事由ナキニ拘ラス
- (3) 年月日ヨリ年月日迄ノ間何回
- (4) 某所ニ於テ
- (5) 誰外何名ニ對シ(誰ヨリ)
- (6) 何々ヲ(商品名、數量)
- (7) 基準價格ヨリ
- (8) 何圓超過シ



(9) 代金何圓ニテ

(10) 販賣又ハ買受ケタルモノナリ

大凡右の如くに分解することが可能である。固より記載方法は一型式のみではない。他にもあるが、其の構成因子は同一である。

次は物資配給統制違反の犯罪事實の定型であるが、物資統制違反は今日のところ使用・消費に對する統制違反、配給に對する統制違反の二種に分つことが出来る。前者は銅使用制限規則、後者は各種配給統制規則違反の如きが之である。而して前者即ち使用・消費の統制規則違反の定型は比較的簡單で、要するに禁制品を製造したと云ふことになるのである。後者諸配給統制規則違反の定型は、之を二つに分類して考ふることが出来る。其の一つは所謂無切符買賣である。之は切符と引換へずに買賣をしたと云ふ一つの定型である。今日は此の定型犯罪が相當多いのである。其の二は一定の配給機構を通ぜざる取引である。配給機構は(イ)組合、農會によるもの、(ロ)統制會社によるもの、(ハ)私人を指定せるもの等があつて、此のルートを経ざるところに犯罪が発生するのであつて、之れも此のルート別に一定型の犯罪となつて現はれるのである。

斯る犯罪の定型も、要するところ統制法令に一定の定型があることに歸着するのである。斯る觀點より經濟犯罪を検討して見ることも、其の理解や犯罪事實の摘示に幾分でも役立つことであらう。

## 第六章 經濟事件犯罪事實摘示上の注意

經濟事件の犯罪事實の摘示上の注意は、以上第三章乃至第五章の説明に於て、概ね其の意を盡してゐるのであるが、茲では、初めての規則の違反に直面した時、如何なる態度で事實の摘示をするかに付検討して見たい。

斯る場合の基本的態度も、要するに、當該規定の犯罪構成要件に該當する事實を、具體的に積極消極の兩面より、出来るだけ當該法令の用語を用ひて正確に記載する、と云ふことに歸着するのである。今之が適用を示すに、茲に左の如き規定があつたとする。

第一條 綿絲ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ割當テタル數量ヲ超エ綿絲ヲ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ス但シ輸出品(滿洲國及關東州ニ輸出スルモノヲ除ク以下同シ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非サレハ其ノ使用スル綿絲(輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルモノヲ除ク)ヲ買受クルコトヲ得ス

而して今〇〇市〇〇町の織物業者甲は、絲販賣業者乙より、年月日自宅に於て國內向製品製造用の綿絲銘柄〇〇三十五番手十捆を、割當票と引換へずに買受けた犯罪が発生したとする。

此の事實を摘示するには、先づ第二條の犯罪構成要件を正確に認識しなければならぬ。其の犯罪



構成要件は要するに、工業者が滿洲國及關東州以外の地に對する輸出品又は其の原料若は材料の製造又は加工の爲に使用するので無い綿絲、即ち國內向用途に供する綿絲を、割當票と引換へずに買ったと云ふことである。被疑者甲が工業者に該することは云ふまでも無い。そこで次の様な犯罪事實の摘示が考へらるゝのである。

犯罪事實

被疑者ハ〇〇市〇〇町ニテ織物業ヲ營ム工業者ナルトコロ年月日右自宅ニ於テ乙ヨリ滿洲國及關東州以外ノ地ニ對スル輸出品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルニ非ス國內向製品製造ノ用ニ供スル綿絲銘酒〇〇三十五番手十割代金五千圓相當ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケタルモノナリ

右摘示例に於て、〇印の部は規則に使用する語を其の儘用ひたのである。——印は規則の反面に規はれる積極面を書いたのである。

之で其の買受綿絲が、輸出で無く國內向であることを、積極消極の兩面より抑へてあるのである。大體斯様な態度に依り摘示に當つたなら妥當正確を期し得られるであらう。而して犯罪事實の摘示も亦一種の文學である。要件さへ落さなければ、文章の巧拙は問はぬと云ふのでは不可である。先づ要件具備に努め、進んで文章の鍊磨を重ねるべきである。其處に至り權威ある犯罪事實の摘示が得られやう。

## 第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究

### 第一章 緒論

本編に於ては、經濟事件の犯罪事實の具體的摘示例に基き、之を分類的に具體的に研究することとした。第一編に於て、經濟事件の犯罪事實摘示例の総合的、一般的検討をなしたが、其の觀察結論の依つて生ずる個々の具體的事例に基いて検討しようとするのが、本編の目的である。

大體の方針は次の通りである。即ち前述の様に、經濟事件の發生以來今日迄、極めて多種類の經濟事件が全國檢事局に受理せられたのであるが、此の中より、先づ出来る丈多くの實例を蒐集したのである。其の蒐集の目標は經濟事件を處理する實務家たる司法警察官吏、檢事及判事の立場に立つて見た時、何等かの参考となるもの、經濟事件の特質を最もよく現はしてゐるもの及統制經濟法令の解釋運用上参考となるもの等に置いたのである。資料の蒐集も色々の制限を受けて十分では無いので、右の目標も、固より完全には達し得られないのは云ふまでもない。次に此の蒐集した實例を、基本統制經濟法別に分類整理したのである。前編で述べた様に、今日の各種の統制經濟法令も、之を其の基本法的に觀れば、餘り多くは無いのである。場面を經濟事件の分野に限つて觀ると、其の基本法は國家總動員法及臨時措置法が二大中心であつて、他は數ふるに足らないのである。斯様に基本法別に整理



し、更に各基本法の中に於て各種統制別に分類したのである。

尙茲で蒐集した實例に付て、若干の説明を要することがある。夫れは、此の實例の中には、今日より之を觀れば、全く過去の遺物とも云ふべきものが相當あることである。例へば綿製品ステープルファイバー等混用規則の如きは、既に昭和十三年六月二十九日に廢止され、今日では夫れ以來既に四年以上の歳月を経過したことになるのである。斯様な事例は拾へば他にも相當あるが、斯かるものは、現行法令運用の實益上より觀れば、洵に無意味のものであると云ふことが出来るかもしれない。然し、敢て斯の種のもを多數蒐集したのは次の様な理由からである。即ち歴史的事實を知ることが、今日の經濟事件を考へ、更に又明日の經濟事件を知る上に最も必要のことと思料したからである。何事にも、具體的にして且正確なる歴史的知識が必要であることは、今更云ふ迄も無いことである。經濟事件に於ても固より同様であるが、特に其の必要があると思はれるのである。夫れは、我が國統制經濟が短い期間に、深くして且廣い場面に亘る因果の道を進んで來、而かも其の變化展開が相當急激であつた爲、前の事をよく理解して居なかつたら、到底今日の事を理解することが出来ないからである。夫れで、現行法的に觀れば文字通り夫れは過去の遺物であつても、出来るだけ多く集めたのである。吾々は之を讀むことによつて、我が國の過去の經濟事件の具體的姿に接することが出来るのである。そして夫れより、今日の姿に展開して來たことも考ふることが出来る、更に明日の姿を知ることが出来るのである。

斯様な基本的問題の外、場面を犯罪事實の摘示と云ふ點に限定して考へても、非常に参考になるものが多いのである。經濟事件の犯罪事實の摘示例は、前に述べた様に極めて定型的なものが多いのである。前の實例を知ることにより、新しい統制經濟法令の犯罪事實の摘示を完全にすることが出来る。

るのである。斯様なことを考へて、既に廢止された法令の犯罪事實摘示例も、一樣に集めたのである。個々の記載例は、先づ事實を示し、次いで適條を掲げ、最後に説明検討を加へることとした。此の説明検討は、之を克明に行へば經濟犯罪の捜査裁判上、統制經濟法令の解釋運用上及統制經濟の病理の研究上、洵に貴重なる資料を提供するものであらう。そして、夫れは是非行はなければならぬことである。幾らかでも經濟事件の處理に係してゐるからには、怎うして斯様な經濟事件が起きたか、其の原因は何處に在るかと云ふ點を中心にして、十分なる検討を盡し統制經濟の運営に役立てることが、最も必要なことである。私の此の研究も、固より斯かる根本的問題にも、何等かの役立つことがありたいものとの希望の下になされては居るが、此の希望を完全に果すやうな、十分な研究をなすことが出来ないのは遺憾である。茲では、摘示例の理解上必要である程度の説明検討をするに止めることとする。

尙適條に就ては、前に述べた如く實例が現行法的に觀れば相當古いものもあるから、必ずしも現行法の條文に一致しないものが、相當に有ることと思はれるのである。條文を對照するに當つては此の點注意を要するところである。



## 第二章 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル

### 法律違反事件關係犯罪事實摘示例

#### 第一項 物價統制違反事件關係

##### (一) 物品販賣價格取締規則關係

###### 【記載例一】(第一條)

事實

被告人ハ東京市本所區菊川二丁目五番地ニ於テ銅鐵商ヲ營ム者ナルトコロ昭和十四年三月七日商工省告示第四十八號ニ依リ同月四日ヲ指定日トシ釘ノ販賣價格カ指定セラレ被告人ノ右指定日ニ於ケル釘ノ小賣價格ハ一寸、一寸二分、一寸六分及二寸ハ各一樽三十二圓、五寸及二寸五分各一樽三十圓ニシテ同月七日以後右價格ヲ超ユル對價ヲ以テ販賣スルコトヲ得サルニ拘ラス所定ノ事由及地方長官ノ許可ヲ受ケタルコトナク同年三月十三日頃ヨリ翌四月十一日頃ニ至ル間數回ニ互リ自己店舗ニ於テ檢査某外五名ニ對シ右販賣價格ニ比シ一樽ニ付一圓乃至三十圓合計八十四圓ヲ超過シ一寸、一寸二分、一寸六分、二寸、二寸五分、五寸釘合計三十六樽代金合計千六百四十四圓ヲ小賣シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第一條

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件第七十五號  
【記載例二】(第一條)

事實

被告人ハ東京市荒川區日暮里町二丁目二百番地ニ於テ銅鐵古物商店ヲ營ムモノナルトコロ昭和十三年十月二十九日頃ヨリ昭和十四年二月四日頃迄ノ間埼玉縣川口市野山町二百十五番地鑄物業永井某方ニ於テ故又ハ屑ノ鐵ヲ原料トシテ使用スル同人ニ對シ鉄鐵屑合計一萬四貫ヲ商工大臣ノ指定スル販賣價格ヨリ千二百十五圓五十一錢ヲ超過スル對價四千七百七十七圓一錢ニテ持込乘渡トシテ販賣シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

商工省令物品販賣價格取締規則第一條昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號

【記載例三】(第一條)

事實

被告人甲ハ東京市城東區大島町三丁目五番地ニ於テ屑鐵ヲ營ムモノ被告人乙ハ屑鐵ブローカーナル處第一、被告人甲ハ昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號ニ依リ屑鐵ノ販賣價格ノ指定アリタルニ拘ラス同年十月二十日ヨリ同年十一月三十日迄ノ間前後二十數回ニ互リ屑鐵ヲ原料トシテ使用スル業者ナル同市王子區神谷町二丁目五番地理木鋼材株式會社ニ於テ同會社係員金井某ニ對シ電氣爐用屑ノ鋼合計百五十八圓二百二十圓ヲ右告示指定ノ販賣價格ヨリ千八百八十二圓二十錢ヲ超過スル金額ナル代價計一萬八千九百八十六圓四十錢ニテ持込渡ニヨリ販賣シ



第二、被告人乙ハ右第一事實記載ノ如ク被告人甲ニ於テ被告人乙ヨリ買受ケシ屑ノ鋼ヲ右會社ニ公定價格ヲ超過シテ販賣スルモノナル情ヲ知り乍ラ昭和十三年十月二十日頃ヨリ同年十一月三十日頃迄ノ間二十數回ニ亙リ被告人甲方ニテ電氣爐用屑ノ鋼百五十八題二百二十題ヲ一題百十圓ノ割合ニヨリ被告人甲ニ販賣シ依ツテ同人カ前記ノ如キ犯行ヲ爲スニ至ラシメテ之ヲ幫助シタルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省告示第二百六十一號

刑法第六十二條

說 明

以上記載例一、二、三は、孰れも金屬に關する物品販賣價格取締規則に依る公定價格違反事件の記載例であり、當時最も違反の多かつた分野である。實に釘と屑鐵とは、金屬中の間の双壁であつた而して釘も屑鐵も、當時の公定價格の告示の規定型式が極めて不備で、所謂中間ブローカーを直接に告示違反として處罰が出来なかつたのである。其處で考へた犯罪型式が記載例三である。尙此の一步前に、最終販賣者と中間ブローカーとの共同正犯論が成立する場合があることは固よりであるが、之は要するに、事實認定の問題である。此の幫助論も今日では當然であるが、當時は相當議論が戦はされたものである。

茲で問題として残るは、何段階の中間ブローカー迄此の幫助論で行けるかと云ふことである。之も根本は犯罪加工の程度の問題ではあるが、實際には相當考へさせられるところである。

【記載例四】(第一條)

事 實

被告人ハ東京市本所區龜澤町二丁目十五番地ニ於テ古物商ヲ營ムモノナルトコロ物品販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年十一月十九日頃ヨリ昭和十四年三月二十七日頃迄ノ間右被告人方店舗ニ於テ株式会社高橋某商店ニ對シ昭和十三年十月二十七日商工省告示第三百十三號ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ故又ハ屑ノアルミ合計二千九百八十九貫五百匁ヲ右告示指定ノ販賣價格ヨリ合計九百八十八圓六十八錢ヲ超過スル對價ニテ販賣シタルモノナリ

通 條

輸出入品ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

物品販賣價格取締規則第一條昭和十三年商工省告示第三百十三號

【記載例五】(第一條)

事 實

被告人甲ハ東京市京橋區新川二丁目五番地ニ於テ船具商ヲ經營シ居リテ被告人乙ハ同人方被雇支配人トシテ勤務中ノ者ナルトコロ物品販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年十月二十六日頃ヨリ同十四年四月一日ニ至ル間引續キ右店舗ニ於テ和井田某外二名ニ對シ昭和十三年九月六日東京府告示第六百二十八號ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル綿帆布合計三萬千七百匁ヲ右告示



指定ノ卸賣價格ヨリ合計約千四百三十七圓十六錢ヲ超過スル對價ニテ卸販賣シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
昭和十三年七月九日商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條  
同年七月二十八日商工省告示第二百八號  
同年七月二十九日東京府告示第六百二十八號

〔記載例六〕(第一條)

事實

第一、被告合資會社○○○商店ハ○○市○○區○○町○丁目○番地ニ本店ヲ設ケ廣幅綿布卸小賣商ヲ營ムモノ被告人甲ハ同會社ノ有限責任社員ニシテ事務一切ヲ統轄スルモノ被告人乙ハ同會社店員ナルトコロ

(イ) 被告人甲及乙ハ共謀ノ上右會社ノ業務ニ關シ物販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年九月十五日ヨリ昭和十四年四月迄ノ間引續キ右會社其他ニ於テ同市○○區○○町○丁目○番地金丸造花店員外十八名ニ對シ昭和十三年東京府告示第五百四十號ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノリンネットボブリン合計六百四十反ヲ右告示規定ノ販賣價格ヨリ合計三千九百四十圓六十錢ヲ超過スル對價ニテ卸賣シ

(ロ) 被告人甲ハ右會社ノ業務ニ關シ前同條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年二月十六日ヨリ四月十九日迄ノ間前後五回ニ亘リ○○市○○區○○町○丁目○番地原某方其他ニ於テ同人及○

○株式會社ニ對シ織物ブローカー加地某ノ仲介ニヨリ前記東京府告示ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ別珍合計千三十七反(三萬千五百九十四圓一分)ヲ告示指定ノ販賣價格ヨリ合計金一萬七千七百五十八圓三十錢ヲ超過スル對價ナル代金合計三萬九千二百五十五圓八十六錢ニテ卸賣シ  
第二、被告人丙ハ○○市○○區○○町○丁目○番地ニ於テ鼻緒製造卸問屋ヲ營ムモノ被告人丁ハ被告人丙方店員ナルトコロ

(イ) 被告人丙ハ前同條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年二月十五日右被告人丙方其他ニ於テ高田某、藤本某兩名ニ對シ前記東京府告示ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ別珍合計三百反(九千四十八圓一分)ヲ右告示指定ノ販賣價格ヨリ合計金六千三百三十三圓九十五錢ヲ超過スル對價ナル代金合計一萬二千六百六十七圓九十錢ニテ卸賣シ

(ロ) 被告人丁ハ右被告人丙ノ業務ニ關シ前同條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年二月十四日右被告人丙方其他ニ於テ杉本某及西澤某ニ對シ前記東京府告示ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ別珍合計百反(三千圓)ヲ右告示指定ノ販賣價格ヨリ合計金二千二百十四圓ヲ超過スル對價ナル代金合計四千三百十四圓ニテ卸賣シ

第三、被告○○株式會社ハ○○市○○區○○町○丁目○番地ノ一號ニ本店ヲ設ケ履物雜貨製造卸販賣業ヲ營ム傍ラ織物ヲ販賣スルモノ被告人戊ハ右會社ノ代表取締役トシテ同會社ノ業務一切ヲ統轄スルモノナルトコロ被告人戊ハ右會社ノ業務ニ關シ前同條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年二月二十日右會社ニ於テ○○市○○區○○町○番地洋反物卸業高橋某ニ對シ織物ブローカー加地某ノ仲介ニ依リ前記東京府告示ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ別珍合計四百五十反(一萬三千六



百八碼二分)ヲ右告示指定ノ販賣價格ヨリ合計金七千五百五十九圓二十五錢ヲ超過スル對價ナル代金合計一萬七千八十五圓二錢ニテ卸賣シ

第四、被告人已ハ織物ブローカーナルトコロ前記甲戌等ノ依頼ニヨリ前記第一項(ロ)及第三項記載ノ如ク同人等カ右丙、高橋某其ノ他ニ對シ告示指定ノ販賣價格ヲ超過スル對價ニテ別珍ヲ卸賣スルモノナルノ情ヲ知リナカラ同人等ノ間ニ於ケル右賣買ノ仲介斡旋ヲ爲シ以テ前記甲戌ノ犯行ヲ容易ナラシメテ之ヲ幫助シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條第七條

物品販賣價格取締規則第一條昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號

東京府告示第五百四十號

刑法第六十二條

記載例五、六は、綿製品に關する公定價格違反事件の記載例である。綿製品は、公定價格が比較的早く定められた上、彼の様に種類が多く、且我々の生活と密接不可分であるので、違反が非常に多かつたのである。未だ此の頃には、製品の違反は割合に少く、原絲、原反の違反が横行してゐたのである。尙今迄の記載例の中にも、超過分と合計代金を數字的に示すものと、前者は數字で示すも後者は單に對價と記載するものがあることは注意を要する點である。

尙此の當時は、今日の定型文言たる所謂「法定ノ除外事由無キニ拘ラス」と云ふところが「物品販

賣價格取締規則第一條所定ノ事由ナキニ拘ラス」と、なつてゐるのである。

【記載例七】(第一條)

事實

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇〇番地ニ於テゴム布靴等ノ製造販賣業ヲ營ム合資會社〇〇ゴム工業所ノ代表社員トシテ同會社ノ業務一切ヲ統轄スルモノナルトコロ物品販賣價格取締規則第一條所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年三月一日頃ヨリ同年五月六日頃迄ノ間引續キ右會社其他ニ於テ同市〇〇區〇〇丁目〇番地運動靴商峰澤某外數名ニ對シ昭和十三年九月六日東京府告示第六百二十八號ニ依リ中等品トシテ卸賣價格ヲ指定サレタル種類ノ布靴(黒ズツク運動靴)合計六千六百二十足ヲ上等品ナルカ如ク裝ヒ右告示指定ノ中等品卸賣價格ヨリ合計金二百圓八十錢ヲ超過スル對價ナル代金合計三千四百二十四圓二十錢ニテ卸賣シタルモノナリ

事實

輸出入品ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號

同年九月六日東京府告示第六百二十八號

【記載例八】(第一條)

事實

第一、被告株式會社〇〇商會ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇番地ニ本店ヲ設ケ自動車用タイヤ等ノ販賣業ヲ營ムモノ被告人甲ハ同會社ノ營業主任トシテ自動車タイヤノ販賣ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄

第二編 經濟事件犯罪事實指示例の分類的研究



スルモノナルトコロ被告人甲ハ右會社ノ業務ニ關シ物品販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年九月二十日ヨリ昭和十三年十二月六日迄ノ間引續キ前記會社本店其ノ他ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地タイヤ商金井某外數十名ニ對シ昭和十三年九月二十日東京府告示第六百五十五號ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ自動車用タイヤ合計二百五十本ヲ右告示指定ノ卸賣價格ヨリ合計金八百九十三圓三十一錢ヲ超過スル對價ナル合計金一萬六千九百九十一圓六錢ニテ卸賣シ

第二、被告人甲ハ右會社ノ業務ニ關スルコトナク前同様ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年十月十八日ヨリ昭和十四年二月六日頃迄ノ間前同所等ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地山井某外三名ニ對シ前同種ノタイヤ合計四十二本ヲ告示指定ノ小賣販賣價格ヨリ合計金二百三十二圓八十錢ヲ超過スル代金合計二千四百三十九圓三十錢ニテ小賣シ

第三、被告人乙ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ自動車販賣業ヲ營ムモノナルトコロ前同様ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年十月六月ヨリ同年十一月二十日頃迄ノ間引續キ右被告人方其ノ他ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地綿貫某外數名ニ對シ前同種ノタイヤ合計二十二本ヲ告示指定ノ小賣販賣價格ヨリ合計金百三十六圓五十錢ヲ超過スル代金合計八百六十八圓ニテ小賣シ

第四、被告人丙ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ自動車用タイヤ販賣業ヲ營ムモノナルトコロ前同様ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年九月二十日ヨリ同年十月十六日迄ノ間引續キ右被告人方ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地自動車タイヤ販賣業本村某外數名ニ對シ前同種ノタイヤ合計二十三本ヲ同告示指定ノ卸賣又ハ小賣價格ヨリ合計金八十二圓四十六錢ヲ超過スル金額ナル代金合計千三百四十

五圓五十錢ニテ卸又ハ小賣シ

第五、被告人丁ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ自動車用タイヤ販賣業ヲ營ムモノナルトコロ前同様ノ事由ナキニ拘ラス

(イ) 昭和十三年十月十日ヨリ同年十一月二十八日迄ノ間前後四回ニ亙リ右被告人方其ノ他ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地自動車業高井某外數名ニ對シ前同種ノタイヤ合計五本ヲ告示指定ノ販賣價格ヨリ五十六圓五十錢ヲ超過スル代金合計三百十四圓ニテ小賣シ

(ロ) 昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號ニヨリゴム製品ノ物品指定アリタルヲ以テ右七月九日ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テゴム製品ナル自動車用タイヤハ之ヲ販賣シ得サルニ至リタルニ拘ラス同年八月二十七日ヨリ同年九月十九日迄ノ間引續キ前同所等ニ於テ自動車用タイヤ合計五本ヲ右指定日ノ販賣價格ヨリ合計金八圓五十錢ヲ超過スル代金合計百九十三圓五十錢ニテ小賣シ

第六、被告人戊ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ自動車タイヤ販賣業ヲ營ムモノナルトコロ前同様ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年九月二十七日ヨリ同年十二月二十六日迄ノ間右被告人方其ノ他ニ於テ同市同區〇〇町〇〇番地自動車業長竹居某外數名ニ對シ前記東京府告示ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ自動車用タイヤ合計十五本ヲ右告示指定ノ小賣販賣價格ヨリ合計金五十四圓ヲ超過スル代金合計九百五十一圓ニテ小賣シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究



物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年九月二十日東京府告示第六百五十五號

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號

【記載例九】（第一條）

事實

被告合資會社○○商會○○市○○區○○町○○丁目○○番地ニ於テゴム製品及再生ゴム等ノ販賣業ヲ營ムモノ被告甲ハ同社社員ニシテ販賣係ナルトコロ右會社ノ業務ニ關シ昭和十三年十月十八日頃ヨリ同年十二月十九日頃迄ノ間右會社ニ於テ再生ゴムヲ原料トシテ使用スル東京○○株式會社ニ對シ昭和十三年東京府告示第五百七十號ニヨリ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノアルカリクレーム合計一萬二千四百封度ヲ右指定價格ヨリ合計金二百五十二圓ヲ超過スル對價ニテ販賣シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條第七條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年八月六日商工省告示第二百三十號

同 年八月八日同省告示第二百九十四號

同 年八月六日東京府告示第五百七十號

【記載例一〇】（第一條）

事實

被告人ハ○○市○○區○○町○○丁目○○番地ニ於テ調帶販賣業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ昭和十三年七月二十七日東京府告示第五百三十號及同年十一月二十六日東京府告示第八百四號ニヨリゴム製品ナル動力用調帶ノ小賣販賣價格カ指定セラレタルニ拘ラス昭和十三年九月二十二日頃ヨリ昭和十四年四月二十五日頃迄ノ間右被告人方等ニ於テ同市○○區○○町○○丁目○○番地○○精工○○株式會社○○工場外數名ニ對シ右告示ニヨリ販賣價格ノ指定セラレタル種類ノゴム製品ナル動力用調帶合計九千三十六フライ餘ヲ右告示指定ノ小賣價格ヨリ合計金百二十三圓二十錢餘ヲ超過スル對價ナル代金合計五百三十六圓九十一錢ニテ小賣販賣ヲシタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年七月二十七日東京府告示第五百三十號

同 年十一月二十六日同告示第八百四號

價格等統制令第十九條

說明

記載例七乃至一〇は、ゴム製品に關する公定價格違反事件の實例である。ゴム關係も當時違反の多い物資であつた。特に原料ゴムの配給方面に廣範圍の違反が行はれてゐたのである。

【記載例一一】（第一條）

事實



被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ乾物類砂糖卸小賣商ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十四年四月二十八日頃ヨリ同年七月四日頃迄ノ間引續キ右被告人方其ノ他ニ於テ同市同區〇〇町〇〇番地乾物商櫻本某外九十名ニ對シ同年四月二十八日東京府告示第四百號及同年五月十六日同告示第四百七十五號ニ依リ卸賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ砂糖合計六萬四千九百二斤ヲ右告示指定ノ卸賣價格ヨリ合計金百五十九圓九十五錢ヲ超過スル對價ナル代金合計一萬五千四百六十圓十四錢ニテ卸賣シタルモノナリ

連 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年四月二十八日東京府告示第四百號

同 年四月十六日同告示第四百七十五號

價格等統制令第十九條

【記載例一二】（第一條）

事 實

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ輸入材黒檀厚木ヲ製材シタル製品ナル黒檀板ノ販賣業ヲ營ムモノナルトコロ物品販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號ニ依リ輸入材ノ製品ナル黒檀板ハ昭和十三年七月八日ニ於ケル被告人方ノ販賣價格ヲ越ヘテ販賣スヘカラサルニ至リタルニ拘ラス昭和十三年八月三日頃ヨリ昭和十四年一月五日頃迄ノ間引續キ右被告人方其他ニ於テ前田某其ノ他ニ對シ黒檀板合計六百十九斤六分ヲ右告示ニ依リ

指定セラレタル昭和十三年七月八日ノ販賣價格ヨリ合計金五十四圓九十錢ヲ超過スル對價ナル代金合計五百四十圓五十八錢ニテ販賣シタルモノナリ

連 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號

【記載例一三】（第一條）

事 實

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ酒類卸商ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ昭和十四年三月七日商工省告示第四十八號ニ依リ麥酒ハ同年三月四日被告人方ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルヲ得サルコトトナリ更ニ同年四月一日東京府告示第二百四十一號ニ依リ大瓶麥酒ヲ販賣スルニハ右指定ノ販賣價格ニ對シ四打ニ付七十二錢ヲ加算シタル價格ヲ超エテ之ヲ販賣スルヲ得サルコトトナリタルニ拘ラス昭和十四年三月三十一日ヨリ同年七月二十七日迄ノ間右被告人方其ノ他ニ於テ同市〇〇區〇〇町〇〇番地酒商小丸某其ノ他ニ對シ大瓶麥酒合計千四百四十八打ヲ前記指定日ニ於ケル被告人ノ卸賣價格若ハ前記告示ニヨル加算價格ヨリ合計金二百二十五圓ヲ超過セル對價ニテ卸賣シタルモノナリ

連 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條



物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年三月七日商工省告示第四十八號  
同 年四月一日東京府告示第二百四十一號  
價格等統制令第十九條

說明

記載例一二、二三は所謂指定日價格違反事件の實例である。今日のストップ價格と同じものである。當時は綿製品、金屬、木材と云ふ風に物資を限り、順次ストップをかけてゐたのであつたが、物資統制の華々しき登場の前に此のストップの措置は、夫れ程強く國民に意識されない様であつた。記載例としては公定價格違反と同一型式と云ふことが出来る。

【記載例一四】（第一條、第二條）

事實

被告人ハ〇〇市〇〇區〇町〇丁目〇〇番地ニ於テ鋼材及鐵屑ノ販賣ヲ營ムモノニシテ日本鐵屑統制株式會社ノ指定商ニ非サルモノナルトコロ

第一、昭和十三年八月二十五日頃ヨリ昭和十四年六月九日頃迄ノ間右店舗ニ於テ同市〇〇區〇〇丁目〇番地鐵工業山本某外六名ノ鐵屑ヲ使用スル事業ヲ營ム者ニ對シ御料品、官廳ニ於テ購入スルモノ等法定ノ事由ナキニ拘ラス鐵鋼製當證明書ト引換フルコトナク平鋼、丸鋼等ノ普通鋼及中間鋼、壓延鋼材合計五十四種六百四十五種ヲ代金合計一萬六千二百四十七圓餘ニテ販賣シ

第二、昭和十四年一月四日頃ヨリ同年二月二十六日頃迄ノ間同市〇〇區〇〇丁目〇〇番地〇〇電氣

製鋼株式會社第一工場等ニ於テ鋼屑ヲ業務用ノ原料トシテ使用スル同株式會社ニ對シ鐵屑配給統制規則第二條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス電氣爐用屑鋼合計六百應餘ヲ合計金七萬三千八百圓ニテ販賣シ

第三、前記日時場所ニ於テ前記〇〇電氣製鋼株式會社ニ對シ前記電氣爐用屑鋼ノ内二百一十一應六百六十二應ヲ商工大臣ノ指定スル販賣價格ヨリ一應ニ付十五圓合計三千七百七十四圓九十二錢ヲ超過シ合計二萬六千四百五十七圓七十四錢ニテ持込乗渡トシテ販賣シ

第四、昭和十四年一月二十六日頃ヨリ同年五月十九日頃迄ノ間同市〇〇區〇〇町〇丁目〇〇番地株式會社〇〇神鐵所外二名ノ仲鐵業者ニ對シ仲鐵用故アングル及故レール合計六十一應七百七十九應ヲ商工大臣ノ指定スル販賣價格ヨリ一應ニ付二十圓乃至七十三圓合計三千二百五十七圓四十錢ヲ超過スル對價合計金一萬一千二百八十八圓六十六錢ニテ持込乗渡トシテ販賣シ

第五、日本鐵屑統制株式會社ハ需要者ニ鐵屑ヲ販賣スルニ當リ其ノ指定數ニ對シ納入先品種數量ヲ指定シテ鐵屑ヲ需要者ニ納入セシメタル上同會社カ該鐵屑代金ヲ直接需要者ヨリ取立テ指定商ニ對シテハ同會社ヨリ一定ノ統制會社鐵屑買入値段ニ從ヒ鐵屑ノ納入數量ニ應シテ代金ノ支拂ヲ爲ス方法ヲ採用シ居リ被告人ハ統制會社ヨリ前記〇〇電氣製鋼株式會社ニ鐵屑納入ノ指圖ヲ受ケタル指定商山口商事株式會社ヲ代理シ昭和十四年一月二十一日頃ヨリ同年四月七日頃迄ノ間右〇〇電氣製鋼株式會社ニ對シ電氣爐用屑鋼五百四十五應七百五十八應ヲ納入シタルカ商工大臣ノ指定ニヨル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ屑鋼ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ同年一月三十日頃ヨリ同年四月中旬頃迄ノ間統制會社ヨリ右屑鋼ノ代金五萬四千五百七十七圓三十錢ノ支拂ヲ受ケタル外當時



同市〇〇區〇〇丁目〇〇番地所在右〇〇電氣製鋼株式會社本店等ニ於テ同會社代表取締役小山某及會計掛梅川某ヨリプレミアム名義ノ下ニ合計金七千五百四十圓六十一錢ヲ收受シ以テ前記鋼ヲ商工大臣ノ指定スル販賣價格ヨリ合計二千二十四圓五十三錢ヲ超過シテ販賣シタルト同一ノ利益ヲ得タルモノナリ

遺 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵鋼配給統制規則第二條

鐵屑配給統制規則第二條

物品販賣價格取締規則第一條第二條

昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號

【記載例一五】(第二條)

事 實

被告株式會社〇〇商會ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇〇番地ニ本店ヲ置キ機械金物製鋼原料販賣業ヲ營ミ日本鐵屑統制株式會社ノ指定者ニシテ被告人甲ハ同會社代表取締役ナルトコロ被告人甲ハ同會社ノ業務ニ關シ昭和十三年十二月二十八日頃ヨリ昭和十四年一月二十九日頃迄ノ間日本鐵屑統制株式會社ノ指圖ニ基キ故又ハ屑ノ鐵ヲ原料トシテ使用スル同市〇〇區〇〇〇〇丁目〇〇番地ノ四〇〇製鋼株式會社ニ對シ電氣爐用鋼屑百十九噸五百六十五砵ヲ販賣シ統制會社ヨリ其代金一萬一千九百五十六圓五十錢(一應百圓相當)ヲ受取りタル外商工大臣ノ指定スル販賣價格ヲ超過スル對價ヲ以テ該鋼屑ヲ販

賣シタルト同一ノ利益ヲ舉クル目的ヲ以テ同年一月三十一日頃右〇〇製鋼株式會社ニ於テ同會社會計係ヨリ切斷料名義ノ下ニ前記鋼屑代金二千九百八十九圓十二錢(一應二十五圓相當)ヲ受取りタルモノナリ

遺 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

物品販賣價格取締規則第二條

說 明

記載例一四の第五及一五は、物品販賣價格取締規則第二條に關するものとして、注意を要するものである。第二條は所謂脫法行爲を禁止する規定であつて、而かも本條が此の種規定の先驅をなしてゐるのである。物價統制に關する脫法行爲も、今日にては相當種類が多くなつてゐるが、之を元の型に引直して見ると數個の基本的型式に歸一するのである。此の二つの事例の如きも、其の基本的型式の一つである。斯様な素朴的の脫法行爲より、漸次今日見る巧緻の方法に進んで來たのである。

(二) 皮革配給統制規則關係

【記載例】(第九條)

事 實

被告人等ハ東京市向島區吾嬬町東七丁目ニ於テ各製革業ヲ營ム者ナル處共謀ノ上昭和十四年二月七日頃ヨリ同月九日頃迄ノ間同市淺草區駒形一丁目四番地小島忠藏方ニ於テ同人ニ對シ皮革配給統制規則第九條及昭和十三年商工省告示第二百七號ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル豚靴甲革合計一



萬一千九百三十坪四合ヲ右指定價格ヨリ合計金九百五十四圓四十三錢ヲ超過スル對價ニテ販賣シタルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

皮革配給統制規則第九條

說 明

本例は皮革配給統制規則に基く皮革の價格統制違反事件の實例である。當時は公定價格の決定さるる根據規則も一つ許りで無く數個あつたのである。

(三) 綿絲販賣價格取締規則關係

【記載例】

事 實

被告人ハ名古屋市中區〇〇町一丁目二番地ニ於テ綿絲販賣業ヲ營ムモノナル。處昭和十四年十月十五日頃自宅店舗ニ於テ乙ニ對シ商工大臣告示ノ國內向用途ニ供スル純綿絲十六番手左捻銘柄三馬十捆ヲ同大臣告示ノ一捆二百八十六圓ノ最高價格ヲ超ヘ一捆三百圓合計三千圓ノ對價ヲ以テ販賣シタルモノナリ

適 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十四年商工省告示第〇〇號

說 明

本例は、綿絲販賣價格取締規則の公定價格違反事件の實例である。

公定價格制度に於て、此の規則程變化する相場を其の儘價格の上に採用したものは無い。其の違り方は次の通りである。綿絲の原料たる棉花が主として米國產のものであるにより、米國棉花相場の上下が、直接我が國綿絲相場を左右して居たのであつた。夫れで綿絲に公定價格制度を採用したが、此の米棉の相場の移動は無視することが出來ず、結局一定期間或る標準値段、例へば一捆三百圓と定め、具體的には之に米棉相場の變動を織り込んで、其の日其の日の公定價格を決定したのである。

理論は洵に結構であるが、實際の運用には相當困難があり、特に犯罪の捜査より觀ると難澁の限りを盡したものであつた。

第二項 鐵鋼統制違反事件關係

(一) 鐵鋼工作物築造許可規則關係

【記載例】(第一條)

被告人ハ商工大臣ノ指定セル工作物ニ非ス且地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ昭和十三年五月中頃ヨリ同年六月中ニ亘リ〇〇市〇〇區〇〇町〇丁目〇〇番地ニ鐵筋十噸ヲ使用シ一階建鐵筋「コンクリート」造倉庫一棟ヲ築造セルモノナリ

第二項 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究



通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十三年商工省令第八十七號鐵鋼工作物築造許可規則第一條

(二) 機械設備制限規則關係

【記載例】(第二條)

事 實

被告〇〇精工株式會社ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇〇番地ニ本社並工場ヲ有シ金屬工作機械ヲ使用シ兵器ノ部分品加工業ヲ營ムモノ被告甲ハ右會社ノ代表社員トシテ業務一切ヲ擔當スルモノナルトコト被告甲ハ右會社ノ業務ニ關シ昭和十五年一月二十日頃ヨリ昭和十五年二月末日頃迄ノ間兵器部分品製造ノ爲前記工場内ニ切削研磨用金屬工作機械タルA式旋盤八尺モノ三臺A式四尺五寸モノ二臺ヲ商工大臣ノ許可ヲ受ケスシテ増設設備ヲ爲シタルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

機械設備制限規則第二條

刑法第十八條

説 明

右(一)も餘り實例は無かつたが、大都市に若干は發生したのである。

本例の如きは、造つてしまつてから事件が發覺したが、出來たものは鐵鋼の相當設備であり、結局

どうすることも出來なかつた。固より出來たものは刑法第十九條の適用の餘地はあるが、具體的には相當處置に困つたものもある。記載例の型としては(一)(二)共に同型であるが、適用上工作機械と云ふ様な法律語につき相當問題があつた。

(三) 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件關係

【記載例一】

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ工場ヲ設ケ金屬拔物業ヲ營ム者ナルコト昭和十三年八月十五日頃ヨリ同年九月十日頃ニ至ル間右工場ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケス鋼材ヲ使用シ玩具附屬車輪其他玩具部分品合計四十四萬八千六百八十七個代金千四十九圓九十九錢餘ヲ製造シタルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第一號第五條

鋼製品製造制限ニ關スル件

鋼製品製造制限ニ關スル件ニ依リ物品指定ニ關スル件

【記載例二】

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇〇番地ニ工場ヲ設ケ金屬玩具製造業ヲ營ム者ナルトコト昭和十三年九月中旬頃ヨリ翌十四年二月下旬頃ニ至ル間前示工場ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケス鋼材ヲ使用シ商工大臣指定ノ物品タル金屬玩具機關銃合計六百四十六打、合計二千五百八十五打代金合計千九百八十一圓九十五錢餘ヲ製造シタルモノナリ

通 條



輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第一號第五條

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ物品指定ニ關スル件

【記載例三】

被告合資會社〇〇商店ハ〇〇市〇〇區〇〇丁目〇番地ニ於テパーマネントウエーピングマシン及ドライヤー部分品ノ製造販賣業等ヲ營ミ被告會社〇〇カンパニーハ同市同區〇〇丁目〇〇番地ニ於テパーマネントウエーピングマシン及ドライヤーノ組立販賣業等ヲ營ムモノニシテ被告人甲ハ右會社ノ代表社員ナルトコト被告人甲ハ地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ

第一、右被告合名會社〇〇商店ノ業務ニ關シ

(1) 昭和十三年七月一日頃ヨリ昭和十四年四月二十七日頃迄ノ間同會社ノ請負人〇〇市〇〇町〇丁目〇番地鑄物業永井某外ニケ所ニ於テ鉄鐵三千四百六十貫餘（價格千七百七十圓餘）ヲ使用シ商

工省令ニヨリ製造ヲ禁止セラレタル理容用機械器具パーマネントウエーピングマシン、及ドライヤーノ部分品ノ脚七百三十九個（價格合計六千六百六十圓餘）ヲ鑄造シ

(2) 昭和十三年八月十三日頃ヨリ昭和十四年五月五日頃迄ノ間同會社ノ請負職人〇〇市〇〇區〇〇町〇番地金屬紋出業時田某方外ニケ所ニ於テ引拔鋼管鋼板等ノ鋼材合計二千六百三十貫餘（價格合計三千百八十圓餘）ヲ使用シ商工省令ニヨリ製造ヲ禁止セラレタル理容用機械器具パーマネントウエーピングマシン及ドライヤーノ部分品笠下ライヤーカバー及パイプ等合計千五百餘點（價格合計六千四百四十圓餘）ヲ製造シ

(3) 昭和十三年八月十五日頃ヨリ昭和十四年五月五日頃迄ノ間同會社ノ請負職人同市同區〇〇町〇丁目〇〇番地眞鍮鑄物業鈴木某方外ニケ所ニ於テ眞鍮三百四十貫（價格二千二百二十圓餘）ヲ使

用シ商工省令ニヨリ製造ヲ禁止セラレタルパーマネントウエーピングマシン及ドライヤーノ部分品下ライヤーハンドル螺子等合計一萬二千點餘（價格合計三千五百五十圓餘）ヲ製造シ

第二、前記合資會社〇〇パーマネントカンパニーノ業務ニ關シ、昭和十三年八月十五日ヨリ八十貫餘昭和十四年五月二十日頃迄ノ間同會社ニ於テ前記第一ノ(2)記載ノ部分品ノ一部ヲ加ヘ鋼材合計千百及前記第一ノ(3)記載ノ部分品ノ一部ヲ加ヘ眞鍮合計七百十貫餘（價格合計四萬四千六百圓餘）ヲ使用シ商工省令ニヨリ製造ヲ禁止セラレタルパーマネントウエーピングマシン及ドライヤー合計五百十六臺（價格合計十六萬九千九百圓餘）ヲ組立製造シ  
クルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十三年商工省令第十九號鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

同年商工省令第四十九號鋼製品製造制限ニ關スル件

以上記載例一、二、三は、孰れも鋼製品製造制限に關するもので、之も相當違反があつたのである。此の鋼製品ノ製造制限ニ關スル件違反事件の構成要件は、經濟事件中での平易なるものであるが、問題のあつたのは商工大臣指定の鋼製品の種類規格であつた。夫れは今日と雖も同様であらう。



【記載例一】 (四) 鉄鑄物製造制限ニ關スル件關係

被告人ハ○○市○○區○○町○○番地ニ於テ鉄鑄物製造販賣業ヲ營ムモノナル處昭和十三年六月  
月中自宅工場ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クルコトナク鉄鑄一應ヲ使用シテ商工大臣ノ指定セル物品タ  
ル帽子掛ノ部分品タル金具約○○個ヲ鑄造シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
昭和十三年商工省令第三十號鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件

【記載例二】

被告人ハ○○市○○區○○町○○番地ニ於テ製本業ヲ營ムモノナルカ機械製作業○商會代表者細野某鑄造  
業森田某等ト共謀ノ上昭和十四年十二月初旬頃ヨリ昭和十五年八月下旬頃迄ノ間○○市○○區○○町  
○○番地○○精密工業株式會社等ニ於テ法定ノ除外事由ナク且地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ鉄鑄合計  
千三百六十八貫八百九十五匁ヲ使用シ禁制品タル製本用機械器具九十一臺(價格一萬一千四百二十二  
圓相當)ヲ鑄造シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條舊同法第五條

昭和十三年四月二十五日商工省令第十九號鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件

右の鉄鑄物の製造制限に關する二例も、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件の事例と同様の説明で盡さ  
るのである。

(五) 鐵鋼配給統制規則關係

【記載例一】 (第二條)

被告合資會社○○シャーリング工場ハ○○市○○區○○町○○番地ノ三ニ本店ヲ設ケ鐵板ノ切斷販  
賣等ノ業務ヲ爲シ被告人甲ハ同會社ノ無限責任社員ニシテ業務一切ヲ擔任スル者ナルトコト昭和十四  
年一月十二日頃ヨリ同月二十六日頃ニ至ル間數回ニ亙リ同會社ノ業務ニ關シ鐵鋼ヲ使用スル者タル同  
區○○町○○丁目○○番地株式會社○○製作所ニ對シ鐵鋼割當票ト引換フルニ非スシテ鐵鋼合計百八十  
六匁六百八十四匁(代金合計二萬九千八百五十五圓六十一錢)ヲ販賣シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條第七條  
鐵鋼配給統制規則第二條

【記載例二】 (第二條)

第一、被告○○製鐵株式會社ハ○○縣○○市大字○○井○○番地ニ於テ鉄鐵竝熔鉄ノ製造販賣及鐵  
鋼鑄物並特殊鋼ノ製造販賣ヲ營ミ被告人甲及乙ハ同會社ノ取締役ニシテ同丙ハ同會社ノ營業課長タ

第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究



リシモノナル處昭和十三年七月一日ヨリ商工省令第三十三號鐵鋼配給統制規則施行セラルルヤ同會社ニテ製造スル鐵鐵ハ生産コスト高ク統制會社日滿鐵鋼販賣株式會社ノ取扱フ鐵鐵ヨリ著シク高價ニ販賣セサルヲ得サル爲鑄物業者等ノ實需家ニシテ鐵鋼割當證明書ト引換ヘニ之ヲ購入セントスルモノナク從ツテ從來ノ顧客タリシ鐵鋼ノ販賣業者モ其ノ購入ヲ躊躇シ鐵鐵ノ販賣ハ事實上不可能ナルニ至レルヨリ被告人甲及乙等カ屢々商工省及〇〇縣ニ對シ適當ノ對策ヲ指示セラシ度キ旨陳情ニ及ヒタル結果〇〇縣ヨリ同會社製鐵鐵ヲ材料トシテ他ノ鑄工場ニ支給シ賃加工セシムル場合ハ鐵鋼割當證明書ヲ要セサル旨ノ回答ヲ得タルカ同會社ハ從來他ヨリ鑄工品ノ注文ヲ受ケテ製作ヲ爲シタルコトナキ爲其ノ製造スル鐵鐵ヲ消化スルニ足ル鑄工品ノ注文ヲ得ルコト能ハス製品ハ徒ニ蓄積セラレ從ツテ資金ノ運用ヲモ支障ヲ來スノミナラス同會社ノ機構未タ整ハス眞實他ノ鑄工場ニ鐵鐵ヲ支給シ受註鑄工品ノ賃加工ヲ爲サシムル事業ヲ圓滑ニ遂行スルコト極メテ困難ナリシヲ以テ茲ニ被告人三名共謀ノ上材料支給ノ賃加工ヲ假裝シ同會社製鐵鐵ヲ鐵鋼割當證明書ト引換フルコトナク販賣センコトヲ企テ銅鐵商山村某外數名ト相謀リ同會社ノ業務ニ關シ昭和十三年七月二十三日頃ヨリ昭和十四年五月三十一日頃迄ノ間前記營業所ニ於テ〇〇市内等ノ鑄物業者遠山某外八十數名ニ對シ同人等ヲシテ其ノ顧客ナル機械器具製造業者等適當ノ者ヨリ被告人〇〇製鐵株式會社ニ宛テタル鑄工品ノ注文書ヲ持參セシメ該鑄工品代ノ内入金名義ノ下ニ鐵鐵代金ヲ受領スルト共ニ鑄物業者ニ對シ鐵鐵ヲ供給シ且右受註品賃加工ノ注文書ヲ發シ適當ノ時期ニ至リ鑄物業者カ該鑄工品ノ製造ヲ完了同會社ニ納入シ同會社ヨリ之ニ對シ工賃ノ支拂ヲ爲シタルモノノ如ク裝ヒ其ノ關係書類ヲ完備シ置ク方法ニ依リ御料品、官廳ニ於テ購入スルモノ等法定ノ事由ナキニ拘ラス鐵鋼割當證明書ト引換フルモノナリ

ルコトナク鑄物用普通鐵鐵合計八千三百兩餘ヲ合計金百六十五萬五千兩餘ニテ販賣シ

第二、被告人丁ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ於テ銅鐵商ヲ營ムモノナル處前記〇〇製鐵株式會社營業課長丙外二名ト共謀ノ上昭和十三年八月二十二日頃ヨリ同年十二月八日頃迄ノ間〇〇縣〇〇市大字〇〇井鑄物業篠村某方等ニ於テ鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム同人外十一名ノ鑄物業者ニ對シ前記法定ノ事由ナキニ拘ラス鐵鋼割當證明書ト引換フルコトナク前記同種ノ鐵鐵合計三百八十七兩餘ヲ合計金七萬九千九百兩餘ニテ販賣シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條  
鐵鋼配給統制規則第二條

本記載例ニハ經濟事件としては、難件の部に屬するものである。一言にして云へば、合法的の取引型態を假裝して鐵鋼の無切符販賣をしたものである。此の假裝せる合法面を打破するには相當の苦心を要したのである。當時より既に此の種の違反方法が考案されてゐたのである。記載例としては、假裝せる合法的方法を説明せる點に注意すべき處がある。

【記載例三】(第二條)

被告合資會社〇〇商店ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目〇番地ノ三ニ於テブリキ板ノ販賣ヲ爲ス者ナル處







眞正ナルモノトシテ提出セシメテ之ヲ行使シ

第三、被告會社合資會社丙商店ハ前記業務ヲ營ミ被告人丁ハ同會社ノ爲メ其業務ニ從事中會社營業ニ關シ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十四年三月頃迄ノ間前記店舗等ニ於テ〇〇市〇〇區〇〇町〇丁目合資會社〇〇工作所他數名ノ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シ所定ノ鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非スシテ數十回ニ亙リ鐵鋼三十餘應ヲ販賣シ

第四、被告人丁ハ

(1) 被告人乙ヨリ情ヲ知り乍ラ前記偽造文書四十四組ヲ買受ケ昭和十四年六月下旬ヨリ同年十月中旬迄ノ間右偽造文書中十二、三通ヲ十數回ニ亙リ前記合資會社加地商店等ニ眞正ニ成立セルモノトシテ提出行使シ

(2) 昭和十四年七月頃ヨリ同年十月頃迄ノ間同會社所在地ナル住居ニ於テ被告人乙ヨリ贓品ナル情ヲ知り乍ラ鐵鋼割當證明書八十餘通ヲ價格百圓位ニテ買受ケ以テ贓物ヲ故買シ

第五、被告人戊ハ

(1) 昭和十四年八月上旬頃二回ニ亙リ前記店舗ニ於テ店員高村某ヲ介シ被告人乙ヨリ其贓品タルノ情ヲ知り乍ラ鐵鋼割當證明書合計四十三枚(鋼材計七十八應餘記載)ヲ計百圓ニテ買受ケ以テ贓物ヲ故買シ

(2) 同年八月上旬頃ヨリ十月上旬頃迄ノ間數回ニ亙リ右高村ヲ介シ前記乙ヨリ入手セル右第二(2)事實中摘示ノ(イ)(ハ)(ニ)ノ文書百六十九組(鋼材合計二百二十七應餘記載)ノ特約店割當證明書等カ何レモ右乙ノ偽造ニ係ルモノナル情ヲ知悉シ乍ラ店員ヲ介シ其頃數回ニ亙リ眞正ニ成立セル

物ノ如ク裝ヒテ〇〇區〇〇井〇〇丁目〇番地株式會社入口商店外十餘ノ鋼材指定間屋ニ提出行使シ

(3) 同年四月中旬頃ヨリ十月中旬頃迄ノ間自己店舗ニ於テ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム〇〇區〇〇町〇〇丁目〇番地株式會社佐口鐵鋼所外三名ニ對シ所定ノ鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非スシテ鋼材合計四百八十四應餘ヲ代金合計十二萬八千二百餘圓ヲ以テ販賣シ

第六、被告人己ハ

(1) 昭和十四年八月上旬及九月中旬頃ノ二回ニ亙リ店員某等ヲ介シ被告人乙ヨリ入手セル右第二、(2)事實中摘示ノ(イ)(ハ)(ニ)等ノ特約店割當證明書合計百十五組(鋼材百十四應餘記載)カ何レモ右乙ニ於テ偽造シタル物ナル事ヲ知悉シ乍ラ内九十二組(鋼材合計九十應餘記載)ヲ其頃眞正ニ成立セルモノノ如ク裝ヒテ〇〇區〇〇井〇〇丁目〇番地鋼材指定商合名會社佐口商店外二名ノ鋼材販賣商ニ提出行使シ

(2) 昭和十三年十月八日頃ヨリ同十四年七月二十一日頃迄ノ間右店舗ニ於テ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム〇〇區〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇ビル内兵器製作業青森某外數名ニ對シ所定ノ鐵鋼割當證明書ト引換フル事ナク鋼材二十九應餘ヲ代金合計八千七百餘圓ヲ以テ販賣シ

タルモノナリ

被告人甲ニ對シ

刑法第二百二十五條

被告人乙ニ對シ



刑法第五十九條第六十一條第二百五十六條

被告合資會社内商店ニ對シ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

鐵鋼配給統制規則第二條

被告人丁及戊ニ對シ

刑法第六十一條第二百五十六條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵鋼配給統制規則第二條

被告人己ニ對シ

刑法第六十一條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵鋼配給統制規則第二條

說 明

本例は法律上より純粹に觀れば、犯罪の重點は寧ろ刑法犯に在るが、此の刑法犯が鐵鋼配給統制規則違反と不可分の關係がある點に、經濟事件たる性格を帯ぶるのである。

一般に統制經濟は、手續の連続であると云ふことが出来る。此の連続せる手續の軌道に物に乗せて或る處より或る處に配給し、此の手續により間の發生を防止してゐるのである。然しながら、斯く如

き手續も、時には犯罪を敢行する素地となり得るのである。本例の大筋は、工業組合の事務員が鐵鋼の配給に關する切符を取り出し、勝手に書込みをして業者に販賣したことである。手續も、結局は文書により行はれるのであつて、統制經濟法令上の文書は、法律上相當重要な研究問題である。先づ當該文書が公文書であるか、私文書であるか、普通なる文書であるか、記號であるか、其の作成名義は誰であるか、等々幾多の研究課題を提出してゐるのである。

本例に於ては、先づ鐵鋼割當證明書が刑法上文書と云へるか、又之を財物と云へるか。此の點に關しては當時相當議論があつた。特に財物たり得るか否うかに付ては、積極消極の見解が戦はされたが、孰れも積極説が採用されたのであつた。今日より見れば當然の様な事でも、此の解釋を決定するには、相當の議論があつたのである。

本件鐵鋼割當證明書が財物なりとすると、其の捜査上、洵に困難なる問題に逢着するのである。其の困難なる點とは、即ち右記載例の如く、一割當證明書に付き贓物罪と文書偽造變造罪とが成立することである。此等の犯罪の成立するには、固より被疑者に、其の文書が贓物であることの外に、更に偽造變造せられたものであることの認識があることを必要とするは云ふまでも無い、而して、此の外に、割當證明書の讓渡を禁止する規定がある場合は當然であるが、其の規定が無くても、切符の讓渡は一般に不正なりと、業者間に理解されてゐることである。

斯くの如き事情で、捜査上は洵に綿密なる注意を要したのである。

被疑者の、此の切符は不正なるものと思ひました、と云ふ供述の意味は果して右の中何れを示してゐるのであるか。贓物性及偽造變造に付ての認識は無く、單に讓渡の不正だけを意味してゐるのか、



夫れとも更に其の外贓物たることの認識があるのか、又偽造變造文書たる認識があるのか、此等の孰れの意味に於て不正と思つたと云ふて居るのであるか、此の點を明確にしなければならぬのである。不正なるものと思つて居たと、被疑者が云ふたとしても、之れは右の三點中の讓渡の不正を意味し、贓物性及偽造變造の點に付ては、認識が無いと否認するのが例である。夫れで、不正と思つたと云ふ簡單なる一語の中にも、右の如き複雑なる意味が介在してゐるのであるから、之を明確にしなければならぬのである。簡單に不正なるものと思つたとの一語により、よく其の内容も検討せず贓物罪、文書偽造變造罪、又は偽造變造文書行使罪も認定することは、洵に危険なることである。

尙本件の如きは、原則として組合帳簿により、正確に諸般の事項も調査しなければならぬことは、申す迄もないことである。

【記載例五】(割當證明書の詐欺及責任を含む複雑なる事例)

贈 賄 詐 欺	背任	甲	當四十八年
贈 賄	背任	乙	當四十七年
贈 賄	背任	丙	當三十六年
收 賄 詐 欺		丁	當三十一年
收 賄 詐 欺		戊	當三十年

被告人甲、同乙及同丙ハ王冠壘製造販賣業ニ従事スルモノニシテ其ノ加盟スル〇〇府下同業者ノ組織スル〇〇王冠工業組合ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ニ基ク商工省令鐵鋼配給統制規則

カ昭和十三年七月一日ヨリ實施セラレタルニヨリ同業者間王冠製造用ノ賦力配給機關トシテノ役割ヲ以テ同年六月末頃ヨリ右被告人甲同乙及同丙其ノ他有志同業者ヲ中心トシテ〇〇府經濟部工務課物資調整課等係員ノ指導ノ下ニ其ノ設立ノ準備進行セラレ昭和十三年九月二十四日頃工業組合トシテ認可セラレテ統制事務ヲ遂行シ來リタルモノニシテ被告人甲ハ昭和十三年七月頃ヨリ同年十二月頃迄同組合理事長代理昭和十四年二月以降ハ同理事長ニ就任セルモノ被告人乙ハ昭和十三年七月頃ヨリ同組合副理事長ニ被告人丙ハ同シク其ノ頃ヨリ同組合理事兼會計課長等ニ各就任シ來リタルモノ被告人丁ハ昭和十三年五月二十四日〇〇府書記ヲ拜命シ同經濟部商工課勤務ヲ命セラレ同年七月二十二日ニハ同部物資調整課ニ轉勤シ更ニ同年八月五日附ヲ以テ同部工務課兼務トナリテ同年十月十五日附ヲ以テ之ヲ辭任シ前記〇〇王冠壘檢工業組合ノ主事ニ就任シ昭和十四年二月中迄其職ニ在リタルカ右〇〇府在勤中ハ同課内鐵鋼配給統制及鐵鋼關係工業組合係ニ屬シ組合ヨリノ鐵鋼統制關係又ハ組合關係等ノ文書ノ受附整理傳達等ノ雜務ヲ務メ兼ネテ上司ノ命ニヨリ諸工業組合ノ總會等ニ出席シ當局トシテ物資統制又ハ工業組合等ニ關シ指示ヲ與ヘ其ノ情勢視察監督ヲ爲ス等ノ職務ヲ擔任スルモノ被告人戊ハ昭和十一年一月ヨリ〇〇府書記トシテ同府南〇〇稅務出張所ニ勤務シ來リ昭和十三年六月六日同府經濟部商工課ニ轉勤ヲ命セラレ同年七月二十三日同府經濟部物資調整課ニ轉勤シ同年八月五日同部工務課勤務ヲ兼ネ同年八月三十一日同府商工主事補ニ任セラレ昭和十四年九月二十五日之ヲ辭任シタルモノナルカ右〇〇府在勤中ハ同課内鐵鋼配給統制及鐵鋼關係工業組合係ニ屬シ上司ノ指揮ノ下ニ工業組合關係並輸出製品製造用鐵鋼等ノ割當事務及工業組合ノ指導監督其ノ他諸般ノ鐵鋼統制事務ヲ擔任スルモノナル處



第一被告人甲、同乙、同丙等ハ他組合理事ト共謀ノ上

一、昭和十三年七月二十五日頃〇〇區〇〇町二丁目待合ニ平事山岸某方ニ於テ被告人丁同戊ニ對シ將來其ノ職務執行ニ際シ同組合ノ爲便宜ナル取扱ヲ得タキ事等ノ請託ノ下ニ其ノ報酬トシテ夫々約十五圓位ニ相當スル酒色ノ饗應ヲ爲シ以テ贈賄シ

二、同年九月二十四日頃〇〇區〇〇町五丁目待合月見家ニ於テ被告人戊外一名ノ〇〇府經濟部物資調整課係員ニ對シ前同趣旨及從來同組合ニ好意アル處置ヲ爲シ吳レタル事ノ報酬トシテ一人當リ約十五圓位及五六圓ノ酒色ノ饗應ヲ爲シテ贈賄シ

第二被告人甲、同乙ハ共謀ノ上昭和十三年九月十六日頃〇〇須崎町待合ハと事仁木某方ニ於テ被告人戊ニ對シ同人ニ於テ從來同組合ニ對シ好意アル取扱ヲ爲シ吳レタル事及將來モ同様ナル取扱ヲ與ヘラレ度キ請託等ノ下ニ其ノ報酬トシテ金百圓ヲ供與シタル外〇〇府經濟部物資調整課係員ニ對シ前同趣旨及從來同組合ニ好意アル處置ニ付同組合ノ有利ニ取計ヒタル事等ノ報酬トシテ金百圓ヲ交付シ以テ夫々贈賄シ

第三被告人丁ハ前記第一ノ一記載ノ日時場所ニ於テ被告人甲同乙同丙等ヨリ同所記載ノ如キ趣旨ナル事ヲ了承ノ上金十五圓ニ相當スル酒色ノ饗應ヲ受ケ以テ其ノ職務ニ關シ收賄シ

第四被告人戊ハ

一、前記第一ノ一、二記載ノ日時場所ニ於テ二回ニ互リ被告人甲同乙同丙等ヨリ同所記載ノ如キ趣旨ナル事ヲ了承ノ上各金十五圓位ニ相當スル酒色ノ饗應ヲ受ケ以テ其ノ職務ニ關シ收賄シ  
二、前記ノ第二記載ノ日時場所ニ於テ被告人甲同乙等ヨリ同所記載ノ如キ趣旨ナル事ヲ了承ノ上金

百圓ノ供與ヲ受ケ以テ其ノ職務ニ關シ收賄シ

第五被告人丁同戊同甲等ハ共謀ノ上昭和十三年十月上旬頃〇〇區石〇町三丁目所在〇〇王冠壘檢工業組合事務所等ニ於テ眞實輸出品ヲ製造スルノ意圖無キニ拘ラス虚無人名義ノ輸出注文書寫ヲ添付セシル内容虚偽ナル齋藤某名義ノ輸出品製造用鐵鋼割當證明申請書ヲ作成〇〇府經濟部物資調整課ニ提出シ被告人戊ニ於テ之ヲ正當ナルモノノ如ク取扱ヒ自ラ捺印ノ上眞正ナルモノトシテ上司ニ提出シ順次之ヲ欺罔シ因テ同府知事ノ記名捺印アル十二廳五百五五記載ノ輸出品製造用鐵鋼割當證明書一通ヲ右上司ヨリ被告人戊ニ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シ

第六被告人丁同戊ハ共謀ノ上前記第五事實記載ノ日時頃同所ニ於テ前同様ノ方法ニヨリ内容虚偽ナル被告人乙名義ノ輸出品製造用鐵鋼割當證明申請書ヲ作成シ夫々被告人等ニ於テ之ヲ前同様ノ取扱ヲ爲シ眞正ナル申請書ノ如ク裝ヒ〇〇府上司係官ニ提出シテ前同様ノ記名捺印アル九廳九百九記載輸出品製造用鐵鋼割當證明書一通ヲ右上司ヨリ前同様交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シ

第七被告人丁同甲ハ共謀ノ上昭和十三年十二月下旬頃右組合事務所ニ於テ前同様眞實輸出品ヲ製造スルノ意圖ナキニ拘ラス虚無人名義ノ内容虚偽ナル輸出品製造用鐵鋼割當證明申請書三通ヲ作成シ眞正ナルモノトシテ前記物資調整課係員ニ提出シ因テ之ヲ欺罔シ其ノ頃前同様計十三廳八記載ノ〇〇府知事名義ノ輸出品製造用鐵鋼割當證明書三通ノ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シ

第八被告人丁ハ昭和十三年十二月上旬頃ヨリ昭和十四年二月中ニ至ル迄ノ間數回ニ互リ前記同様輸出品製造ノ意圖ナキニ拘ラス虚無人名義ノ内容虚偽ナル輸出品製造用鐵鋼割當證明申請書十九通位ヲ作成シ前同様課係員ニ眞正ナルモノトシテ提出シテ順次之ヲ欺罔シ其ノ頃計百四十廳餘ノ記載



アル同府知事名義ノ輸出製品製造用鐵鋼割當證明書十九通位ノ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シ  
 第九被告人甲同乙及同丙ハ前記ノ如キ同工業組合役員タリシ外其ノ統制委員ヲ兼務シテ組合總會ノ決  
 議ニ基キ同組合員ノ爲其ノ業務用ノ鐵力割當配給事務ヲ擔任シ居リテ其ノ處理ニ際リテハ豫メ定メ  
 ラレタル一定ノ比率ニ則リ組合員ニ割當配給スヘキモノナルニ不拘共謀ノ上自己及腹心組合員ノ利  
 益ヲ圖リ不當ニ鐵力割當ヲ獲得センコトヲ企テ昭和十三年十月十日頃同組合事務所ニ於テ組合員割  
 當用トシテ〇〇府ヨリ同組合ニ割當配給セラレタル鐵力〇〇應中〇〇應ヲ前記割當比率ヲ無視シテ擅ニ  
 被告人等及其ノ腹心組合員山本某外五名ノ者ノ間ニ分配シテ其ノ任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ因テ他  
 ノ組合員三十名ヲシテ右〇〇應鐵力ニ對シ既定比率ニ基キ割當配給ヲ受クルヲ得サルニ至ラシメテ之  
 ニ相當スル財産上ノ損害ヲ與ヘ  
 タルモノナリ

刑法百九十七條同第九十八條同第二百四十六條同第二百四十七條

本例も前例同様、法律上より云へば純粹の刑法犯であるが、統制經濟と密接不可分に發生したも  
 で、其處に經濟事件たる性格を有するのである。

本例の特質は、工業組合幹部に關する代表的事件たることに在る。幹部と地方公共團體係員との惡  
 縁が如何にして形成され、如何にして統制を紊すか、分るのである。

本例で注意すべきは、第五乃至第八に於て不實申告に依る割當票の下付を、詐欺罪に問擬したこと  
 と、第九に於て組合幹部の獨斷的不正割當を背任罪にしてゐることである。

本件も經濟事件として、最も難件の部類に屬するものである。此の記載例にある通り、鐵鋼の配給  
 手續丈けでも相當に複雑である。先づ何よりも此の手續を正確に調査し、其の間に如何なる手續書類  
 が必要なるかを明にして、捜査を進めなければならぬ。

(六) 鐵鋼需給統制規則關係

【記載例一】(第七條)

被告山口商工株式會社ハ〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地ニ本店ヲ設ケ鐵鋼販賣業ヲ營ムモノ被告人甲  
 ハ右會社ノ代表取締役ニシテ同會社ノ爲メ一切ノ業務ヲ執掌スルモノナルトコロ被告人甲ハ右會社ノ  
 業務ニ關シ昭和十五年六月廿一日頃ヨリ同年七月二十日頃迄ノ間同市〇〇區〇〇橋〇〇丁目〇番地鐵工  
 業村方某方ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル鋼管二萬五千六百八十五尺五寸ヲ以テ〇〇機ヲ製造シ  
 テ販賣以外ノ用ニ供シタルモノナリ

運輸

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

鐵鋼需給統制規則第七條

刑法第十八條第四十五條第五十條

【記載例二】(第十二條)

事實

被告人ハ〇〇市〇〇區〇〇町一丁目一番地〇〇ビル内〇〇工業株式會社〇〇營業所ノ營業課長ナルカ昭



和十五年四月ヨリ昭和十六年四月末日ニ至ル間東京市〇〇區〇〇町六丁目七十番地〇〇興業株式會社(現〇〇工業株式會社)〇〇第一工場ニ資材課長トシテ勤務中

(イ)會社所要ノ鋼材購入ニ際シ販賣業者ノ不正要望セルプレミアム金額ノ捻出ニ窮シ會社所有被告人保管中ナリシ鐵鋼割當證明書ヲ賣却シ其ノ代金ヲ之ニ充當セント企テ昭和十五年十一月日時不詳〇〇第一工場應接室ニ於テ豫テ會社出入商人ナル王子區〇〇町二丁目十二番地ノ一鋼材工具ブローカ一上口某ニ對シ何等法定ノ除外事由ナキモノナルニ拘ラス當時被告人保管中ナリシ日本フエロアロイ協議會發行ノ第一三四號薄鐵板十五應ノ鐵鋼割當證明書一枚ヲ應百圓ノ割合ニテ金千五百圓ニテ讓渡次ニ昭和十六年二月日時不詳同ク前記上口某ニ對シ東京蒸汽罐機械工業組合發行ノ薄鐵板三應二百應及五應ノ割當證明書A11第一八九號及A11第二二三號ノ二枚ヲ金八百圓ニテ讓渡セルモノニシテ贓金ハ一部ヲ取引先ナル四谷區〇〇町三十八番地鋼材特約店大水某商店ニプレミアムトシテ支拂ヒ殘金ハ昭和十六年四月十二日川崎鐵工所材料支給代ト偽リテ〇〇第一工場經理課ニ提出納入ヲ爲シ

(ロ)又被告人ハ昭和十六年五月一日頃前記〇〇營業所ニ轉勤ヲ命セラレタルモノナルカ豫テ關係中ナリシ東京市〇〇區〇〇一丁目十三番地食料品仲買業日華興業所近江某ヨリ資金ノ融通ヲ依頼セララルヤ其ノ保管中ナル鐵鋼割當證明書ヲ賣却シテ之ニ當テント企テ昭和十六年五月日時不詳前記上口某ニ對シ海軍艦政本部長發行艦政本部第七六〇七號鋼管十五應八七二應ノ鐵鋼割當證明書一枚ヲ金一千九百六十圓ニテ讓渡尙又昭和十六年五月十三日午前十時頃京橋區銀座伊東屋文具店地階喫茶店ニ於テ同ク上口某ニ對シ昭和十六年一月十日陸軍被服本廠長西原買發行〇〇興業株式會社ヲ受配者トセル被第二〇六六七號充足軍需用厚板三十一應五八九應ノ鐵鋼割當證明書一枚ヲ金三千百圓ニ

テ賣却贓金ハ其ノ都度前記近江某ニ交附シテ牛込區〇〇町〇番地待合業月光コト西村某方ニ於ケル遊興費ノ支拂ニ之ヲ消費セル外殘金ハ近江ヨリ返却ヲ受ケテ總テ私用ニ之ヲ使消シタルモノナリ

論 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵鋼需給統制規則第十二條

說 明

本例は、軍需物資が民間に流出することを繞つての、經濟犯罪である。膨大なる現下の軍需を思へば、軍需品の若干位が、闇で民間に流出するの當然であると云へば、夫れ迄のことであるが、更に軍需の必要を思へば、僅少でも斯ることの無い様に努めなければならぬ。

本例の筋は、軍需用鐵鋼割當切符を民間に販賣したことである。軍需物資の民間流出には直接物に依るものと切符によるもの、二型式があるが、本例は後者である。

(七) 鐵屑配給統制規則關係

【記載例一】(第二條)

事 實

被告人ハ東京市〇〇區〇〇町一丁目百二十二番地ニ於テ鑄物業ヲ營ミ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十四年八月中數回ニ互リ同市杉並區〇〇一丁目三番地古物商山口某外一名ノ鐵屑統制會社ノ指定シタルモノニ非サル者ヨリ其ノ業務用ト



シテ本邦内發生ノ溶解用銑鐵屑四十貫餘ヲ買受ケテ自己工場ニ受入レタルモノナリ

適 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵屑配給統制規則第二條

【記載例二】(第二條)

事 實

被告人ハ東京市〇〇區〇〇町三丁目二千六百六十四番地所在合資會社本田發動機工作所鑄物工場ノ代表社員トシテ鑄物製造業ヲ營ミ業務用ノ原料トシテ鐵屑ヲ使用スルモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十四年十一月十日頃ヨリ同年十二月十七日頃ニ至ル間右營業所ニ於テ統制會社及其ノ指定商ニ非サル中山某ヨリ自己ノ所有ニ屬セサル鐵ノ屑合計約三百二十貫ヲ受託加工名下ニ受入レタルモノナリ

適 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條(舊)

鐵屑配給統制規則第二條

刑法第十八條

【記載例三】(第三條)

事 實

被告人ハ東京市〇〇區〇〇町二丁目八番地ニ於テ銅鐵古物商ヲ營ミ鐵屑統制會社ノ指定シタル者以外

ノ故又ハ屑鐵ノ蒐集販賣業者ナルコトヲ法定ノ除外事由ナキニ拘ハラス昭和十四年七月中數回ニ互リ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノナル川口市〇〇町〇丁目四百二十三番地鑄物業朝倉某ニ對シ本邦内發生ノ故銑鐵十二噸ヲ販賣シタルモノナリ

適 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

鐵屑配給統制規則第三條

說 明

以上鐵屑關係の三例も當時仲々多かつた事例で、一時は鐵屑特に銑鐵は大部分關で取引されたと云はれた位であつた。そして此の種配給違反は、必ず價格統制違反を伴ふて居たのである。

此の種の事件は、大體として幾段階かのブローカーを経て來るのが常であつて、夫等の處置に相當困難を感じた。又此の闇取引の續發に伴ひ、鐵屑關係の盜賊事件が、増加したのも注意を要する處である。

第三項 非鐵金屬統制違反事件關係

(一) 銅使用制限規則關係

【記載例一】(第四條)

被告人ハ東京市下谷區〇〇町三十一番地ニ於テ美術鑄金業ヲ營ム者ナルトコロ法定ノ除外事由無ク且地方長官ノ許可ヲ受ケサルニ拘ラス昭和十三年九月末頃ヨリ昭和十四年一月末頃迄ノ間右工場ニ於テ



銅地金約三十四貫五百匁ヲ使用シ銅像七基置物十五基、及ネームプレート、コーションプレート各一枚（價格合計七百四十圓相當）ヲ製造シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

銅使用制限規則第四條

昭和十三年商工省告示第二百二十七號

【記載例二】（第四條）

事 實

被告人ハ東京市淺草區〇〇町百二十九番地ニ於テ賞盃記念品等ノ製造業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス東京府知事ノ許可ヲ受ケスシテ昭和十四年四月五日頃ヨリ同年八月末迄ノ間右店舗ニ於テ眞鍮約八十貫（價格約八百圓相當）ヲ使用シ輸出品ニ非サル賞品千箇ヲ製造シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

昭和十三年商工省令第七十三號銅使用制限規則第四條

【記載例三】（第四條）

事 實

被告人ハ東京市荒川區〇〇町二丁目一番地ニ於テ鋳鐵ヲ營ムモノナルトコロ昭和十三年八月十五日ヨ

リ昭和十四年三月十六日頃ニ至ル迄ノ間右自宅ニ於テ輸出品又ハ其部分品ニ非スシテ所定ノ許可ヲ受ケタル數量ヲ超ヘ眞鍮地金約三十五貫餘（價格約四百五十圓相當）ヲ使用シ原形入レ部分品タル口金約一千六十打餘（價格約千四百圓相當）ヲ製造シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五號

昭和十三年商工省令第七十三號銅使用制限規則第四條

說 明

右の銅使用制限規則關係の三例に付ても、銅製品や鉄鐵鑄物の製造制限に關する事例の説明と同じことが云へるのである。不足せる物資である丈に相當違反があつたが、本例は其の前提として、銅の配給統制違反が伴つてゐるのである。

(二) 鉛、亜鉛、錫等使用制限規則關係

【記載例一】（第三條）

事 實

被告人ハ東京市板橋區〇〇二丁目十番地ニ於テ錫器製造販賣業ヲ營ムモノナル處昭和十四年五月六月中ニ互リ法定ノ除外事由ナク且地方長官ノ許可ヲ受クルコトナク輸出品ニ非スシテ國內的用途ニ供スル酒器二十個ヲ製造スルニ際シ錫一貫餘ヲ使用シタルモノナリ

備 考



輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
昭和十三年商工省令第五十一號鉛、鉛、錫等使用制限規則

【記載例二】（第三條）

事實

被告人ハ東京市淺草區〇〇町九十三番地ニ於テ亞鉛ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテアンチモン器製造販賣業ヲ營ムモノナルカ法定ノ除外事由ナキニ不拘  
一、昭和十五年一月十二日頃ヨリ同年六月上旬頃迄ノ間前記自宅店舗ニ於テ亞鉛七十七貫五百匁ヲ代金三百五圓卅錢ニテ統制會社又ハ指定商ニ非サル古物商納谷兼松外一名ヨリ買受ケ  
二、昭和十五年一月二十二日頃ヨリ同年六月二十日頃迄ノ間前記自宅店舗ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クル事ナク且輸出品ニアラスシテ國內的用途ニ供スル置物合計七百十二個（價格千五百五十四圓四十六錢相當）ヲ製造スルニ際シ故鉛合計八十八貫七匁ヲ使用シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
銅、鉛、錫等配給統制規則第四條  
鉛、亞鉛、錫等使用制限規則第三條  
刑法第十八條

（三）銅、鉛、錫等配給統制規則關係

【記載例一】（第四條、第四條ノ二）

事實

被告人甲ハ東京市京橋區〇〇二番地ニ於テ古物商ヲ營ミ故銅統制會社ノ指定シタル者以外ノ故銅ノ蒐集販賣業者ニシテ被告人乙ハ同市蒲田區〇〇町一丁目二番地ニ於テ銅鑄物業ヲ營ミ故銅ヲ業務用ノ原料トシテ使用スルモノナル處何レモ法定ノ除外事由ナクシテ  
第一、被告人甲ハ昭和十四年九月中頃二回ニ互リ自宅店舗ニ於テ被告人乙ニ對シ故銅合計二百貫ヲ價格二千圓ヲ以テ販賣讓渡シ  
第二、被告人乙ハ前記日時場所ニ於テ被告人甲ヨリ右數量ノ故銅ヲ買受ケタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
銅、鉛、錫等配給統制規則第四條第四條ノ二

【記載例二】（第四條ノ二）

事實

被告會社ハ東京市本所區〇〇町三丁目三十五番地ニ本店並工場ヲ有シ機械器具ノ製作事業ノ工業ヲ營ムモノ被告人甲ハ被告會社ノ取締役ニシテ同會社ノ營業一切ヲ擔當シ居ルモノナルトコロ被告人甲ハ被告會社ノ營業ニ關シ商工大臣ノ許可其他法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十五年十二月十四日前記工場ニ於テ被告會社ノ前記事業上發生シ且相手方所有ニ屬セサル故銅（砲金屑）百六貫六百八十匁ヲ



同市城東區〇〇町四丁目三百二番地ニ於テ合金鑄造業ヲ營ム合名會社金子砲金鑄造所ニ對シ委託加工ノ目的ヲ以テ引渡シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條ノ二

刑法第十八條

【記載例三】（第四條）

事實

被告合資會社大口伸銅所ハ蒲田區〇〇町十五番地ニ本店ヲ設ケ銅並ニ眞鍮ノ加工及其ノ製品ノ販賣ヲ爲シ故銅ヲ業務用ノ原材料トシテ使用スル者ニシテ被告人甲ハ同會社代表員ナルトコロ被告人甲ハ同會社ノ業務ニ關シ商工大臣ノ許可其ノ他所定ノ事由ナク昭和十三年十二月五日頃ヨリ同年十二月七日頃ニ至ル間同會社ニ於テ商工大臣ノ指定シタル日本故銅統制株式會社及其ノ指定シタル者以外ノ者タル蒲田區〇〇一丁目二百九十五番地古物商大野某ヨリ同會社ノ所有ニ屬セサル故銅タル眞鍮屑等合計二千八十一貫六百匁（代金合計八千八百三十五圓八十六錢）ヲ買受ケ以テ受入レタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條第七條

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條

【記載例四】（第四條、古物商取締法違反）

事實

第一、被告人甲ハ東京市大森區〇丁目五番地ニ於テ合金鑄造業ヲ營ミ其ノ營業上故銅ヲ原材料トシテ使用スルモノナルトコロ商工大臣ノ許可其ノ他ノ法定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年一月十八日頃ヨリ同年三月二十二日頃迄ノ間引續キ右店舖ニ於テ日本故銅統制株式會社及其ノ指定シタルモノニ非サル古物商丙某ヨリ故銅合計七千七百七十四貫八百匁ヲ代金合計四萬三千八百五十五圓八十四錢ニテ買受ケタル

第二、被告人乙ハ同市同區〇〇町七丁目百七十一番地ニ於テ金屬製鍊業ヲ營ミ其ノ營業上故銅ヲ原料トシテ使用スルモノナルトコロ商工大臣ノ許可其ノ他法定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年二月二十八日頃ヨリ同年四月三日頃迄ノ間引續キ右店舖ニ於テ右丙ヨリ故銅合計六百貫八百匁ヲ代金合計二千七百二十三圓八十五錢ニテ買受ケタル

第三、被告人丙ハ同市麻布區〇〇町二丁目百四十一番地ニ於テ古物商ヲ營ムモノナルトコロ昭和十四年一月十八日頃ヨリ同年四月三日頃迄ノ間右甲外一名ニ對シ故銅合計七千六百七十五貫六百匁ヲ販賣シナカラ其ノ旨正規ノ帳簿ニ記載セザリシモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條

古物商取締法第十一條第二十條



【記載例五】（第四條、第四條ノ二）

事實

第一、被告人甲ハ東京市神田區〇町二丁目三十三番地ニ於テ水道裝置器具及諸機械製作販賣業ニ營ム被告合資會社川口製作所ノ代表社員ニシテ其ノ業務一切ヲ統轄シ居ルモノナルトコロ同會社ノ業務ニ關シ法定ノ除外事由ナキニ不拘昭和十四年六月三日頃ヨリ昭和十五年十月廿五日頃迄ノ間約三十數回ニ互リ右營業所等ニ於テ事業上生シタル故銅（砲金粉）約五百十九貫ヲ故銅ヲ業務用原材料トシテ使用スル被告人乙外一名ニ對シ鑄造方ヲ委託シテ引渡シ

第二、被告人乙ハ同市芝區〇〇町三番地ニ於テ故銅等ヲ業務用材料トシテ合金鑄造業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキ不拘昭和十四年一月十四日頃ヨリ同年十月廿五日頃迄ノ間十數回ニ互リ右營業所等ニ於テ日本故銅統制株式會社又ハ其ノ指定シタルモノニ非サル被告人甲ヨリ故銅（砲金粉）合計五百二十一貫七百六十匁ヲ鑄造方委託セラレテ之カ受入レヲ爲シタルモノナリ

適 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條第四條ノ二

刑法第十八條

明

以上五事例の如き銅、鉛、錫等配給統制違反は、鐵屑の配給統制違反と共に、當時非常に多かつたのである。最初は無資格者よりの買受も多かつたが、後には正規の指定配給に便乗して、正當數量以上を賣買する事例が多くなり、捜査上困難を感じたのである。

集荷部面が從來の個人の自由に放任さるゝ限りに於ては違反は絶えなかつたのである。

（四）アルミニウム屑配給統制規則關係

【記載例】（第四條）

事實

被告人ハ東京市本所區〇〇二丁目二十二番地自宅店舗ニ於テ古物商ヲ營ミ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノニシテ鋼鐵アルミニウム屑等ノ蒐集販賣ヲ業トナスモノナルトコロ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十五年六月二十五日同市瀧野川區昭和町二丁目二十一番地アルミニウム再生業長口某方ニ於テアルミニウム屑ヲ業務用ノ原料トシテ使用スル者ニシテ統制會社以外ノモノタル右長口某ニ對シアルミニウム屑再製品六十貫ヲ代金四百八十圓ニテ賣渡シタルモノナリ

適 備

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條舊同法第五條

アルミニウム屑配給統制規則第四條

刑法第十八條

第四項 燃料統制違反事件關係

（一）揮發油重油販賣取締規則關係

【記載例1】（二條）

事實

第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究



被告人等ハ執レモ揮發油ヲ繼續シテ販賣シ其ノ間取引ニ依リ不法利益ヲ獲得センコトヲ企テ  
第一、被告人甲ハ

(一) 齋藤某ト共謀ノ上昭和十四年五月四日頃東京市〇〇區〇〇〇八丁目三百四十九番地右齋藤方  
店舗ニ於テ被告人ニ對シ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス購買券ト引換フルコトナク揮發油五百ガロ  
ンヲ代價七百圓ニテ賣渡シ

(二) 同年六月三日頃同市〇〇區〇〇調布〇丁目三百七十一番地甲野某方ニ於テ同人ニ對シ法定ノ  
除外理由ナキニ拘ラス購買券ト引換フルコトナク揮發油二百五十ガロンヲ代價四百四十二圓五十  
錢ニテ賣渡シ

第二、被告人乙ハ

(一) 同年五月四日頃洞本某、木村某等ト共謀シ同市〇〇區〇〇橋附近ニ於テ三土某ニ對シ法定ノ  
除外理由ナキニ拘ラス揮發油五百ガロンヲ購入券ト引換フルコトナク代價九百五十圓ニテ賣渡シ  
(二) 同月十六日頃同市〇〇區〇〇町二丁目二番地佐藤某方ニ於テ同人ニ對シ法定ノ除外事由ナキ  
ニ拘ラス購入券ト引換フルコトナク揮發油二百五十ガロンヲ代價合計四百五十圓ニテ賣渡シ  
タルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十三年三月七日商工省令第八號揮發油重油販賣取締規則第二條

【記載例二】(第二條)

事 實

被告人ハ東京市淀橋區〇〇町〇丁目二〇〇番地ニ於テ揮發油販賣業ヲ營ムモノナルトコロ揮發油及重  
油販賣取締規則第二條但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年一月十日頃迄ノ間引續キ右被告人方其  
他ニ於テ同市同區〇〇〇四丁目二千二百三番地武藏野鐵道株式會社勤務小口某ニ對シ揮發油購買券ト  
引換フルニ非スシテ揮發油合計百三十四ガロン代金合計二百五圓八十六錢ニテ賣渡シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

揮發油及重油販賣取締規則第二條

【記載例三】(第二條)

事 實

被告人甲ハ川崎市〇〇町二丁目一番地諸油販賣業協〇商會高木某及鎌田某方ノ外交員トシテ諸油販賣  
ニ従事スル者被告人乙ハ東京市大森區〇〇二丁目五番地ニ於テ工業石鹼ノ製造ヲ兼ネ鑛油ノ販賣ヲ爲  
ス者被告人丙ハ東京市蒲田區〇〇一丁目五番地ニ於テ油脂工業ヲ營ミ其ノ傍ラ鑛油販賣ヲ爲ス者被告  
人丁ハ同市蒲田區〇〇二丁目一番地合資會社昭光商店六郷出張所ニ於テ特殊潤滑油ノ製造ヲ兼ネ鑛  
油ノ販賣ヲ爲ス者被告戊ハ石油合名會社ハ東京市京橋區〇〇〇町二丁目六番地ニ於テ諸鑛油販賣業ヲ  
營ムモノニシテ被告人戊ハ同會社社員トシテ其ノ營業一切ヲ擔任スルモノナル處執レモ法定ノ除外事  
由ナキニ拘ラス

第一、被告人甲ハ



(イ) 前記高木某、鎌田某等ト共謀ノ上昭和十四年一月下旬ヨリ同年七月中旬頃迄ノ間右協○商會等ニ於テ東京市蒲田區○一丁目七番地鍛造業近本某外一名ノ工場經營者ニ對シ其ノ工場ノ燃料ニ使用スル重油合計九百石餘リヲ數十回ニ互リ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

(ロ) 前同様高木某、鎌田某ト共謀ノ上昭和十三年十一月下旬ヨリ昭和十四年二月中ニ互リ前同所等ニ於テ情ヲ知ラサル被告人乙ヲ通シ東京市蒲田區○町五丁目十番地銑工業大口工具株式會社外數名ノ工場經營者ニ對シ其ノ工場ノ燃料ニ使用スル重油合計二百三十石餘リヲ數十回ニ互リ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

(ハ) 高木某、鎌田某及被告人乙ト共謀ノ上昭和十四年三月上旬頃ヨリ七月中旬頃迄ノ間前同所ニ於テ東京市蒲田區○町五番地丸石熱練工業所嶺本某外數名ノ工場經營者ニ對シ其ノ工場ノ燃料ニ使用スル重油七百五十石餘リヲ數百回ニ互リ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

第二、被告人乙ハ高木某、鎌田某及被告人甲ト共謀ノ上前記第一(ハ)記載ノ如キ日時場所ニ於テ記載ノ如キ者ニ對シ合計七百五十石餘リノ重油ヲ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

第三、被告人丙、同丁ハ高木某及鎌田某ト共謀ノ上昭和十四年四月上旬頃ヨリ同年七月中旬頃迄ノ間東京市蒲田區○二十番地株式會社東英製工所ニ其ノ工場ノ燃料トシテ使用スル重油合計三百八十石ヲ數十回ニ互リ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

第四、被告渡口石油合名會社ハ前記營業ヲ營ミ被告戊ハ同會社ノ爲メ前記業務ニ從事中同會社營業ニ關シ

(イ) 高木某、鎌田某ト共謀ノ上昭和十四年三月一日頃ヨリ同年七月中旬頃迄ノ間前記營業所等ニ

於テ東京市京橋區○一丁目鐵工業伊口某ニ對シ數十回ニ互リ同工場ニ於テ燃料トシテ使用スル重油合計一千一百餘ヲ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

(ロ) 昭和十四年一月中旬ヨリ六月中旬ニ至ル間前記營業所等ニ於テ東京市京橋區○二丁目伊東某外數名ノ事業場經營者又ハ船舶業者ニ對シ其ノ事業場又ハ船舶ノ燃料トシテ使用スル重油合計百七十石ヲ十數回ニ互リ所定ノ購買券ト引換フルニ非スシテ賣渡シ

タルモノナリ

被告人甲同乙同丙同丁同戊等ニ對シテハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條揮發油及重油販賣取締規則第二條

被告會社渡口石油合名會社ニ對シテハ前同法同條及同法第七條前同規則同條

以上三例は重油の無切符販賣である。此の種事件にて最も苦心したのは、所謂中間ブローカーの處置である。大體として闇に流るゝ重油は、初より豫定されてゐるのである。正當のルートを通れると價格が闇の如くには高くないものである。従つて價格の關係で、一應闇物か然らざるものか位の判定はなし得るのである。中間ブローカーも大部分は、初より闇物なることを十分認識して取扱つて居り、統制を素す責任は相當大なるものがあつた。

茲でも物品販賣價格取締規則の項で述べた様に、此の中間ブローカー處理の法律論としては、共同正犯論又は幫助論を以つて適宜處置したのである。



【記載例四】(第二條ノ二)

事實

被告人ハ東京市〇〇區〇〇五丁目六番地ニ於テ貸切旅客自動車業並揮發油販賣業ヲ營ムモノナルトコ  
ロ揮發油及重油販賣取締規則第二條ノ二但書所定ノ事由ナキニ拘ラス昭和十四年一月初頃ヨリ昭和十  
四年八月上旬頃迄ノ間右被告人方其ノ他ニ於テ其ノ所有スル揮發油合計四千七百五十ガロンヲ貸切旅  
客自動車ニ使用スルニ際シ其ノ數量ニ相當スル購買券ニ制規ノ消印ヲ押捺スルコトナクシテ之ヲ使用  
シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

揮發油及重油販賣取締規則第二條ノ二

【記載例五】(第五條ノ四)

事實

被告人ハ東京市〇〇區〇〇五丁目二千五百八十番地ニ於テ運送業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外  
事由ナキニ拘ラス地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ昭和十五年十一月五日頃ヨリ昭和十六年四月三日頃迄  
ノ間前後六回ニ亙リ前記住居ニ於テ鈴木某外五名ニ對シ消印ノ押捺ナキ揮發油購買券計八十八枚(合  
計三百九十二ガロン分)ヲ讓渡シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ四

【記載例六】(第五條ノ四)

事實

被告人ハ東京市芝區〇〇三丁目二番地ニ於テ貨物自動車運送業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外事由  
ナキニ拘ラス地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ昭和十五年十一月十二日頃ヨリ昭和十六年四月六日頃迄ノ  
間前後六回ニ亙リ前記住居ニ於テ鈴木某ヨリ消印ノ押捺ナキ揮發油購買券計四十四枚(合計百七十二  
ガロン分)ノ讓渡ヲ受ケタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ四

說明

記載例五、六は購買券讓渡禁止違反である。初は凡ての切符につき讓渡及讓受禁止の規定が無く、  
之が爲に切符にプレミアムを生じて取引され、統制紊亂の大きな根源を爲したのである。檢察當局  
の熱心なる主張があつて、斯様な讓渡禁止規定が順次挿入されて來たのである。

【記載例七】(第二條、第八條、第九條)

被告人甲ハ東京市浅草區〇〇町二番地ニ於テ油類ノ販賣ヲ營ミ被告人乙ハ其ノ使用人ナル處被告人兩  
名ハ被告人甲ノ業務ニ關シ共謀ノ上法定ノ除外事由ナキニ拘ラス







託ヲ受ケ之ヲ承諾シ其ノ都度被告人乙ニ對シ右兩名ヨリノ請託及ヒ報酬約束ノ要旨ヲ打チ明ケテ右兩名ニ對スル購買券交付方ニ協力ヲ求ムルヤ同被告人モ執レモ之ヲ承諾シ同人等ヨリ被告人甲ヲ通シテ之ニ對スル報酬ヲ受クヘキ旨約束シ其ノ都度被告人甲乙兩名ハ共謀シテ行使ノ目的ヲ以テ擅ニ公文書ナルガソリシ購買券ヲ偽造シテ被告人丙等ニ交付シ因ツテ不正ノ行爲ヲ爲シ夫々之ニ對スル報酬ノ供與ヲ受ケテ別記職務ニ關シ收賄セムコトヲ決意シ

(一) 被告人乙ニ於テ同年三月下旬其ノ職務上取扱ヒニ係ルガソリシ購買券用紙中ヨリ五ガロン券用紙五百枚綴一冊ヲ被告人甲ニ手交シ同被告人カ其ノ頃〇〇署内ニ於テ擅ニ之ニ交付警察署ノ印トシテ其ノ職務上保管ニ係ル〇〇署ナル公印ヲ順次押捺シ以テ〇〇廳發行名義ノ同警察署ノ捺印アル五ガロン券五百枚綴一冊ノ購買券ヲ偽造シ同年四月四五日頃〇〇區〇〇町二丁目三番地所在ノ被告人丙ノ製油工場事務所ニ於テ之ヲ被告人丙ニ交付シ即時同人ヨリ前記約束ニ基キ自己等ノ共謀シテ爲セル職務上特別ノ取計ヒニ對スル報酬トシテ金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

(二) 被告人乙ニ於テ同年五月十日頃同様券用紙綴二冊ヲ被告人甲ニ手交シ其ノ頃同被告人カ同署ニ於テ之ヲ利用シ同様方法ヲ以テ同様綴購買券二冊ノ偽造ヲ遂ケ

(イ) 内一冊ハ同月十三日頃〇〇區〇〇町一丁目三番地ノ被告人丁方ニ於テ同人ニ交付シ即時同人ヨリ前記約束ニ基キ同様趣旨ノ報酬トシテ金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

(ロ) 他ノ一冊ハ同月二十八日頃〇〇區〇〇町二丁目三十五番地料理店魚平コト佐口某方ニ於テ被告人乙ニ交付シ即時同人ヨリ前記約束ニ基キ同様趣旨ノ報酬トシテ金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

(三) 被告人乙ニ於テ同年六月十八日頃同様券用紙綴一冊ヲ被告人甲ニ手交シ同被告人カ其ノ頃之

ヲ利用シテ同様ノ方法ニ依リ同様綴ノ購買券一冊ノ偽造ヲ遂ケタル上同月二十一日頃前記魚平ニ於テ被告人丙ニ之ヲ交付シ即時同人ヨリ前記約束ニ基キ同様趣旨ノ報酬トシテ金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

(四) 被告人乙ニ於テ同年八月十一日頃同様券用紙綴二冊ヲ被告人甲ニ手交シ同被告人カ其ノ頃之ヲ利用シテ同様方法ニ依リ同様綴ノ購買券二冊ノ偽造ヲ爲シ同月十四日頃前記丁方ニ於テ同人ニ之ヲ交付シ前記約束ニ基キ同人ヨリ同様趣旨ノ報酬トシテ同日ヨリ同年十一月一日迄ノ間四回ニ亙リ合計金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

(五) 被告人乙ニ於テ同年十一月二十一日頃同様券用紙綴二冊ヲ被告人甲ニ手交シ同被告人カ其ノ頃之ヲ利用シテ同様方法ニ依リ同様綴ノ購買券二冊ヲ偽造シタル上同月二十四日頃〇〇區〇〇町十六番地ノ一待合末木コト染谷某方ニ於テ之ヲ被告人丙ニ交付シ同月二十一日頃及ヒ同月二十四日頃ノ二回ニ亙リ同所等ニ於テ同人ヨリ前記約束ニ基キ同様趣旨ノ報酬トシテ合計金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ

以テ夫々公文書偽造ヲ爲スト共ニ其ノ職務ニ關シ收賄シ因ツテ前記ノ如ク不正ノ行爲ヲ爲シ  
第二、被告人乙ハ單獨ニテ同年十二月上旬被告人丁ヨリ同様ノ請託ヲ受ケ同月八、九日頃前記丁方ニ於テ職務上取扱ニ依ルガソリシ購買券五ガロン券二十枚及ヒ一ガロン券五十枚ヲ同人ニ交付シ之カ報酬トシテ即時同人ヨリ金〇〇圓ノ供與ヲ受ケ以テ同様職務ニ關シ收賄シ

第三、被告人丙ハ

(一) 昭和十四年三月中旬ヨリ同年十一月中旬迄ノ間數回ニ亙リ被告人甲ニ對シ被告人乙ト相計リ



正規ノ手續ニ依ラスシテ購買券ノ交付方ヲ請託シ之カ報酬トシテ右兩名ニ對シ一ガロンニ付〇〇錢宛ノ割合ニ依ル金圓ヲ供與スヘキ旨約束シ因テ前記第一ノ(一)、(二)ノ(ロ)、(三)及ヒ(五)記載ノ各日時場所ニ於テ犯意ヲ繼續シ被告人乙等ヨリ五ガロン券五百枚綴ノ購買券合計五冊ノ交付ヲ受ケ前記約束ニ基キ同被告人及ヒ被告人乙ヨリ職務上特別ノ取扱ヒヲ受ケタル報酬トシテ同人等ニ對シ合計金〇〇圓ヲ供與シ以テ同被告人等ノ前記職務ニ關シ贈賄シ

(二) 同年五月下旬ヨリ同年十二月中旬迄ノ間十數回ニ亙リ犯意ヲ繼續シ〇〇區〇〇二丁目四番地ガソリン販賣業神林某方ニ於テガソリンヲ購入スルニ當リ前記購買券ハ孰レモ被告人甲等カ其ノ職權ヲ濫用シテ偽造シタル公文書ナル情ヲ知り乍ラ内五ガロン券一千六百五十五枚ヲ夫々眞正ナルモノノ如ク裝ヒテ右神林方店員山口某ニ交付行使シ

第四、被告人丁ハ

(一) 犯意ヲ繼續シテ

(イ) 同年四月中旬及ヒ同年七月下旬ノ二回ニ亙リ被告人甲ニ對シ報酬ヲ供與スヘキ趣旨ノ下ニ正規ノ手續ニ依ラスシテガソリン購買券ノ交付方ヲ請託シ因ツテ前記第一ノ(一)、(二)ノ(イ)及ヒ(四)記載ノ各日時場所ニ於テ同人ヨリ五ガロン券五百枚綴ノ購買券合計三冊ノ交付ヲ受ケ前記約束ニ基キ同被告人等ヨリ職務上特別ノ取計ヒヲ受ケタルコトノ報酬トシテ同人等ニ對シ合計〇〇圓ヲ供與シ

(ロ) 前記第二記載ノ日時場所ニ於テ被告人甲ニ對シ同様趣旨ノ請託ヲ爲シ因ツテ同人ヨリ五ガロン券二十枚及ヒ一ガロン券五十枚ノ購買券ノ交付ヲ受ケ同様趣旨ノ報酬トシテ同人ニ對シ金

〇〇圓ヲ供與シ

以テ夫々被告人甲等ノ前記職務ニ關シテ贈賄シ

(二) 犯意ヲ繼續シ同年六月頃ヨリ同年十月中旬迄ノ間數回ニ亙リ前記自宅ニ於テ右(一)ノ(イ)記載ノ購買券カ孰レモ被告人甲等カ職權ヲ濫用シテ偽造シタル公文書ナル情ヲ知り乍ラ内五ガロン券約一千二百枚ヲ夫々眞正ナルモノノ如ク裝ヒテ安保某外二名ニ對シ一枚五圓宛ニテ讓渡シテ行使シタル外尙右期間中〇〇區〇〇二丁目六番地ガソリン販賣業細山某方ニ於テガソリンヲ購入スルニ當リ殘餘ノ五ガロン券約三百枚ヲ夫々眞正ナルモノノ如ク裝ヒテ同人ニ交付行使シ

タルモノニシテ被告人甲ノ右第一記載ノ各所爲ト右第二記載ノ所爲及ヒ被告人乙ノ右第一記載ノ各所爲ハ夫々犯意繼續ニ係ルモノトス

刑法第五十五條第五十八條第九十七條第九十八條

(二) 石油販賣取締規則關係

【記載例】(第九條)

被告日本〇〇株式會社ハ〇〇市〇〇區〇町五十九番地ニ本店ヲ有シ紙類並其ノ原料及紙工品ノ製造販賣業ヲ營ム會社ニシテ同市〇〇區〇〇三丁目八百番地所在〇〇工場外二工場ニ於テ常時月額八百五十圓以上ノ石炭ヲ使用スルモノ被告人甲ハ昭和七年八月ヨリ昭和十五年八月迄同會社ノ購買課長トシテ勤務シ前記石炭ノ購買事務ヲ處理シ居タルモノナルトコト



第一、被告人甲ハ被告日本〇〇株式會社ノ業務ニ關シ石炭販賣取締規則第七條ニ基ク右會社ノ昭和十四年十月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日ニ至ル六ヶ月間ノ石炭購入許可數量ハ一萬八百噸ナルニモ拘ラス商工大臣ノ許可ヲ受ケスシテ右數量ヲ變更シ前記期間ニ亙リ同市麻布區飯倉三丁目七番地石炭商合資會社關口商店外六名ヨリ前記許可數量ヨリ千九百四十六噸六百噸ヲ超過セル合計一萬二千七百四十六噸六百噸ノ石炭ヲ代金合計二十三萬八千七百四十三圓十六錢ニテ購入シ

第二、被告日本〇〇株式會社ハ其ノ業務ニ關シ被告人甲ニ於テ前掲第一記載ノ如キ商工大臣ノ許可ヲ受ケスシテ石炭ヲ購入シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

昭和十四年八月十六日商工省令第四十三條

石炭販賣取締規則第九條

昭和十五年八月一日商工省令第五十七號

石炭配給調整規則附則第八項第九項

刑法第十八條

第五項 纖維統制違反事件關係

(一) 纖維工業設備ニ關スル件關係

【記載例】

事 實

被告人ハ濱松市〇〇町五番地ニ於テ綿織物ノ製造販賣業ヲ營ムモノナル處昭和十四年七月申地方長官ノ許可ヲ受クルコトナク其ノ綿織物ノ製造ニ用フル商工大臣指定ノ製造機械タル豊田式力織機三臺ヲ増設シタルモノナリ

備 考

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十四年商工省令第三十一號纖維工業設備ニ關スル件

備 考

本例は極めて稀にしか見られなかつた事件である。

(二) 毛製品ステープルファイバー等混用規則關係

【記載例】

事 實

被告人ハ東京市本所區〇〇三丁目十六番地ニ於テ莫大小製造販賣業ヲ營ム者ナル處商工省令ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ「ステープルファイバー」其ノ他ノ毛ハ綿ニ非サル纖維ヲ重量割合五割以上ヲ混用セスシテ毛莫大小ヲ製造スルヲ許ササルニ拘ラス昭和十三年七月十六日頃ヨリ同十四年六月九日頃迄ノ間埼玉縣北葛飾郡〇〇町二百七十七番地所在自己所有工場外數ヶ所ニ於テ東京府知事



ノ許可ナクシテ純毛スフ二割入り絹三割入り或ハスフ四割入り毛絲合計六千七百五十九斤半ヲ使用シテ内地向純毛莫大小婦人手袋等約二千六百九十一斤スフ二割入り毛莫大小都腰卷等約百五斤絹三割入り毛莫大小腰卷十七打等ヲ製造シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
昭和十三年七月八日商工省令第四十八號  
毛製品ステールファイバー等混用規則

說明

本例の如きが、前に述べた様に統制の當初短期間實施されて、直ぐ廢止された規則であつて、現行法的に觀ると全く過去の遺物である。當初毛製品に、單に五割程度のステールファイバーの混用を命じてゐるのは、洵に緩かなる統制であつたと云はなければならぬ。現實には斯る統制時代を経て今日に至つて居るのである。

本例も検事局に受理されたものは、極めて少なかつた。

(三) 綿絲配給統制規則及綿製品ステールファイバー等混用規則關係  
【記載例一】(綿絲第三條、スフ第二條第三條)

事實

被告人小○英同藤○政○ハ夫々○○○○ニ於テ綿絲商ヲ營ムモノ被告人柳○正○ハ右會社ノ使用人ニシテ綿絲布ノ賣買主任トシテ其ノ業務ニ從事中ノモノ被告人河○末○ハ輸出係主任被告人中○精○ハ内地向係主任トシテ夫々其ノ業務ニ從事中ノモノ

營ムモノ

被告人河○末○同中○精○ハ右會社ノ使用人ニシテ被告人河○末○ハ輸出係主任被告人中○精○ハ内地向係主任トシテ夫々其ノ業務ニ從事中ノモノ

被告人小○英○同藤○政○ハ夫々○○○○ニ於テ綿絲商ヲ營ムモノ被告人柳○正○ハ右會社ノ使用人ニシテ綿絲布ノ賣買主任トシテ其ノ業務ニ從事中ノモノ被告人河○末○ハ輸出係主任被告人中○精○ハ内地向係主任トシテ夫々其ノ業務ニ從事中ノモノ

第一、被告人小○英○ハ昭和十三年三月二日ヨリ同年四月五日迄ノ間五回ニ亙リ其ノ販賣スル綿絲ハ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルモノニ非スシテ國內用品製造ノ用ニ供スルモノナルニ拘ラス所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ工業者ニ販賣セラルルモノナルコトノ情ヲ知り乍ラ被告人綿絲商藤○政○ニ對シ約三十九捆二十五(價格一萬三千二百二十圓)ノ綿絲ヲ賣渡シ因テ其頃同人ヲシテ右綿絲ヲ國內用品製造ノ用ニ供スル爲綿布製造業被告人天○利○同久○宗○郎外三名ニ對シ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ其ノ販賣ヲ爲サシメ以テ之ヲ幫助シ

第二、被告人柳○正○ハ被告會社株式會社森○商店ノ爲其ノ業務トシテ同年三月三日ヨリ同年四月三十日迄ノ間約十八回ニ亙リ同會社○○本店ニ於テ前同趣旨ノ綿絲六十二捆二十五(價格一萬九千七百四十五圓)ヲ被告人藤○政○ニ對シ賣渡シ因テ其ノ頃同人ヲシテ右綿絲ヲ國內用品製造ノ用ニ供スル爲綿布製造業被告人天○利○外數名ニ對シ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ其ノ販賣ヲ爲サ



シメ以テ之ヲ補助シ

第三、被告人河○末○同中○精○ノ兩名ハ被告會社マ○ケ○合資會社ノ爲其ノ業務トシテ

(一) 被告人河○末○ハ同年三月十三日ヨリ同年五月三十日迄ノ間前後約二十六回ニ亙リ同會社○  
○本店ニ於テ前同趣旨ノ綿絲三百四捆三十五(價格十萬六千八百十八圓)ヲ綿絲商被告人藤○政  
○ニ對シ賣渡シ因テ同人ヲシテ右綿絲ヲ國內用品製造ノ用ニ供スル爲綿布製造販賣業被告人天○  
利○外數名ニ對シ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ其ノ販賣ヲ爲サシメテ補助シ

(二) 被告人中○精○ハ同年三月十二日ヨリ同年四月十六日迄ノ間前後七回ニ亙リ同會社ノ○本  
店ニ於テ日○野○一ヨリ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル綿絲又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ  
製造又ハ加工ノ爲使用スルモノニ非サル國內用品製造ノ用ニ供スル綿絲四十三捆十五(價格計一  
萬五千八十四圓)ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケ

第四、被告人藤○政○ハ

(一) 同年三月三日ヨリ同年五月三十日迄ノ間約八十數回ニ亙リ名古屋市西區○町一丁目一番地  
元自己ノ住居ニ於テ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造  
又ハ加工ノ爲使用スルモノニ非スシテ國內用品製造ノ爲使用スル綿絲約三百八十捆二十五(價格十二  
萬八千八百五十餘圓)ヲ綿布製造販賣業被告人天○利○外十七名ノ各工業者ニ所定ノ割當票ト引  
換フルニ非スシテ之ヲ販賣シ

(二) 同年三月三日ヨリ同年四月十九日迄ノ間前後十五回ニ亙リ前同所ニ於テ其ノ販賣スル綿絲ハ  
滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用ス

ルモノニ非スシテ國內用品製造ノ用ニ供スルモノナルニ拘ラス所定ノ割當票ト引換フルニ非スシ  
テ工業者ニ販賣セラルルモノナルコトノ情ヲ知り乍ラ名古屋市中川區○町二丁目二千五百五十  
五番地綿絲仲買業平○甚○郎外五名ニ對シ約七十五捆十五玉(價格約二萬三千六百八十圓)ノ綿  
絲ヲ賣渡シ因テ其ノ頃同人等ヲシテ右綿絲ヲ國內用品製造ノ用ニ供スル爲莫大小製造業安○喜○  
郎外數名ノ工業者ニ對シ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ右綿絲ノ販賣ヲ爲サシメ以テ之ヲ幫  
助シ

(三) 同年四月三十日ヨリ同年五月三十日迄ノ間地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ愛知縣知多郡○町  
字笹生四十八番地織布業旭織布株式會社ニ於テ自己所有ノ綿絲二十捆ヲ使用シテステールフア  
イバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非サル纖維ヲ混用スルコトナク國內用純綿袋天竺木綿千六百反ヲ製織  
シ

第五、被告人天○利○ハ同年三月三日ヨリ同年五月三十日迄ノ間前後二十七回ニ亙リ右○住居ニ於  
テ被告人藤○政○外三名ヨリ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材  
料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルモノニ非サル國內用品製造ノ用ニ供スル綿絲百四十七捆(價格約  
五萬八百三十五圓)ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケ

第六、被告人藤○義○同天○利○ノ兩名ハ○春○ト共謀ノ上地長官ノ許可ヲ受ケスシテ同年三月中  
旬ヨリ同年五月中旬迄ノ間被告人藤○義○ノ肩書住居ニ於テ被告人天○利○カ右買受ケタル綿絲中  
八十二捆二十五ヲ使用シテステールフアイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非サル纖維ヲ混用スルコトナ  
ク國內用純真岡木綿約四萬反ヲ製織シ



第七、被告人間○清○ハ被告會社會資會社鈴○織布工場ノ爲其ノ業務トシテ地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ

(一) 被告人間○清○同天○利○ハ共謀ノ上年三月十五日ヨリ同年四月十日迄ノ間被告會社會資會社鈴○織布工場ニ於テ被告人天○利○カ右買受ケタル綿絲中十二捆二十玉ヲ使用シテステープルフアイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非サル纖維ヲ混用セスシテ國內用純綿紅下岡木綿六千反ヲ

(二) 被告人間○清○ハ平○末○ト共謀ノ上年五月二十五日平○末○所有ノ綿絲四捆ヲ使用シテ前同所ニ於テ前同様ノ國內用純綿擦染岡木綿二千四十反ヲ

夫々製織シ

第八、被告人竹○昇○郎天○利○ハ共謀ノ上地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ同年三月七日ヨリ同年六月三日迄ノ間被告人竹○昇○郎ノ肩書住居ニ於テ被告人天○利○カ右買受ケタル綿絲中十九捆三十玉ヲ使用シテ前同様ノ國內用純綿晒木綿約八千三百反ヲ製織シ

第九、被告人福○銀○ハ綿布製造業瀧○英○商店ノ爲其ノ業務トシテ同年三月十五日ヨリ同年四月二十日迄ノ間前後約十六回ニ亙リ前記瀧○英○方ニ於テ被告人藤○政○外二名ヨリ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルモノニ非サル國內用品製造ノ用ニ供スル綿絲合計九十一捆十五(價格約二萬八千四百三十三圓)ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケ其ノ頃地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ右綿絲ヲ使用シテステープルフアイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非サル纖維ヲ混用セスシテ國內用純綿晒木綿三萬六千七百反ヲ製織シ

第十、被告人久○宗○郎ハ同年三月七日ヨリ同月十三日迄ノ間三回ニ亙リ右○○住居ニ於テ被告人藤

○政○ヨリ前同趣旨ノ綿絲十四捆(價格約四千九百餘圓)ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケ

タルモノナリ

總 論

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

綿絲配給統制規則第三條

綿製品ステープルフアイバー等混用規則第二條

說 明

本例は昭和十三年七月經濟犯罪の檢擧を始めた當時の、代表的なる犯罪の一例である。云ふまでもなく我が國の統制經濟は、我が國經濟の編成の然らしむる處により、纖維特に綿關係に先づはつきりした姿を採つて行はれたのである。毛製品ステープルフアイバー等混用規則、綿製品等ステープルフアイバー等混用規則等は其の先驅をなすものである。此の纖維の部面に、統制の常道である配給統制の規則の出來たのは、昭和十三年三月一日で此の日より綿絲配給統制規則が實施されたのである。本例は此の規則が實施されて、間もなく行はれた犯罪で、當時の經濟事件の主流をなすものであつた。當時の此の種事件の特質としては各地に牽連を持つた極めて大規模のものであつたことである。一件にして數府縣乃至は十數縣に跨り、被疑者の數も數十人乃至は數百人に達し、取扱違反綿絲の數量も一人で數百捆乃至千捆二千捆と云ふ様な事件もあつたのである。本記載例も當時の具體的實例であつて、右特質を窺ふに足るものがある。

右兩規則に關連し、當時問題となつた事は、昭和十三年六月二十九日綿製品に關する所謂三つの非



常管理令が出て、綿製品ステープルファイバー等混用規則は廢止されたに依り、同則違反事件は其の廢止後も適法に起訴が出来るか否うか又綿絲配給統制規則第三條と綿製品ノ販賣制限ニ關スル件との關係に於て、後者の實施後綿絲配給統制規則第三條違反事件は、適法に起訴が出来るか否うかと云ふ問題であつた。今日に於ては、判例により統制經濟法令違反事件の處分は、行爲時法に依ると云ふことになつてゐて、此の點は一般に明になつてゐるが、本例は斯の様な法令の廢止乃至は同種他法令の實施と罰則問題の最初の案件であつたわけ、相當眞剣なる論議が交されたのである。

當時消極積極の兩説があつたが、結局統制法令の廢止後も又綿製品販賣制限ニ關スル件實施後も本例の如き夫以前の違反行爲は、處罰出來ると云ふことになつたのである。

次に問題となつたのは、綿絲配給統制規則は直接工業者に販賣する者のみに切符引換義務を科して居るのであるから、犯罪の主體は此の直接の販賣者丈けである。然るに闇取引される綿絲の如きは、初より無切符で販賣される豫定で轉々ブローカー間を賣買されるのである。筆者の調査した綿絲は、十數人のブローカー間を轉々し、中には、同一ブローカーに二度取扱はれたものすらあつたのである。斯かる場合の中間ブローカーの處置は相當苦心したが、法律上は、先に物品販賣價格取縮規則關係記載例三にて説明したと同様に、共同正犯論と幫助論が考へられたのである。本記載例中第一乃至第三の(一)は、幫助論により扱つてゐるのである。

【記載例二】(第三條)

事實

被告人甲ハ日本橋區〇〇二丁目六番地ニ於テ綿絲卸賣商丸石商店ヲ經營シ、被告古川織物工業株式會

社ハ品川區〇〇町三丁目六二六番地ニ本店ヲ有シ織布業等ヲ營ム工業者被告人乙ハ同會社ノ代表取締役ニシテ綿絲仕入其他ノ業務ニ從事シ被告人丙ハ同會社ノ取締役ニシテ購買課主任ナルトコロ

第一、被告人甲ハ昭和十三年三月上旬頃ヨリ同年五月上旬頃ニ至ル間右丸石商店及日本橋區小舟町二丁目四番地ノ四株式會社今井商店等ニ於テ埼玉縣北足立郡蕨町大字織物製造業金子某外何レモ工業者タル金丸某、合資會社田中吉織物工場、平田某、石村某、上野某、岡田某、酒井某、合資會社津田織絲所、山本某、米水某、大瀧某、川浦某、合資會社中村某商店、株式會社大丸絲扇店、古川某、大橋某、福井某、林某、佐藤某、古谷織物工業株式會社等ニ對シ輸出品又ハ其ノ原材料ノ製造加工ノ爲メニ非スシテ綿絲合計百八十一捆三十五代金合計五萬九千百十五圓七十五錢ヲ割當票ト引換フルニ非スシテ販賣シ

第二、被告人乙、同丙ハ前記古川織物工業株式會社ノ業務ニ關シ共謀ノ上同年三月上旬頃ヨリ同年六月上旬頃ニ至ル間前記丸石商店其ノ他ニ於テ被告人甲及株式會社日比谷商店、伊藤商事株式會社、株式會社岩崎商店、名田某、山下某、山田某、東國漁撈絲株式會社、山野撈絲株式會社、竹内某等ヨリ輸出品又ハ其ノ原材料ノ製造加工ノ爲メニ非スシテ綿絲合計四百八十八捆二五、五玉代金合計十三萬四千百七十六圓九十四錢ヲ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケタルモノナリ

第一ニ付輸出品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條  
絲配給統制規則附則第二項  
綿絲配給統制規則第四條



第二ニ付輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條第七條  
綿絲配給統制規則附則第二項  
綿絲配給統制規則第三條

【記載例三】(第三條)

事實

被告株式會社大川絲扇商店ハ東京市日本橋區〇〇町一丁目二番地ニ於テ綿絲加工販賣業ヲ營ミ居リテ  
被告人甲ハ同社ノ支配人トシテ仕入販賣其他ノ業務ニ關スル一切ノ事務ヲ指揮監督シ居ルモノナル處  
昭和十三年三月十七日頃ヨリ同年六月二十四日頃ニ至ル間同市日本橋區小舟町三丁目八番地原商店方  
等ニ於テ同商店外八名ヨリ輸出入品又ハ其ノ原料ノ製造加工ノ爲メ使用スルニ非サル綿絲合計四十三  
捆三十四玉代價約一萬八千八百九十五圓七十五錢ヲ割當票ト引換フルニ非スシテ買受ケタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條

昭和十三年三月一日商工省令第六號綿絲配給規則第三條

【記載例四】(第四條、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件)

事實

第一、被告人黒〇太〇ハ小〇喜〇、深〇悦〇、風〇三〇三等ト共謀ノ上昭和十三年十二月八日頃及四  
月二十七日頃ノ二回ニ亙リ埼玉縣北足立郡與野町六十五番地軍手製造業福川某方其他ニ於テ同人及  
内田某、吉田某等ヲ通シ工業者ナル中島某、岸本某、須關商店等ニ勤メテ滿洲國關東州以外ノ外國

ニ輸出スル輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルニ非サル綿絲合計六捆二  
十三玉ヲ割當票ト引換ヘル事無ク合計金三千六百一十一圓ニテ卸賣シ

第二、被告人黒〇太〇ハ吉〇利〇ト共謀ノ上昭和十三年十二月初頃ヨリ同年十二月十七、八日頃迄ノ  
間埼玉縣川口市宮下町四百四十二番地軍手製造業岸本某方其ノ他ニ於テ同人及前記福川某ヲ通シ工  
業者ナル松井某ニ對シ前同様輸出品ニ非サル綿絲合計八捆一玉ヲ割當票ト引換フル事ナク合計金二  
千百五十六圓二十五錢ニテ販賣シ

第三、被告人黒〇太〇ハ小〇喜〇、小〇松〇郎ト共謀ノ上昭和十四年二月三日頃ヨリ同年二月二十日頃  
迄ノ間東京市本所區東兩國四丁目十七番地莫大小製造業末永某方其他ニ於テ同人又ハ同人ヲ通シ其  
ノ他ノ工業者ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計六十二捆ヲ割當票ト引換フル事無ク合計四萬  
一千百五十圓ニテ販賣シ

第四、被告人黒〇太〇、同富〇藤〇ハ小〇喜〇、深〇悦〇、風〇三〇等ト共謀ノ上昭和十三年十二月  
七日頃ヨリ同年十二月十八日頃ニ至ル迄ノ間前記末永某方其ノ他ニ於テ工業者ナル末永某成田某柿  
崎某外數名ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計七十一捆三十五玉ヲ割當票ト引換フルコトナク合  
計四萬一千二百三十九圓七十五錢ニテ販賣シ

第五、被告人黒〇太〇、同富〇藤〇ハ小〇喜〇、川〇衝〇等ト共謀ノ上昭和十三年十二月二十七日頃  
東京市本所區龜澤町二丁目八番地莫大小製造販賣業小林某方其ノ他ニ於テ工業者ナル小林某、成田  
某等ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計十捆十二玉ヲ割當票ト引換ル事ナク合計金六千一十一圓  
ニテ販賣シ



第六、被告人黒〇太〇、同富〇藤〇ハ小〇喜〇、後〇二〇ト共謀ノ上昭和十四年一月十五日頃ヨリ同年二月三日迄ノ間東京市淺草區向柳原町二丁目二番地靴下製造販賣業合名會社中村商店其他ニ於テ工業者ナル同會社代表社員中村某、川合某等ニ對シ又ハ同人等ヲ通シ工業者ナル奥野木某、鹽谷某青木某、清水某、蘆某、豐立某ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計二十五捆ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金一萬七千百圓ニテ販賣シ

第七、被告人黒〇太〇同富〇藤〇ハ小〇喜〇、小〇松〇郎ト共謀ノ上昭和十四年一月十七日頃ヨリ同年二月十三日頃迄ノ間前記末永某方其ノ他ニ於テ工業者ナル同人隅屋某、富井某、木下某、宮崎某成田某、中村某、川合某、山際某等ニ對シ又ハ同人等ヲ通シ工業者ナル廣田某外數名ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計二百十六捆二十玉ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金十三萬九千七百六十六圓二十五錢ニテ販賣シ

第八、被告人黒〇太〇、同富〇藤〇ハ中〇重〇ト共謀ノ上昭和十三年十二月二十七日頃東京市荒川日暮里町十七丁目五百十八番地生島某方ニ於テ靴下製造卸商成田某ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲六捆ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金三千三百圓ニテ販賣シ  
タルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
綿絲配給統制規則第四條  
綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

說 明

本例も、統制當初の綿絲配給取引事件の代表的なものであつて、無票販賣である。尙本例の如き場合には法律上他に綿製品販賣制限ニ關スル件違反にも該當し、結局所謂刑法第五十四條前段一所爲數法の犯罪となるのである。

【記載例五】（第四條、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件）

事 實

第一、被告人甲ハ東京市本所區〇〇五丁目十七番地ニ於テ莫大小製造業ヲ營ムモノナルトコロ

(イ) 昭和十四年二月十六日頃ヨリ同年三月二十五日頃迄ノ間前記被告人方ニ於テ黒澤某、鈴木某等ヨリ滿洲國關東州以外ノ外國ニ輸出スル輸出品若ハ輸出品ノ原材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルニ非サル綿絲合計七十九捆ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金五萬二千五百九十圓ヲ買受ケ

(ロ) 昭和十四年二月二十八日ヨリ同年三月十二日頃迄ノ間東京市小石川區林町六十四番地莫大小製造業飯田某方其ノ他ニ於テ工業者ナル同人及鈴木某ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計三捆十五玉ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金二千六百五十二圓五十錢ニテ販賣シ

第二、被告人乙ハ東京市本所區〇〇町二丁目二番地ニ於テ莫大小製造販賣業ヲ營ムモノナルトコロ

(イ) 昭和十三年九月六日頃ヨリ昭和十四年二月十四日頃迄ノ間前記同被告人方其ノ他ニ於テ黒澤某、富井某、小林某、櫻井某、芝崎某等ヨリ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計九十四捆十二玉ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金五萬九千二百七十一圓五十錢ニテ買受ケ

(ロ) 昭和十四年一月二十日頃ヨリ同年二月十三日頃迄ノ間東京市本所區〇〇三丁目四番地莫大小



製造販賣業笠原某方其他ニ於テ工業者ナル同人及鈴木某、二井某、富井某等ニ對シ前同様輸出品等ニ非サル綿絲合計二十五捆ヲ割當票ト引換フルコトナク合計金一萬七千八百三十五圓ニテ販賣タルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
綿絲配給統制規則第三條第四條  
綿製品販賣制限ニ關スル件

【記載例六】（綿絲割當票騙取）

詐 欺

甲 乙 丙

事 實

被告人甲ハ東京市京橋區〇〇三丁目四番地ニ於テゴム製品竝ニ綿絲布ノ販賣業ヲ營ムモノ被告人乙ハ濱松市〇〇町三百七十番地ニ於テ綿絲布ノ製造販賣業ヲ營ムモノ被告人丙ハ〇〇縣〇〇郡〇〇町〇〇産業組合漁業部主任トシテ其ノ一切ノ事務ヲ擔任シ來リタルモノナルトコロ共謀ノ上被告人丙ノ右地位ヲ利用シ右産業組合等ノ各府縣聯合會ノ全國的聯合團體ニシテ且輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關ル法律ニ基ク商工省令綿絲配給統制規則又ハ絲配給統制規則ニ基キ綿絲割當配給ノ統制團體トシテ

指定セラレタル全國購買組合聯合會（略稱全購聯）ヨリ内地向綿絲割當票ヲ騙取センコトヲ企テ昭和十三年二月中ヨリ同年三月上旬頃ニ亙リ前記〇〇産業組合漁業部等ニ於テ東京市龜町區有樂町一丁目所在全購聯ニ對シ被告人丙所有ノ製網機ヲ同組合ノ所有ニシテ昭和十一年、二年ニ亙リ同組合ニ於テハ一ケ月綿絲一千玉前後ノ消費實績アリテ組合ハ引續キ從前通り右機械ニヨリ漁網ノ製造販賣ヲ爲スヲ以テ綿絲ヲ割當ラレ度キ旨ノ同組合名義ノ虚偽ナル申請手續ヲ爲シ因テ右全購聯係員ヲ欺罔シ其後昭和十四年七月頃迄ニ亙リ綿絲計二百五十八捆餘記載ノ内地向綿絲割當表十六通位ヲ前記〇〇町産業組合漁業部等ニ送付ヒシメ被告人丙ニ於テ受取り以テ之ヲ騙取シタルモノナリ

刑法第二百四十六條

說 明

本例は綿絲割當票騙取の事件である。割當票が刑法上財物たることは、前に鐵鋼割當證明書の所で説明せる通りである。財物である限りに於て、詐欺罪の成立するは申すまでも無い處である。然しながら當時に於ては、相當論議の的となつたことも前に述べた通りである。

(四) 絲配給統制規則關係

【記載例一】（第一條、第二條）

事 實

被告人甲ハ〇市〇區〇町三丁目十番地ニ於テ工場ヲ設ケ内地向毛莫大小製造販賣業ヲ營ム工業者ナルトコロ



第一、昭和十四年十一月十八日ヨリ同十五年一月十九日頃迄ノ間三回ニ亙リ自己營業所其ノ他ニ於テ佐生某ヨリ輸出品又ハ其ノ原材料ノ製造ノ爲使用スルニ非サル商工大臣指定ノ毛絲合計六百三十封度ヲ所定ノ割當票ト引換フルニ非シテ合計四千九百六十五圓ニテ買受ケ

第二、昭和十四年十一月下旬頃ヨリ同十五年三月下旬頃迄ノ間自家工場ニ於テ商工大臣ノ指定シタル統制團體ヨリ右期間中ニ割當テラレタル絲數量ヲ超エ同大臣指定ノ毛絲合計六百三十封度ヲ材料トシテ内地向セイター類百三十八打位ノ製造ヲ爲シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條舊同第五條

絲配給統制規則第一條第一項第三條  
刑法第十八條

說明

絲配給統制規則は、云ふ迄も無く、綿絲配給統制規則が發展改正されたものであつて、其の違反型態も大體後者と同一である。本例第一項は最も普通に見らるゝ無票買受であるが、第二項は毛糸の割當超過使用であつて捜査立證上相當困難なる事件である。

【記載例二】（第三條、第四條）

事實

被告人ハ東京市本所區〇〇町三丁目二十二番地ニ於テ莫大小製造業ヲ營ムモノナルトコロ法定ノ除外

事由ナキニ不拘

第一、昭和十四年九月二十七日ヨリ昭和十五年一月二十八日迄ノ間前後四回ニ亙リ右工場其ノ他ニ於テ中西某井上某及龜岡某ヨリ毛絲及綿絲合計千七百封度ヲ自己工場ニ於テ使用スル目的ヲ以テ所定ノ割當票ト引換ヘス代金七千九百七十圓ニテ買受ケ

第二、昭和十四年九月二十九日ヨリ同年十二月二十六日迄ノ間前後八回ニ亙リ自己單獨或ハ村井某外一名ト共謀ノ上孰レモ莫大小製造業ヲ營ム同市本所區堅川町二丁目二十二番地宮崎某及四名方ニ於テ同人等ニ對シ毛絲合計三千六百封度ヲ所定ノ割當票ト引換ヘス代金合計二萬一千八百二十四圓九十四錢ニテ販賣シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條

絲配給統制規則第三條第四條第一項

刑法第十八條第四十五條

商法第四十八條第二項第六十條

說明

本例も本則違反の極めて普通の一例である。

【記載例三】（第三條、第四條）

事實

第二編 經濟事件犯罪事實摘示例の分類的研究



被告人甲ハ東京市本所區〇〇町二丁目五十五番地ニ於テ撚絲業ヲ被告人乙ハ同市同區〇〇町三丁目十七番地ニ於テ内地向メリヤス製造販賣業ヲ被告人丙ハ東京市小石川區〇〇町五十六番地ニ於テ内地向靴下製造販賣業ヲ夫々營ム工業者ナルトコロ地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ

第一、被告人甲ハ昭和十四年十月五日頃ヨリ同十五年三月七日頃迄ノ間約七回ニ亙リ右自己店舗ニ於テ被告人乙外三名ノ工業者ニ對シ商工大臣ノ指定シタル毛絲合計二千五百四十四封度ヲ輸出シ非サル内地向製品ノ製造ニ使用セシムル爲所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ合計一萬四百九十二圓二十錢ニテ販賣シ

第二、被告人乙ハ昭和十四年十月五日頃ヨリ同十五年三月七日頃迄ノ間二回ニ亙リ右被告人甲方ニ於テ同人ヨリ商工大臣ノ指定シタル毛絲合計八百二十封度ヲ輸出シ非スシテ内地向メリヤス製品ノ製造ニ使用スル爲所定割當票ト引換フルニ非スシテ合計三千七百七十二圓ニテ買受ケ

第三、被告人丙ハ昭和十四年十二月二十日頃及同十五年二月十五日頃ノ二回ニ亙リ被告人甲方ニ於テ同人ヨリ商工大臣ノ指定シタル毛絲合計八百二十四封度ヲ輸出シ非スシテ内地向靴下製品ノ製造ニ使用スル爲所定ノ割當票ト引換フルニ非スシテ合計三千三百三十一圓ニテ買受ケタルモノナリ

通 條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條舊法第五條

絲配給統制規則第三條第四條

刑法(改正前)第十八條

【記載例四】(刑法犯を含む複雑なる事例)

事 實

被告人甲ハ織維需給調整協議會(以下織協ト略稱ス)〇〇支部書記被告人乙ハ〇〇綿織物工業組合書記、被告人丙ハステープルファイバー絲若ハ人造絹絲ヲ原料トスルマフラ若クハネクタイ等ノ製造並販賣ヲ業トスル者被告人丁ハ東京ステープルファイバー織物工業組合書記長ニシテ織協ノ検査員ヲ兼務スル者ナル處被告人丙ハ同丁及同甲ト相謀リ偶々〇〇綿織物工業組合タル河野某カ當時數ヶ月ニ亙リ織協ヨリ割當配給ヲ受クルステープルファイバー絲ノ割當票ヲ同組合ニ請求セサルヲ奇貨トシ織協ヨリ委託セラレタル右割當票ヲ割當ヲ受ケタル組合員ニ交付スヘキ事務ヲ擔當シ居タル被告人乙ニ情ヲ明シテ同人ト共ニ行使ノ目的ヲ以ツテ擅ニ右河野某名義ノ割當票請求書ヲ偽造シ之ヲ同組合ニ提出シ被告人乙ヲシテ其ノ業務上保管中ノ割當票ヲ擅ニ被告人丙ニ交付横領セシメ同被告人ニ於テ擅ニ該割當票ト引換ニスステープルファイバー絲ヲ買受ケムコトヲ企テ被告人丁及被告人甲ニ於テ被告人乙ニ情ヲ告ケテ其ノ贊同ヲ得茲ニ右四名ハ順次共謀ノ上

(イ) 絲割當配給ノ正當ナルコトヲ證スル爲織協ニ提出行使スル目的ヲ以テ

事務所ニ於テ織協〇〇支部宛ステープルファイバー絲割當票請求書ノ各相當欄ニ同年三月分トシテ割當ラレタルステープルファイバー絲三十四玉ノ割當票ヲ請求スル旨ノ記載ヲ爲シ其ノ氏名欄ニ擅ニ河野某ノ氏名ヲ冒書シ其ノ名下ニ組合ノ理事長印ト刻セル印鑑ヲ押捺シ以テ同日附同人名義ノ同年三月分ステープルファイバー絲割當票請求書一通(昭和十五年押第八〇五九號ノ一一)



ノ偽造ヲ完成シ

(ロ) 被告人乙ニ於テ同年五月十八日右同所ニ於テ右割當票請求書ノ各相當欄ニ同年四月分ノ割當票ヲ請求スル旨ノ記入ヲ爲シ其ノ氏名欄ニ擅ニ河野某ノ氏名ヲ冒書シ被告人丁ニ於テ即時同所〇〇ス・フ織物工業組合事務所ニ於テ擅ニ河野某名下ニ組合ノ三文判ヲ押捺シ以テ同日附河野某名義ノ同年四月分ステープルファイバー絲割當票請求書一通(前同押號ノ一一)ノ偽造ヲ完成シ

(ハ) 被告人乙ニ於テ同年六月十四日ヨリ同年八月末頃迄ノ間三回ニ亙リ前記〇〇綿織物工業組合事務所ニ於テ前記割當票請求書合計三通ノ各相當欄ニ前同様夫々同年五月分六月分及七月分乃至九月分前期ノ割當票ヲ請求スル旨ノ記載ヲ爲シ其ノ氏名欄ニ孰レモ擅ニ河野某ノ氏名ヲ冒書シ被告人乙ニ於テ其ノ都度即時前記〇〇スフ織物工業組合事務所等ニ於テ擅ニ各河野某名下ニ豫テ被告人丙カ擅ニ作成偽造シタル「河野」ト刻セル認印(前同押號ノ五)ヲ押捺シ以テ河野某名義ノ前記割當票請求書合計三通(前同押號ノ一一)ノ偽造ヲ遂ケ

(ニ) 被告人乙ニ於テ昭和十五年四月十三日ヨリ同年八月末頃迄ノ間五回ニ亙リ前記〇〇綿織物工業組合事務所ニ於テ前記(イ)ノ(イ)乃至(ハ)記載ノ如キ合計五通ノ偽造割當票請求書ニ基キ豫テ織協ヨリ委託セラレ自ラ業務上保管中ニシテ織協ヨリ割當ヲ受ケタル河野某ノ請求ニ基キ同人ニ交付スヘキ織協所有ノ昭和十五年三月乃至六月分及同年七月乃至九月分前期ノ河野某名義ノステープルファイバー絲割當票合計五通ヲ擅ニ被告人丙ニ交付シテ横領シ

(三) 同被告人ニ於テ法定ノ除外事由ナキニ拘ラス昭和十五年四月十三日頃ヨリ同年七月末頃迄ノ間四回ニ亙リ同市日本橋區大傳馬町四丁目二番地〇〇スフ絲配給所高平商店ニ於テ同商店ヨリ前記(ニ)記

載ノ如ク被告人乙ヨリ交付ヲ受ケタル河野某名義ノ割當票ト引換ニ其ノ使用スルステープルファイバー絲合計百六十一玉ヲ買受ケ以テ正規ノ割當票ト引換ニ非スシテ其ノ使用スルステープルファイバー絲ヲ買受ケタルモノニシテ被告人等ノ右私文書偽造、業務上横領及絲無票買受ノ各所爲ハ夫々犯意繼續ニ係ルモノトス

論 義

刑法第五十九條第一項二百五十二條第二百五十三條

絲配給統制規則第三條

輸出入品等ニ關スル臨時措置法第二條第五條

說 明

本例は、統制團體の書記及業者の間に惹起せられたる、絲割當票を繞る犯罪の典型的一例である。斯種犯罪は、多く切符を中心に惹き起さるゝのが例である。第二項鐵鋼統制違反事件(鐵鋼配給統制規則關係記載例四)は鐵鋼關係の事件であるが、切符を中心とする點に於て、全く本件と同じ類型の事件である。總じて斯る統制團體を中心とする經濟事件は、經濟事件中の難件であつて捜査上、證據蒐集上、幾多の困難を包蔵してゐるのである。多數の帳簿書類の調査、多數關係人の取調、複雑なる手續の究明等に努めなければならぬ。此等諸方面に深き注意を拂ひ捜査を進めなければならぬ。本件の發生原因も、前掲鐵鋼割當票事件同様、事務員に對する監督の不十分及之に對する業者の誘惑が其の主なるものである。

(五) 綿製品ノ製造制限ニ關スル件關係



【記載例一】

事實

被告人ハ愛知縣知多郡〇〇村二百三十五番地ニ於テ綿布製造販賣業ヲ營ムモノナル處昭和十三年七月  
中ヨリ同年十月下旬迄ノ間自宅工場ニ於テ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ  
除ク以下同シ）及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノニ非サルニ不拘地方長官ノ許可ヲ受クルコトナ  
クシテ純綿絲十五捆ヲ使用シテ内地向綿織物岡木綿約三千反ヲ製造シタルモノナリ

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

昭和十三年商工省令第三十九號綿製品ノ製造制限ニ關スル件

【記載例二】

事實

被告人ハ東京市本所區〇町三丁目十四番地ニ於テ靴下製造業ヲ營ム者ナル處

第一、昭和十四年一月二十二日頃ヨリ四月二十九日頃迄ニ至ル間前記自宅ニ於テ鈴木某ヨリ輸出品又  
ハ其ノ原材料ノ製造加工ノタメ使用スルニ非サル綿絲合計一捆二十五玉代金一千百七十三圓五十錢  
ヲ割當票ト引換ニ非シテ買受ケ

第二、同十四年二月十日頃ヨリ同年三月二十日頃ニ至ル間前記自宅工場ニ於テ右綿絲ヲ使用シ商工省  
令ニ依リ製造ヲ禁セラレタル靴下生地約六百六十九打分ヲ製造シ

タルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

綿絲配給統制規則第三條

同十三年六月二十九日商工省令第三十七號及同年十一月十四日同省令第九十四號綿製品ノ製造制限ニ

關スル件

說明

右二例も、昭和十三年六月二十九日綿製品ノ製造制限ニ關スル件實施後、綿織物生産地各機業家に  
より相當廣範圍に惹起せられた違反である。

本例に於て問題となつたのは、所謂問屋又は織元の處置であつた。問屋又は織元と稱するのは、自  
分は現實には織機を所有しては居ないが、自分の絲を織機を有する下職に渡し、工賃を支拂つて織物  
を製造する者を云ふのである。之が織物製造業者と云へるか、綿絲又は絲配給統制規則の云ふ工業者  
と云へるかが、問題の要點であつた。我が國の纖維工業は、此の問屋制度が特に發達して居るところ  
に大きな特質が見出されるのである。

檢討論議の結果、織元は製造家又は工業者なり、と積極に解釋したのである。

本記載例にて織物の性質を規定することに、一方よりは輸出品に非ずと消極的に、又更に他方よりは國  
内向に用ひると積極的に書いてあることは、注意を要するところである。一般に統制經濟法令違反の  
罪は犯罪成立の消極的要件があるのが例である。是は、所謂法定の除外事由と云ふ言葉で云ひ表はさ  
れてゐる事項である。犯罪事實中には斯る消極的要件も明確に書く可きは、固よりである。



尙本令に基き特に許可を受け製造したものは、所謂特免品と云はれてゐるのである。

(六) 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件關係

【記載例一】

事實

被告人甲ハ東京市神田區〇〇二丁目四番地ニ於テワイシャツ生地卸賣商ヲ營ムモノニシテ被告人乙ハ被告人甲ノ業務ニ關シ昭和十三年六月二十九日頃ヨリ昭和十四年三月二十八日頃迄ノ間右店舗ニ於テ商工大臣ノ指定シタルモノ以外ノ同市日本橋馬喰町四丁目ワイシャツ製造卸賣業平手某外七名ニ對シ地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ商工省令ニ依リ卸賣ヲ禁止セラレタル純綿布ボブリン等ノ綿織物合計千六百三十五反ヲ合計金五萬八百二十圓餘ニテ卸賣シタルモノナリ

證據

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條第七條  
昭和十三年商工省令第三十九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

【記載例二】

事實

一、被告人近〇太〇ハ昭和十三年十一月十七日及同年十二月十七日ノ二回ニ亙リ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ日本橋區久松町大岡某方ニ於テ同人ニ對シ木綿晒合計千七百反ヲ代金合計九百九十五圓ニテ卸賣シ

二、被告人佐〇千〇ハ同年十月三日頃ヨリ同年十一月二十日頃ノ間日本橋區〇町二丁目十八番地ノ二

自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同區村松町十五番地塚本某外六名ニ對シ木綿晒合計百三十反ヲ代金合計九百三十五圓ニテ卸賣シ

三、被告人大〇彌〇ハ同年十一月上旬頃ヨリ同年十二月二十六日頃迄ノ間日本橋區〇〇町二十二番地ノ自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同區橋町十三番地山本某外六名ニ對シ木綿晒合計四百七十九反ヲ代金合計五千八百二十四圓ニテ卸賣シ

四、被告人牧〇雄ハ同年十一月八日頃ヨリ同月十四日頃迄ノ間日本橋區〇〇町十五番地自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ前記塚本某外一名ニ對シ木綿晒合計二千九百反ヲ代金合計三千四百五十九圓ニテ卸賣シ

五、被告人人安〇佐〇ハ同年十一月一日頃ヨリ同月十三日頃迄ノ間日本橋區〇〇町十番地自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同區大傳馬町十丁目三番地山田某外數名ニ對シ木綿晒合計千五百反ヲ代金合計千六百四十一圓二十錢ニテ卸賣シ

六、被告人塚〇眞〇ハ同年十月五日頃ヨリ同年十一月十八日頃迄ノ間日本橋區〇〇町五番地自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ前記山本某外七名ニ對シ木綿晒合計二千七百反ヲ代金合計三千三百九十四圓ニテ卸賣シ

七、被告人山〇藤〇吉ハ同年十月中旬頃ヨリ同年十一月下旬頃迄ノ間日本橋〇〇町十三番地自宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同區堀留町一丁目七番地吉田某外三名ニ對シ木綿晒合計千五十反ヲ代金合計千四百二十七圓五十錢ニテ卸賣シ

八、被告人辻〇三〇ハ同年十月上旬頃ヨリ同年十一月中旬頃迄ノ間日本橋〇〇町三丁目一番地ノ四自



宅ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ澁谷區上通り五丁目二十五番地古谷某外七名ニ對シ木綿晒合計三百十反ヲ代金合計四百十五圓五十錢ニテ卸販賣シタルモノナリ

輸出入品ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第二號第五條  
昭和十三年商工省令第二十九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

說明

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件違反は、纖維統制に於て今日迄最も多かつた事件である。右掲記の二例は、即ち其の實例である。此の種犯罪は、彼の綿絲配給統制規則違反事件同様、數府縣乃至は十數府縣の廣範圍の地域に亘り、數十名乃至數百名と云ふ多數被疑者に牽連して發生したのである。

此の綿製品ノ販賣制限ニ關スル件の解釋運用上、最も問題となつたのは、綿絲配給統制規則第四條の無票販賣禁止の規定との關係である。解釋としては、綿絲配給統制規則第四條無票販賣禁止の規定は、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件と、少くとも綿絲の卸賣に關する限りに於ては同一事項を規定し、且後者は前者より一層強き規定なるにより、前法後法の法律解釋の原則より、明文は無いが前者は當然廢止されたと云ふ説が有力に主張され、又一方には、右の兩規則は所謂一所爲數法の關係に在るとの説があつたのである。結局後者の見解に落付いたのであつて大審院判例も亦同様である。

若し前の解釋により運用するとすれば、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件施行後、起訴せる絲の無票販賣は、悉く免訴の言渡を受く可きものであつて、當時としては實務上相當の大問題であつたのである。

尙此の綿製品ノ販賣制限ニ關スル件や、綿絲配給統制規則第三條第四條に違反して賣買されることを、一般に何時とはなしに闇取引と稱せらるゝ様になり、其の闇取引さるゝ絲や織物は無籍物、籍無し、闇物、坊主物、判無し等の語に依り、業者間に云ひふらされて居たのである。

此の綿製品の一般的なる販賣禁止に對し、特に地方長官の許可を受け販賣する場合に、所謂許可印の押捺が行はれたのである。

【記載例三】(刑法犯を含む複雑なる事例)

- 横領、公務所記號不正使用、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反同補助 甲
- 公務所記號不正使用、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反 乙
- 公務所記號不正使用、同偽造行使、輸出入品ニ等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反 丙

事實

被告人甲ハ豫テヨリ〇〇市〇〇區〇〇町一丁目六番地〇〇織物問屋同業組合及〇〇綿織物卸商業組合ニ臨時書記トシテ雇ハレ昭和十三年六月二十九日商工省令第三十九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件實施セラルルヤ爾來綿布販賣許可申請、販賣許可證印ノ押捺、綿布販賣許可再證印ノ押捺、買上綿布ノ處理等ニ關スル事務ニ從事シ居リタル者、被告人乙ハ同市〇〇區〇〇町十四番地織物商合名會社〇〇商店ノ代表社員ニシテ被告人丙ハ同〇〇商店ノ營業主任ナルトコロ

第一、被告人甲ハ

(一) 買上綿布處理事務ニ關シテハ同業組合書記ナル川口某、同關野某等ト共ニ〇〇綿織物卸商業



組合聯合會カ商工大臣ヨリ綿布買上團體トシテ指定ヲ受ケ〇〇綿織物卸商業組合ニ於テ右聯合會ヲ代理シ所屬組合員ヲシテ昭和十三年六月二十九日商工省令綿製品ノ販賣制限ニ關スル件施行當時現在ノ手持綿布ノ品名數量ヲ組合ニ申告セシメ其ノ内買上綿布ニ適合スルモノニ付テハ之ヲ組合ノ買上綿布登錄票ニ登錄シタル上其ノ旨商工省ニ報告シ之ニ對シ商工省、〇〇府ヨリ右買上綿布ヲ販賣スヘキ團體別、品名數量ニ付割當決定通知アリタルトキハ其ノ割當ニ基キ販賣先團體ト組合トノ間ニ右買上登錄綿布ノ賣買契約ヲ締結シ然ル後組合ヨリ業者ニ對シ買上綿布發送指圖書發送通知書等ヲ發行シ業者ヲシテ其ノ所有スル手持買上登錄綿布ヲ右指圖書指定ノ仕向先ニ出荷セシメ以テ販賣先團體ニ之ヲ販賣スル等ノ事務ヲ擔當シ居リタルヲ奇貨トシ

(イ) 前記川口某、關野某等ト共謀ノ上昭和十四年三月中頃ヨリ同年四月十日頃迄ノ間數回ニ〇〇市〇〇區富澤町綿布卸商合名會社字佐商會店員川松某、同市日本橋區堀留町二丁目五番地綿布商犬井某及同市〇〇區吾嬭橋一丁目一番地〇〇消費組合仕入部野本某等ヨリ綿布周旋方依頼ヲ受クルヤ法定ノ除外理由ナク且許可ヲ受ケサルニ拘ラス擅ニ組合名義ヲ冒用シ眞實〇〇府ノ割當アリタルモノノ如ク裝ヒ虚偽ノ買上綿布發送指圖書ヲ作成シ之ヲ同市〇〇區〇〇町三丁目十五番地綿布卸商高橋某商店同商卸遠山商店前記字佐商會等ニ對シ交付シ因テ同商店店員等ヲシテ同商店等所有ノ買上登錄綿織物タル生木綿晒木綿合計二千九百五十反價格合計五千五十二圓五十錢相當ヲ右商店等ヨリ前記犬井某方等ニ向ケ出荷セシメテ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ右犬井某、川松某、江東消費組合等ニ卸販賣スルニ至ラシメ

(ロ) 前記川口某、關野某並綿布卸商〇〇商店店員同卸商〇〇商店店員等ト共謀ノ上法定ノ除外理

由ナク且許可ヲ受ケ居ラサルニ拘ラス昭和十四年三月二十日頃ヨリ同年同月末頃迄ノ間〇〇市

〇〇區堀留町二丁目六番地組合事務所其ノ他ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ前記川松某、同犬井某、森口某等ニ對シ晒木綿生木綿合計三百四十反ヲ代金合計六百一十圓ニテ卸賣シ

(11)(イ) 昭和十三年十一月二十四日頃ヨリ昭和十四年一月二十四日頃迄ノ間前後數回ニ互リ前記

〇〇織物同屋同業組合事務所ニ於テ所屬組合員ナル寺田織物株式會社外三名ヨリ綿物販賣許可再證印申請手数料トシテ現金合計三十八圓五十八錢ヲ受取り同組合ノ爲保管中其ノ頃東京市内ニ於テ擅ニ之ヲ自己ノ用途ニ費消横領シ

(ロ) 前掲第一(一)(イ)記載ノ方法ニ依リ昭和十四年四月十三日頃前記遠山商店ヨリ前記川松某ニ對シ卸賣セシメタル生木綿五百反ノ代金千二百五圓ヲ右川松某ヨリ受領シ之ヲ前記遠山商店ノ爲メ保管中其ノ頃東京市内ニ於テ擅ニ之ヲ自己ノ用途ニ費消横領シ

(三) 綿織物販賣許可ニ關シテハ組合所屬組合員ナル業者ヨリ其ノ所有綿織物ニ付〇〇府知事ニ對シ販賣許可申請ヲ爲シ之ニ對シ〇〇府知事ヨリ許可アリタル時ハ〇〇府吏員ヲ補助シ當該販賣許可綿織物ニ「東京府、年月日許可」ト刻シアル〇〇府ノ販賣許可證印ヲ押捺スル等ノ事務ヲ擔當シ居タルヲ奇貨トシ昭和十三年八月十八日頃〇〇府吏員ト共ニ同市〇〇區十條町三丁目六番地ノ六綿布卸商株式會社〇〇商店ニ赴キ豫テ〇〇府知事ヨリ販賣許可アリタル同商店所有ノ綿布約五萬反ニ付許可證印ヲ押捺スルニ際シ同商店店員岸某ノ依頼ヲ受ケ同人ト共謀ノ上擅ニ行使ノ目的ヲ以テ〇〇府知事ノ販賣許可ナキ同商店所有綿織物正花千五百反ニ右〇〇府ノ許可證印ヲ押捺シ以テ各公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シテ前記岡某カ同年九月二十九日頃ヨリ同年十月十日頃迄ノ



間右〇〇〇商店其ノ他ニ於テ法定ノ除外理由ナク且許可ヲ受ケスシテ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同〇〇〇區大傳馬町一丁目一番地綿布商田口〇郎商店外十數名ニ對シ右正花千五百反ヲ代金合計二千九百八十五圓三十錢ニテ卸賣シタル犯行ヲ容易ナラシメテ幫助シ

(四) 販賣許可再證印ニ關シテハ前記組合所屬組合員ナル業者ニ於テ既ニ地方長官ノ販賣許可ヲ受ケ許可證印ノ押捺アル綿織物ニ付分割染色晒等ノ加工ヲ爲サムトスル時ハ押捺印影カ消滅スルニ至ルヲ以テ豫メ當該販賣許可綿織物ニ付組合ヲ通シ〇〇府ニ對シ販賣許可再證印申請ヲ爲シ置キタル上加工済綿織物ニ付〇〇府ヨリ再證印押捺指令アリタルトキハ〇〇府吏員ヲ補助シ右加工済綿織物ニ前記許證印ヲ押捺スル等ノ事務ヲ擔當シ居タルヲ奇貨トシ昭和十三年十月末頃ヨリ昭和十四年一月初頃迄ノ間前後數回ニ亙リ前記組合事務所ニ於テ綿布卸商山〇商店店員伊口某同卸商〇木方店員佐藤某等ヨリ販賣許可ナキ所謂無籍綿織物ニ付許可證印ヲ便宜押捺セラレタキ旨ノ依頼ヲ受クルヤ之ヲ諒承シ同人等ト共謀ノ上同人等ヲシテ右無籍綿織物ニ付既ニ静岡縣其ノ他ニ於テ販賣許可アリタル旨ヲ記載セル虚偽ノ販賣許可再證印申請書ヲ提出セシメタル上之ニ對シ〇〇府ヨリ許可證印押捺指令アルヤソノ都度昭和十三年十一月七日頃ヨリ昭和十四年二月末頃迄ノ間前記同事務所其ノ他ニ於テ前記二商店所有ノ販賣許可ナキ綿織物合計千七百七十三反ニ前記〇〇府ノ販賣許可證印ヲ押捺シ以テ公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ

第二、被告人甲同乙同丙等ハ共謀ノ上前記第一項(四)記載ト同様ノ方法ニ依リ前記〇〇商店所有ノ販賣許可ナキ無籍綿織物ニ付虚偽ノ販賣許可證印申請ヲ爲シタル上之ニ對シ〇〇府ヨリ押捺指令アルヤ昭和十三年十月二十一日頃ヨリ昭和十四年二月末頃迄ノ間行使ノ目的ヲ以テ前記〇〇商店店舖ニ

於テ同商店所有ノ販賣許可ナキ綿織物四千二反ニ前記〇〇府ノ販賣許可證印ヲ押捺シ以テ公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ

第三、被告人乙ハ同丙ト共謀ノ上右〇〇商店ノ業務ニ關シ物品販賣價格取締規則第一條但書所定ノ事由無キニ拘ラス昭和十三年十月十三日頃ヨリ昭和十四年二月一日頃マテノ間右〇〇商店店舖其ノ他

ニ於テ〇〇市〇〇區横山町三番地ノ五白田某外三十三名ニ昭和十三年七月二十九日東京府告示第五百四十號ニ依リ販賣價格ヲ指定セラレタル種類ノ晒金巾、リンネット、ボブリン等合計約三千二百二十五反告示指定ノ販賣價格ヨリ合計金二萬四千四百五十二圓二十二錢ヲ超過スル對價ニテ卸賣シ

第四、被告人乙同丙ハ共謀ノ上前記〇〇商店ノ業務ニ關シ法定ノ除外理由ナク且許可ヲ受ケ居ラサルニ拘ラス昭和十四年四月二十六日ヨリ同年五月十二日マテノ間引續キ同商店ニ於テ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ同市〇〇區東黒門町三十五番地株式會社中國商店及同市〇〇區横山町八丁目九番地加藤某ニ對シ合計三百二十反ヲ代金合計一萬三千四百八十二圓四十二錢ニテ卸賣シ

第五、被告人丙ハ昭和十三年十一月二十一日頃及同年十二月七日頃行使ノ目的ヲ以テ前記〇〇府ノ販賣許可證印ヲ偽造セムコトヲ企テ同市〇〇區横山町九番地印刷業濱名某及同市同區馬喰町四丁目十番地印刷業泰陽堂事山田某ニ依頼シテ「〇〇府」又ハ「許可」等ノゴム印ヲ作成セシメ且廻轉式年月日ノ印臺ヲ購入シ其ノ頃前記〇〇商店ニ於テ之ヲ組合セ公務所ノ記號ナル〇〇府ノ販賣許可證印一箇ノ偽造ヲ遂ケタル上同年十二月七日頃ヨリ昭和十四年三月十日頃マテノ間引續キ右〇〇商店ニ於テ自カラ又ハ店員寺田某等ニ命シテボブリン瓦斯毛等ノ綿織物合計約五千八十六反ニ右偽造證印ヲ押捺シテ行使シ



タルモノナリ

刑法百六十六條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條  
綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

【記載例四】（公記號不正使用を伴ふ複雑なる事例）

公記號不正使用、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反

甲

公記號不正使用、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反、業務上

横領

乙

事實

被告人甲ハ〇〇縣〇〇郡〇〇村大字〇〇五番地ニ於テ被告人乙ハ同村大字〇〇十番地ニ於テ夫々染物業ヲ營ムモノナル處

第一、被告人甲ハ

(一) 豫テ東京市日本橋區富澤町〇番地織物卸商戸崎某ノ依頼ニヨリ既ニ地方長官ノ販賣許可印ノ押捺セラレアル綿織物ノ染色加工ヲ爲セシカ右加工ニヨリ右捺印消滅シタルニヨリ所謂販賣許可再證ノ申請ヲ爲スニ際リ右戸崎某及〇〇縣商工技手ニシテ同縣ノ綿織物販賣許可捺印ノ係員ナル清川某ト共謀ノ上昭和十四年五月上旬及下旬ノ兩日ニ亙リ合計六千七百二十反位ノ右戸崎某ノ委託品ヲ被告人ノ所有ニシテ之ヲ被告人ヨリ右戸崎某ニ販賣スルニヨリ販賣許可アリタキ旨ノ内容

虚偽ナル販賣許可申請書ヲ〇〇縣廳係員ニ提出シテ同縣知事名義ノ許可書ヲ一部得タル上又ハ一部ハ之ヲ得サル以前ニ被告人自宅ニ於テ右織物反末又ハ別紙ニ右清川保管ノ許可印章ヲ以テ右織物反數ニ相當スル數ノ〇〇縣ノ綿織物販賣許可印ヲ押捺シ且被告人ハ右五月下旬頃ノ捺印ニ際リ擅ニ使用人ヲシテ許可ヲ得シ數ヲ超エ約四百位ニ亙リ右許可印章ヲ紙片ニ押捺セシムル等ヲ爲シ以テ公記號タル右〇〇縣販賣許可印ヲ不正ニ使用シ

(二) 昭和十四年六月中二回ニ亙リ右自宅等ニ於テ法定ノ除外事由無キニ不拘地方長官ノ許可ヲ受ケヌシテ國內向用綿織物計百十反（代價三百十圓位）ヲ商工大臣ノ指定シタル者ニ非サル東京市荒川區四丁目吳服商古川某ニ卸販賣シ且右綿織物中當初ノ各九十反ニハ前記（一）末尾ニ記載セル許可數ヲ超過シテ押捺セル〇〇縣販賣許可印紙ヲ擅ニ貼付シテ真正ナルモノノ如クニ裝ヒテ賣渡シ以テ之ヲ不正ニ使用シ

第二、被告人乙ハ

(一) 豫テ〇〇市〇〇區大傳馬町三丁目綿布卸商株式會社〇〇商店ノ依頼ニヨリ既ニ地方長官ノ販賣許可印ノ押捺セラレアル綿織物ノ染色加工ヲ爲セシカ右加工ニヨリ右捺印消滅シタルニヨリ所謂販賣許可再證ノ申請ヲ爲スニ際リ同商店店員中村某及〇〇縣商工技手ニシテ同縣ノ綿織物販賣許可捺印ノ係員タル清川某ト共謀ノ上昭和十四年五月二十九日頃及同年六月十二日頃ノ兩日ニ亙リ合計三千餘反ノ右〇〇商店ノ委託品ヲ被告人ノ所有ニシテ之ヲ被告人ヨリ右〇〇商店ニ販賣スルニヨリ許可アリタキ旨ノ内容虚偽ナル販賣許可申請書ヲ〇〇縣廳係員ニ提出シテ同縣知事名義ノ許可書ヲ一部ハ得サル以前ニ一部ハ之ヲ得タル上被告人自宅ニ於テ右清川保管ノ許可印章ヲ以テ



右織物反數ニ相當スル〇〇縣ノ綿織物販賣許可印ヲ白紙ニ押捺シ且被告人ハ右六月十二日頃ノ捺印ニ際リ擅ニ使用人ヲシテ許可ヲ得シ數ヲ超エ約三千五百反ニ亙リ右許可印ヲ白紙ニ押捺セシムル等以テ公記號タル右〇〇縣販賣許可印ヲ不正ニ使用シ

(二) 昭和十四年六月中右自宅等ニ於テ法定ノ除外事由無キニ不拘地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ國內向用綿織物計百九十五反(代價一千三百八十六圓)ヲ商工大臣ノ指定シタル者ニ非サル〇〇市〇〇區四丁目吳服商古川某ニ對シ卸販賣シ且右綿織物ニハ夫々前記第二、(一)末尾ニ記載セル許可數ヲ超過シテ押捺セル〇〇縣販賣許可印紙ヲ擅ニ貼付シテ眞正ナルモノノ如クニ裝ヒテ賣渡シ以テ之ヲ不正ニ使用シ

(三) 被告人ハ前記第二、(一)冒頭記載ノ如ク右〇〇商店等ノ依頼ニヨリ織物ノ染色加工業ヲ營ムモノニシテ昭和十四年六月中二回ニ亙リ右〇〇商店ヨリノ染色委託品ニシテ自己カ業務上保管中ナリシ綿織物合計三百十反(時價四百六十五圓)位ヲ擅ニ自宅等ニ於テ賣却シ以テ横領シタルモノナリ

通 條

刑法百六十六條第二百五十三條

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條第五條

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

說 明

記載例三及四の違反の要旨は、右の綿製品ノ販賣制限ニ關スル件に依り、一般的に綿製品の販賣が禁

ぜられ、特に販賣する場合には地方長官に申請し各反物に許可印の押捺を受けて居たのであつたが、此の許可手續に背き又は所謂販賣許可再證の申請をなすに當り擅に自分が許可印を偽造したり、又不正に使用したりして之に依り綿製品の闇取引をしたことであつて惡質なる事例である。

本例にて問題となつたのは、此の地方長官の爲す許可印の性質であつた。刑法第五十五條の公文書なりとする説と、同法第六十六條の公務所記號なりとする説があつたが、結局後者の解釋に歸したのであつた。

押捺の手續等は右記載例を見ると大體明である。

【記載例五ノ一】(輸出綿絲布購入票詐欺演義を伴ふ複雑なる事例)

贈	同	同	同	同	收
賄	同	同	同	同	賄
	甲	乙	丙	丁	戊

事 實

被告人甲ハ〇〇區〇〇町十二番地所在輸出袋物雜貨製造業團〇商事合資會社ノ代表者、被告人乙ハ同會社ノ事務員、被告人丙ハ本所區向島〇〇町二六一番地ニ於テ輸出袋物製造業ヲ營ムモノ、被告人丁ハ鑛山業ヲ營ムモノ、被告人戊ハ昭和十三年八月六日〇〇府書記ヲ拜命シ同府經濟部物資調整課兼工務課勤務ヲ命セラレ同月三十一日商工主事補ニ任セラレ昭和十四年十一月十五日頃ヨリ經濟部工務課



輸出工業係ト爲リ昭和十二年法律第九十二號輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ニ基キ昭和十三年六月三十日商工省令第四十號輸出綿製品配給統制規則等施行セラレ輸出綿製品ノ需給關係カ商工大臣ニ依リ調整セラルルコトト爲リ同年九月八日商工省臨時物資調整局第四部長通牒ニ依リ又ハ商工大臣ノ諒解ノ下ニ地方長官カ日本布帛製品工業組合聯合會外十團體所屬組合員及同組合所屬組合員以外ノ者ニ對スル輸出品用綿絲布ノ購入票配給事務ヲ更ニ昭和十四年四月二十四日頃ヨリ〇〇府知事カ輸出品用人絹絲布購入證明事務ヲ夫々管掌スル事ト爲ルヤ上司ノ命ニ依リ右各製造工業者ヨリ輸出品用綿絲布購入票發給申請書並ニ同人絹絲布購入證明書發給申請書等ノ提出アリタル場合之カ査定ヲ爲シ順次上司ノ決裁ヲ經テ右購入票及購入證明書下附等ノ事務ヲ擔當シ居リタルモノナルトコロ

第一、被告人甲、同乙ノ兩名ハ共謀ノ上昭和十四年八月十九日頃〇〇區〇町〇〇ビル地階花月食堂ニ於テ被告人乙ヨリ右被告人戊ニ對シ同人カ被告人甲ノ爲輸出用袋物ノ原材料タル綿織物並ニ人絹等ノ配給ニ關スル購入票下附或ハ購入證明等ニツキ職務上種々斡旋便宜ヲ計リ吳レ且將來モ同様便宜ヲ計リ吳ルルコト等ノ行爲ニ對スル報酬トシテ三越商品券十圓券一枚ヲ交付シ依テ同被告人ノ職務ニ關シ贈賄シ

第二、被告人丙、同丁、同乙ノ三名ハ共謀ノ上昭和十四年九月二十八日〇〇區新富町三丁目八番地待合藤酒家(坂〇ハ〇經營)ニ於テ被告人戊ニ對シ同人カ被告人丙等ノ爲輸出用袋物ノ原材料タル綿織物並ニ人絹等ニ關スル購入票下附或ハ購入證明等ニ付職務上種々斡旋便宜ヲ計リ吳レ且將來モ同様便宜ヲ計リ吳ルルコト等ノ行爲ニ對スル報酬トシテ約十七圓八十錢ニ相當スル酒食ノ饗應ヲ爲シ以テ同被告人ノ職務ニ關シ贈賄シ

第三、被告人戊ハ

(一) 前記第一記載ノ日時場所ニ於テ被告人乙ヨリ同項記載ノ如キ趣旨ノ下ニ交付スルモノナルノ情ヲ諒知シナカラ三越商品券十圓券一枚ノ交付ヲ受ケ以テ其職務ニ關シ收賄シ

(二) 前記第二記載ノ日時場所ニ於テ被告人乙外二名ヨリ同項記載ノ如キ趣旨ノ下饗應スルモノナルノ情ヲ諒知シ乍ラ約〇〇圓〇〇錢ニ相當スル酒食ノ饗應ヲ受ケ以テ其職務ニ關シ收賄シタルモノナリ

【記載例五ノ二】(右同上)

私文書偽造行使詐欺  
私文書偽造同變造同行使偽造私文書行使詐欺  
私文書偽造同變造同行使詐欺  
同

事實

甲 乙 丙 丁

被告人甲ハ〇〇區〇〇町十二番地所在輸出袋物雜貨製造業兼貿易商岡〇商事合資會社ノ代表者ニシテ輸出用商品ノ原料タル綿布人絹布等ヲ日本輸出布帛製品株式會社及〇〇府ヨリ夫々發給スル購入票ニ依リ配給ヲ受ケ居リタルモノ、被告人丙ハ〇〇區向島〇〇町二十六番地ニ於テ輸出袋物製造業ヲ營ミ右原材料ヲ東京府ノ發給スル購入票ニ依リ發給ヲ受ケ居リタルモノ、被告人乙ハ右岡〇商事合資會社ノ事務員ニシテ同會社ノ〇〇府ニ對スル綿絲布購入票及人絹布購入證明書發給申請等ノ事務ヲ擔當シ居リタルモノ、被告人丁ハ鑛山業ヲ營ムモノナルトコロ



第一、被告人甲ハ外國ヨリノ直接註文カ豫メ暗號電報ニ依リ次テ郵送ノ本註文書ニ依リ爲サレ右兩者一體トナリテ一個ノ註文トナルニ不拘電報到着後右本註文書ノ到着迄ニ約四十日ノ期間アルヲ奇貨トシ東京府工務課輸出工業係ニ對シ右電報並本註文書ヲ夫々海外註文書原本トシテ二重ニ提出シ同係員ヲ欺罔シテ前記購入票等ヲ騙取セム事ヲ企テ

(一) 昭和十四年七月十四日ロンドン市アツカーマン商會ヨリ玩具ハンドバッグ合計二百グロスノ暗號電報註文ヲ受ケ本註文書到着前タル同月二十六日〇〇府ニ對シ右暗號電報ヲ註文書原本トシテ所定申請書類ニ添付提出シテ綿布ミチヤール記載ノ購入票ノ發給ヲ受ケタルニ不拘同年八月初旬右アツカーマン商會ヨリ右暗號電報註文ニ照應一體トナリテ一個ノ註文書トナルヘキ記載事項同一ノ本註文書ノ郵送ヲ受クルヤ眞實輸出品ヲ製造スル意圖ナキニ不拘同月十四日〇〇府工務課輸出工業係ニ對シ右本註文書ヲ別個ノ新註文書原本トシテ輸出製用品用絹布購入證明願ニ添付提出シ因テ同係員並其上司ヲシテ順次右註文書ヲ前記暗號電報註文ト別個獨立ナル旨誤信セシメ同月十八日〇〇府知事〇〇〇〇ノ署名捺印アル輸出製用品用絹購入證明書一通(二萬九千六百六十年ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(二) 同年五月十七日右アツカーマン商會ヨリコンパクト三種合計四百五十哥ノ暗號電報註文ヲ受ケ前同様本註文書ノ到着前同年六月十四日之ヲ使用シテ〇〇府ヨリ綿布千九百二十ヤール記載ノ購入票ノ發給ヲ受ケタルニ不拘其後同商會ヨリ前同様電報註文ニ照應一體トナリテ一個ノ註文書トナルヘキ記載事項同一ノ本註文書到着スルヤ同年八月二十一日頃眞實輸出用品ヲ製造スル意圖ナキニ不拘東京府工務課輸出工業係ニ對シ右本註文書ヲ獨立別個ノ新註文書ノ原本トシテ輸出品

綿用布購入票發給申請書ニ添付提出シ因テ同課係員及其ノ上司ヲシテ順次前同様誤信セシメ同年九月四日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(二千七百ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

第二、被告人甲ハ前記原材料購入票發給申請書ニ添付スヘキ外國商會ヨリノ註文書ヲ偽造シ〇〇府ニ提出行使シテ輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セムコトヲ企テ

(一) 昭和十四年十月中旬頃被告人乙ヲシテ豫テ取引アリタル濠洲シドニー市ポイド、レビー商會ノ註文用紙二百枚ヲ印刷セシメ置キ同年十一月十七日頃前記自宅事務所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ情ヲ知ラサル爪哇生ノ店員三村某ニ命シテ右註文用紙一枚ニ同商會カ岡〇商事合資會社ニ對シ綿製ハンドバック等合計二百二十哥ノ註文ヲ爲ス旨ノ虚偽ノ内容ヲ英文ヲ以テ記載セシメタル上註文者欄ニ擅ニポイド、レビー商會代表者ポイド、エヌ、レビーノ署名ヲ附書セシメ以テ右ポイド、レビート作成名義ノ私文書一通ヲ偽造シ

(二) 同月下旬頃右事務所ニ於テ被告人乙ト右偽造註文書ヲ行使シテ〇〇府ヨリ輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セムコトヲ共謀シ同年十二月二十二日被告人乙ニ於テ〇〇府工務課輸出工業係ニ對シ被告人甲名義ノ輸出品用綿絲布購入票發給申請書ニ右偽造註文書ヲ眞正ナルモノトシテ添付ノ上提出行使シ因テ同係員並其上司ヲシテ順次眞實ノ註文ニ基ク申請ナル旨誤信セシメ即日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(一萬九千八百八十ヤール記載)ヲ發給セシメ之ヲ騙取シ第三、被告人甲ハ外國ヨリノ同一註文ニ基キ〇〇府並日本輸出布帛製品株式會社ニ對シ二重ニ右輸出註文品製造ニ要スル原材料購入票或ハ購入證明書發給申請ヲ爲シ輸出品用綿布購入票等ヲ騙取セム



コトヲ企テ

(一) 同年八月十四日横濱市所在寺澤貿易店取扱ロンドン市ベリ一商會ノ註文ニ付右寺澤貿易店ヨリ自己宛ノ註文書ヲ使用シテ〇〇府ヨリ輸出品綿絲布購入票及輸出製品用人絹布購入證明書ノ發給ヲ受ケタルニ拘ラス〇〇府ニ於テハ右註文書ノ外更ニ該註文ニ對スル横濱絹、人絹輸出組合發行ノ登録證ヲ徵セサルヲ奇貨ト爲シ同年九月一日東京市淺草區小島町一丁目所在日本輸出布帛製品株式會社東京出張所ニ對シ右發給濟ナル情ヲ秘シ前記横濱絹、人絹輸出組合發行ニ係ル右註文ノ證明書トシテ所定書類ニ添付ノ上ニ括提出シ同會社係員ヲ欺罔シ因テ同會社ノ記名捺印アル一萬五千六百ヤール記載ノ綿織物購入票三千六百ヤール記載ノ人絹布購入票各一通ヲ交付セシメテ之ヲ騙取シ

(二) 同年八月十四日横濱市ウインクレル商會、東京市浪波貿易商會取扱ノ外國註文ニ付右兩商會ノ自己宛註文書ニ依リ〇〇府ヨリ輸出品用綿絲布購入票及輸出製品用人絹布購入證明書ノ發給ヲ受ケタルニ拘ラス(一) 同様ノ事情アルヲ奇貨トナシ同年十月十一日前記會社東京出張所ニ對シ右情ヲ秘シ前記輸出組合發行ニ係ル右同一註文ノ登録證ヲ別個ノ註文ノ證明書トシテ所定書類ニ添付ノ上ニ括提出シ同會社係員ヲ欺罔シ因テ同會社ノ記名捺印アル綿織物購入票三通(合計千四百三十六ヤールニ步記載)及人絹布購入票一通(四百七十八ヤール記載)ヲ交付セシメテ之ヲ騙取シ

第四、被告人丙、同乙、同丁ハ共謀ノ上眞實輸出品製造ノ意圖ナキニ不拘東京府ニ對シ虚偽ノ申請ヲ爲シ輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セムコトヲ企テ

(一)(イ) 昭和十四年九月一日頃京橋區新富町待合〇家ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ直輸出商鈴木某發行同年五月十一日附被告人丙宛、輸出用セル、ハンドバック三百哥、納期同年七月十日ナル記載アリ右納期經過ニ依リ註文取消ノ爲無効死文ト化シタル註文書寫一通ヲ使用シ其ノ納期欄ニ「延期昭和十四年十月中」ト虚偽ノ記入ヲ爲シ以テ同商店カ同被告人ニ同年十月中ヲ納期トシテ右輸出品ノ註文ヲ爲ス旨ノ同商店作成名義ノ私文書一通ヲ偽造シ

(二) 同年九月十二日頃前同場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ右鈴木商店發行同年六月一日附被告人丙宛輸出用セル張木綿片側手提百哥、納期同年八月三十日ナル記載アリ右納期經過ニ依リ註文取消ノ爲無効死文ト化シタル註文書寫一通ヲ使用シ其ノ數量欄ヲ二百哥ト改竄シ納期欄ニ「延期昭和十四年十月中」ト虚偽ノ記載ヲ爲シ以テ同商店カ同被告人ニ同年十月中ヲ納期トシテ右輸出品二百哥ノ註文ヲ爲ス旨ノ同商店作成名義ノ私文書一通ヲ偽造シ

(三) 同年九月十二日頃前同場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ貿易商カルノ商會佐藤某發行、同年六月二日附、袋物製造業若〇屋宛、輸出用セルロイドハンドバック百哥、納期同年六月中ナル註文書寫一通及同商會發行右若〇屋宛右輸出品五十哥納期同年六月中ナル註文書寫一通孰レモ右納期經過ニ依リ註文取消無効ナルモノヲ使用シ各宛名欄ヲ孰レモ「田〇商店」ト納入期日欄ヲ「十月十月中」及「十月中」ト夫々改竄シ以テ右佐〇庄〇カ被告人田〇ニ對シ同年十月十一月ヲ納期トシテ右輸出品百哥及五十哥ノ各註文ヲ爲ス旨ノ右佐〇作成名義ノ私文書一通ヲ偽造シ

(四) 同年九月二十日頃前同場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ前記第四(一)(二)掲記鈴木商店發行註文書寫ノ原本(記載事項同一ニシテ前同様註文取消濟ノ爲無効)ニ通ヲ使用シ其ノ數量欄「二十箱



五哥入」ヲ「二百哥」ト改竄シ納期欄ニ「延納期昭和十四年十二月中」ト虚偽ノ記載ヲ爲シ以テ同商店カ同被告人ニ同年十二月中ヲ納期トシテ前同輸出品二百哥ノ註文ヲ爲ス旨ノ同商店作成名義ノ私文書一通ヲ偽造シ

(ホ) 前同日頃前同場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ前記第四、(一)、(ハ)掲記カルノ商店佐藤某發行註文書寫ノ原本(記載事項同一ニシテ前同註文取消ノ爲無効)ニ通ヲ使用シ各宛名欄ヲ孰レモ「田〇」ト納入期日欄ヲ夫々「十月、十一月」ト改竄シ註文者欄右佐藤某ノ名下及改竄個所ニ夫々佐藤ナル有合印ヲ捺捺シ以テ右佐藤カ被告人丙ニ對シ前記(ハ)同様ノ註文ヲ爲ス旨ノ右佐藤名義ノ私文書二通ヲ偽造シ

(イ) 同年十月二十六日頃前同場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ前記カルノ商會發行同年十月二十四日附被告人丙宛輸出用玩具ハンドバツク五十哥ナル註文書一通ノ數量欄ヲ「百五十哥」ト改竄シ以テ同人名義ノ私文書一通ヲ變造シ

(ロ) 同年九月一日〇〇府工務課輸出工業係ニ對シ前記第四(一)、(イ)掲記ノ偽造註文書一通ニ之ヲ基礎トシテ作成セル内容虚偽ナル被告人丙名義ノ輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ眞實ナルモノトシテ添付提出行使シ、同係員並其ノ上司ヲシテ順次眞實海外註文ニ依ル眞正ナル右購入票發給申請書ナル旨誤信セシメ因テ四月五日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(八千八百ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(ハ) 同年十二日前記第四(一)、(ロ)、(イ)掲記ノ偽造註文書二通ニ夫々之ヲ基礎トシテ作成セル前同田〇名義ノ内容虚偽ナル輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ前同様同係員ニ對シ眞正ナルモノトシテ添付提出行使シ同係員並其ノ上司ヲ順次前同様欺罔シ因テ同月十四日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票二通(合計一萬二千九百六十ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(ニ) 同年九月二十日前記第四(一)、(ニ)、(ホ)掲記ノ偽造註文書二通ニ夫々之ヲ基礎トシテ作成セル前同丙名義ノ内容虚偽ナル輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ前同様同係員ニ對シ眞正ナルモノトシテ添付提出行使シ同係員並其ノ上司ヲ順次前同様欺罔シ因テ四月二十五日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(九千九百六十ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(三) 同年十月二十六日前記第四(一)、(ハ)掲記ノ變造註文書一通ニ之ヲ基礎トシテ作成セル前同丙名義ノ内容虚偽ナル輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ同様同係員ニ對シ眞正ナルモノトシテ添付提出行使シ同係員並其ノ上司ヲ順次前同様欺罔シ因テ同月二十八日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(三千六百ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(四) 原材料カ人絹布等ニシテ綿布ヲ要セサル輸出品ノ註文書ヲ使用シテ輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セム事ヲ企テ同年十月二十三日前記寺澤貿易店發行被告人丙宛レヨン製手提等綿製品ニ非サル註文書二通(第三〇一號及第二九六〇號)ニ依リ同被告人カ同貿易店ヨリ綿製手提等ノ註文ヲ受ケタル如キ同被告人名義ノ虚偽ノ註文書寫二通並之ニ基キ同被告人名義内容虚偽ナル輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ順次作成シ之ヲ前同様同係員ニ對シ眞正ナルモノトシテ提出シ同係員並其ノ上司ヲシテ順次眞實輸出用綿製品註文ニ基ク右購入票發給申請ナル旨誤信セシメ因テ同月二十六日〇〇府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(四千九百八十ヤール記載)ヲ發給



セシメテ之ヲ騙取シ

(四) 前記第三、(一)記載寺○貿易店取扱ベリ、商會ノ註文ニ付被告人甲カ既ニ原材料ノ配給ヲ受ケタル事ヲ知悉シ乍ラ更ニ○○府ヨリ同一註文ニ依リ輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セムコトヲ企テ同年十月二十七日頃被告人丙ニ於テ右寺○貿易店店員志村某ニ對シ金主ニ呈示スル爲使用スル旨申許リテ同一内容ノ註文書一通ノ再發行ヲ受ケ同月三十日被告人丙同乙同丁ニ於テ係員ニ對シ右註文書ヲ別個ノ新註文トシテ被告人丙名義ノ輸出品用綿絲布發給申請書ニ添付シテ提出シ同係員及其ノ上司ヲ順次欺罔シテ同年十一月一日○○府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(二萬四千元ル記載)ヲ騙取シ

第五、被告人丁、同丙ハ共謀ノ上前第四同様輸出品用綿絲布購入票ヲ騙取セム事ヲ企テ

(一)(イ) 同年十二月十二日頃前記○家ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ貿易商カルノ商會發行同年十二月五日被告人丙宛、輸出用玩具、ハンドバック五十哥乃至七十哥ナル註文書一通ノ數量欄ヲ「百五十哥乃至百七十哥」ト改竄シ以テ同商會名義ノ私文書一通ヲ變造シ

(二) 同月二十二日頃前記場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ前記寺○貿易店發行同年十二月十六日附被告人丙宛輸出用ハンドバック五十哥ナル註文書一通ノ數量欄「五十哥」ヲ「五百哥」ト改竄シ以テ同貿易店名義ノ私文書一通ヲ變造シ

(三)(イ) 同月二十二日頃前記第五(一)(イ)掲記○家ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ貿易商カルノ商會發行同年十二月五日附被告人丙宛、輸出用玩具ハンドバック五十哥乃至七十哥ナル註文書一通ノ數量欄ヲ「百五十哥乃至百七十哥」ト改竄シ以テ同商會名義ノ私文書一通ヲ變造シ

(四) 同月二十二日頃前記場所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ前記寺○貿易店發行、同年十二月十六日附被告人丙宛輸出用ハンドバック五十哥ナル註文書一通ノ數量欄「五十哥」ヲ「五百哥」ト改竄シ以テ右貿易店名義ノ私文書一通ヲ變造シ

(三)(イ) 同月二十二日頃前記第五(一)(イ)掲記ノ變造註文書一通ニ之ヲ基礎トシテ作成セル内容虚偽ナル被告人丙名義ノ輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ添付シ前同様係員ニ真正ナルモノトシテ提出行使シ同係員及其ノ上司ヲ順次欺罔シテ四月十六日○○府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票一通(五千百ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(四) 同月二十二日頃前記第五(一)(ロ)掲記ノ變造註文書ニ基キ該註文品カ綿製品ニ非サルニ不拘被告人丙名義ヲ以テ同被告人カ寺○貿易店ヨリ輸出用綿製手提五百哥ノ註文ヲ受ケタル旨ノ虚偽ノ註文書寫一通竝之ヲ基礎トシテ作成セル内容虚偽ナル輸出品用綿絲布購入票發給申請書一通ヲ順次作成シ右變造註文書ニ添付シテ前同様係員ニ真正ナルモノトシテ提出行使シ同係員及其ノ上司ヲ順次欺罔シテ即日○○府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票二通(合計二萬七千ヤール記載)ヲ發給セシメテ之ヲ騙取シ

(三) 前記第四、(三)同様綿製品ニ非ル輸出品ノ註文ニ依リ右購入票ヲ騙取セム事ヲ企テ同月二十日頃前記寺○貿易店ノ被告人丙宛人絹布製手提註文書一通(第三〇二號)ニ依リ同被告人カ同貿易店ヨリ輸出用綿製手提五百哥ノ註文ヲ受ケタル如キ虚偽ノ註文書寫一通竝之ニ基ク内容虚偽ナル輸出品用綿絲布發給申請書一通ヲ順次作成シ之ヲ前同様真正ナルモノトシテ同係員ニ提出シ同係員及其ノ上司ヲ順次欺罔シテ同月二十二日東京府ノ記名捺印アル輸出品用綿絲布購入票三通(合